

総務文教委員会記録

○開催日時

平成31年3月15日 午前9時58分～午後5時14分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長	徳永武次	委員	今塩屋裕一
副委員長	井上勝博	委員	川添公貴
委員	瀬尾和敬	委員	落口久光
委員	杉菌道朗	委員	坂口健太

○その他の議員（5人）

議員	新原春二	議員	成川幸太郎
議員	福元光一	議員	松澤力
議員	持原秀行		

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	甌はひとつ推進室長	古里洋一郎
財産活用推進課長	橋口堅	行政改革推進課長	上戸理志
契約検査課長	南忠幸	地域政策課長	屋久弘文
専門職	綾織孝文	情報政策課長	佐多誠一
危機管理監	中村真	広報室長	黒木諭
防災安全課長	寺田和一	ひとみらい対策監	今吉美智子
原子力安全対策室長	祁答院欣尚	ひとみらい政策課長	堀ノ内孝

企画政策部長	末永隆光	選挙管理委員会事務局長	西木場重行
企画政策課長	南輝雄		

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	瀬戸口健一
議事調査課長	砂岳隆一	議事グループ員	藤井朋子

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	選挙管理委員会事務局
議案第14号 薩摩川内市過疎地域自立促進計画の変更について 議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	甌はひとつ推進室
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	地 域 政 策 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	情 報 政 策 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	広 報 室
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	ひとみらい政策課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	契 約 検 査 課

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから、きのうに引き続き、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程案について、事情により入れかえ、まず、選挙管理委員会事務局、次に企画政策部を審査し、その後、総務部の続きである財産活用推進課から審査を進めたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めてまいります。

ここで、1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）それでは、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

まず、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）

平成31年度の事業概要について説明いたします。

資料のほうは、当初予算概要の141ページをお開きください。

選挙管理委員会は、国・県及び本市の各種選挙の執行事務を所管し、選挙人名簿の調製や選挙啓発活動等に関する事務を執行しております。平成31年度の選挙は、資料の中段の7月28日任期満了の参議院議員選挙と、資料のほう下段になります4月29日任期満了の鹿児島県議会議員選挙の2件を予定しておりまして、それぞれの選挙を執行するための経費を計上しております。

次に、歳出予算について予算調書で説明いたします。

予算調書は261ページでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費、事項、選挙管理委員会費は2,926万6,000円ございま

す。主な内容は、選挙管理委員会の一般経費に係るもので、選管委員4名の報酬と職員給与のほか、全国市区選挙管理委員会連合会分担金等でございます。

次に、その下、2款4項2目選挙啓発費の事項、選挙啓発費は130万9,000円でございます。選挙啓発費は、常時及び選挙時の啓発事業に係るもので、選挙啓発ポスターコンクールや習字コンクールの報償費のほか、明るい選挙推進協議会委員の国会謝金や旅費、明るい選挙推進協議会薩摩支会負担金等でございます。

次に、262ページをお開きください。

2款4項2目選挙啓発費の事項、参議院議員選挙臨時啓発費は15万円でございます。参議院での選挙時啓発事業に係るものでございます。

次に、その下、2款4項3目選挙費の事項、参議院議員選挙費は、5,772万6,000円でございます。平成31年7月28日任期満了の参議院議員通常選挙の執行に係る経費で、投票票選挙事務従事者等の報酬や時間外勤務手当、ポスター掲示板設置撤去業務委託費等が主なものでございます。

次に、263ページをお開きください。

2款4項3目選挙費の事項、鹿児島県議会議員選挙費は4,266万6,000円でございます。平成31年4月29日任期満了の鹿児島県議会議員選挙の執行に係る経費で、投票票選挙事務従事者等の報酬や時間外勤務手当、ポスター掲示板設置撤去業務委託費等が主なものでございます。

続きまして、歳入予算について説明いたします。

予算調書のほうは75ページをお開きください。

16款県支出金3項県委託金1目県委託金、総務費委託金でございます。在外選挙人名簿登録事務委託金は、国外在住の有権者の登録又は抹消手続に対する交付金2万4,000円でございます。

次に、参議院議員選挙委託金は、当該選挙の執行経費として5,772万6,000円。

次に、鹿児島県議会議員選挙委託金は、当該選挙の執行経費として4,266万6,000円。

次に、参議院議員選挙啓発推進事業委託金は、当該選挙時啓発活動に係る執行経費として15万円でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑

願います。

○委員（杉菌道朗）1点だけ。備品購入費のこの269万円。この内訳を教えてください。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）参議院議員選挙の備品購入費ということで、読取分類機を開票時に使用しているんですけども、その増設ユニットの購入を予定しております。

○委員（井上勝博）鹿児島純心女子大学とか、そういったところ出張して投票所を設けるといふふうになっていますが、高校生などはどういふふうにしているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）鹿児島純心女子大学、それからポリテクカレッジ川内において期日前投票所を開設し、学生の皆さんの投票も促しているところです。

高校生等については、現在のところ、各公立高等学校などでというのはまだ実施をしていないところでございます。

○委員（坂口健太）1点お伺いしたいと思いません。選挙事務従事者の募集について、どういった方々を対象にされているのか伺いたいと思えます。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）選挙事務従事者については、現在のところ、職員を充てることとしてしているところです。そのほか補助的な業務については、臨時職員で対応しているところでございます。

○委員（坂口健太）答弁ありがとうございました。

選挙管理費用の縮減という観点からも、また選挙啓発の観点からも学生であったり、そういった方々を対象に選挙事務に従事できれば、費用の縮減とともに啓発も図れる——そういったことを取り組まれている自治体もあるようですから、ぜひまた今後検討してみたいかと思いますが。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）先ほど補助的な業務については臨時職員をということを申し上げたんですけども、鹿児島純心女子大学における期日前投票におきましては、鹿児島純心女子大学の学生の皆さんにもお声かけをして今回は事務を手伝っていただくということでお願いをしているところでございます。

○委員（井上勝博）先ほど高校生については何もしていないということなんですが、今後の計画ではやはり高校生も投票権、選挙権が出てきてい

るわけですから、対策としてやっぱり必要になってきているんじゃないかと思うんですよね。その辺についてはお考えはないですか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）期日前投票所の設置につきましては、設置する場所についてその管理者等と協議をして、できるかどうか、まずは場所の問題、それから従事する職員の問題等もありますので、検討してまいりたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局から説明をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）総務文教委員会資料、総務部の分になりますが、そちらの資料の13ページをお願いいたします。鹿児島県議会議員選挙の執行についてでございます。

選挙の期日は、平成31年4月7日、告示日は3月29日、選挙すべき議員の数は3名となっております。

本市で投票できる方については、住所要件が平成30年12月28日以前からの居住者になり、年齢要件は、平成13年4月8日までに出生した者が対象となります。その他、県内の他の市町村に転出後4カ月を経過していない方についても対象となってきます。

登録の移しかえの延期間につきましては、記載の期間内に市内転居をした場合、転居前の投票区での投票になるというものでございます。

投票所については、市内の9カ所の投票所で実施をいたします。

投票時間は、午前7時から午後7時までですが、一部の投票所で時間を繰り上げることとなります。

期日前投票につきましては、本庁及び各支所に

において、3月30日から4月6日までの期間実施いたします。時間は午前8時30分から午後8時までですけれども、一部の投票所では時間を繰り上げとなります。

また、鹿児島純心女子大学、ポリテクカレッジ川内でも実施を予定しております。

開票につきましては、第1開票区はサブアリーナで午後8時30分から、第2開票所、第3開票所は、それぞれ上甕老人福祉センターと下甕支所において午後8時からの開始予定でございます。

最後に、入場券につきましては、3月28日に郵便局に送達する予定としてございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これを含め、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） まず、1点目。先ほど井上委員のほうからの話で高校生の投票の関係ですが、おおむね高校3年生が対象になるかと思うんですけれども、まずは学校の選挙に対する方針があるということが一つ。

なぜかという、18歳未満の子も同席しているということがありますよね、同じ3年生でも投票権のある子とない子がいて、ない子が選挙運動をするとこれは公職選挙法違反に値するので。そこら辺は啓発はするにしても学校側と十分に協議をしながらやっていかないと、期日前投票の場所を設けるとかいうのはまず無理なので、そういうことを考えたときにですよ。だから、そこら辺は慎重に留意をされてやっていかれたほうがいいのかと思います。

これは実際の例で行くと、SNSで一斉に発信をしますよね。これは選挙違反になりません。18歳の子が全部送ったときに相手が18歳じゃなかったときは選挙違反になりますから。そういうことがあるので、十分そこら辺は注意をされてやっていかれるように私はちょっと考えているんです。お考えがあったら教えてください。

それともう1点、期日前投票に関してなんです。薩摩川内市の場合は離島を抱えているということで、書いてあるとおり、第1・第2・第3投票区がありますよね。これがその所在地に行かないと、期日前投票ができないんですよ。ここを何とかできないかと思うんですよ。

というのは、第2とか第3投票区の人で、住所

が向こうにあって、こっちにいた場合にわざわざ投票しに帰らなきゃいけないんですよ。だから、そこら辺を何とか、こっちの本土で投票できるようにできないのかどうか。開票区が違ってオンラインでつながっていますから、そこら辺ができないのかということなんです。そこら辺はどう対応されるのか、今後、対応ができるのかどうかです。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）

まず、学校での期日前投票の関係でございますけれども、現在、主権者教育ということで、学校等で選挙の啓発活動も行っているところでございます。委員のほうから御指摘があったとおり、そこで期日前投票をすると問題もあるということだろうと思っておりますが、引き続きそういった問題も含めながら検討はしていきたいと思っております。ただ、これまでどおり主権者教育のほうも実施しながら啓発活動は行っていきたいと考えております。

次に、開票区が3カ所あるということで、それぞれのところで投票ができないということですが、共通投票所というものがあまして、どこの場所でも投票ができるというようなものもあるんですけれども、全ての投票所をネットワークでつなぐというようなことも二重投票を防ぐ観点から必要になってまいります。それと経費面、それから各投票所の電波の状況、全部ネットワークでつながるのかどうかと、そういった検証も含めながら検討をしてみたいと考えております。

○委員（川添公貴） 自分が住んでいるところに住民票があるのが当たり前なだけで、諸般の事情で住民票は置いて仕事するときだけ出てくるという形が結構あるんですよ。投票率を上げるためにもやはり投票しやすい環境づくりということで、その第1投票区、第2、第3が皆、開票区があるにしても今はインターネットのセキュリティもばっちりになっているので、どこでも投票ができるように今後ちょっと検討していただきたいと思っております。

極端な例を言うと、わざわざ船賃を使って帰ってきて投票するんですよ。向こうにいる人がわざわざ船賃を使って来て、こっちで投票するわけで。そういうことを考えたら投票しやすい環境、全ての日本人が自分の権利を行使できる環境整備を整えていただくということで、今後1年ぐらいかけ

て検討していただきたいと思います。

今、答弁があればお願いしたいんですけど、そこは実情としてそういう問題が結構あるんで、ぜひ対処はしていただきたいと思うんですが。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行） 先進地等の事例も研究しながら検討をしてみたいと考えております。

○委員（井上勝博） 投票の不正を防ぐためにどうしているかっていうのを伺いたいですけれど、いつもちょっと不思議に思っているのは、非常に最近は期日前投票も簡単になってきました。簡単になる分リスクも出てくるのかなと思ってるんですけども、例えば、他の人に成り澄ましをして投票すると。その人とはもう話を済ませておいて「俺があんたのかわりに投票するからな」と、そういうような不正がもし行われているとしたら……。

これはこうなっているかどうかは別にしても、ただ、それをチェックする方法というのはどういうふうにしているんでしょうか。二重にしたらわかりますけれど。同じ人物が2回投票するということになれば、すぐにそれは調べられるけれども、そうじゃなくて「かわりに俺がするからな」と、そういうなりすましのところはどこでチェックできるんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行） 各投票所につきましては、なるべく地元にいる職員を配置するように努めているところでございますが、なかなか職員数も減ってまいりまして、その地元の職員でない者が対応しているというのも実情でございます。

また、特に本庁の期日前投票所におきましては、必ず交付の際は「〇〇さんですね」という確認をしながら、そういった不正が行われないような形で努めているところでございます。

○委員（井上勝博） そういうことは起こらないだろうと思いますが、ただ、そういうチェックをするためには地元の人がいたほうがいいということであるならば、そこはやっぱり——特に、本庁は地元といってもわからないわけですから、どこから来ても構わないわけですから、しかも支所についてもどこから来ても構わないわけじゃないですか。だから、そういう点では、あり得ない話かもしれませんけれども、しかし、どうチェッ

クするのかということはお考えいただきたいなと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと思います。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（福元光一） 先ほど期日前投票の投票所を地元に戻らなくても、どこでもできるようにという川添委員からの質問もあったんですけど、やはりどこかで線を引いて、「先進事例を参考にいろいろしてみます」という答弁もあったんですけど、やはり投票率を1票でも多く上げるためにも、薩摩川内市が先進地になって、またほかの地域に参考にしてもらうように——公職選挙法に違反しない限り、どこでもというか、3カ所の投票所でできるように努力してみてください。

答弁は要りません。要望です。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

△企画政策課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、企画政策課の審査に入ります。

△議案第14号 薩摩川内市過疎地域自立促進計画の変更について

○委員長（徳永武次） まず、議案第14号薩摩川内市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（南 輝雄） 議案につきまして、議会資料のほうで説明いたしますので、企画政策部関係の議会資料の1ページをお願いします。薩摩川内市過疎地域自立促進計画、いわゆる過疎計画でございますが、平成28年3月に策定しております。これは、過疎債を活用する場合の基本となる計画でございまして、今回、この計画に公共施設の解体事業を加えるため、計画の変更を行おうとするものでございます。

2の変更内容についてでございますが、大きく

2点ございます。まず1点目は、公共施設の解体事業計画を計画に加えようとするもので、具体的には2ページをお開きください。ここにありますように、1の「現況と問題点」、2の「その対策」の中に公共施設等のマネジメントとして、問題点や対策を記載するとともに、3の「計画」におきまして、具体的な事業を記載しているところです。このことによりまして、当該事業におきまして過疎債が活用が可能になるということになります。

前のページに戻っていただきまして、2点目の変更内容でございます。過疎計画に登載されております個別事業につきまして、事業名称の変更や新規追加等が毎年度生じておりますけれども、これにつきましては、手続き上、軽微な変更として県への報告のみで完了しているところでございます。

今回、過疎計画を変更することにあわせて、これまで行っておりました軽微な変更の内容につきましても、計画本体に反映させる必要があるということで、登載事業の表の全面改正を行っているところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止

してありました議案第32号を議題とします。

まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）それでは、平成30年度の企画政策部関係の当初予算概要について説明いたします。

ひとみらい政策課を含む企画政策部の平成31年度当初予算額は13億7,993万3,000円であり、対前年比19.7%増、金額で2億2,695万円の増となっております。

増額の要因といたしましては、子育て世帯、生活支援事業予算の拡充によるものが主なものであります。

それでは、企画政策課の政策概要について御説明申し上げます。

平成31年度は、総合戦略を統合した総合計画後期計画の策定、二つ目、定住制度の見直しや雇用と連携した移定住対策の推進、三つ目、若者の市内就職の促進の3点を中心に各種の施策を展開したいと考えております。

当初予算概要の31ページをお開きください。上段及び中段の事業は定住関係の事業であり、住宅取得、住宅リフォーム、新幹線通勤定期補助を継続し、定住支援センターと産業支援センターとの職住連携による移定住対策を推進するものであります。また、定住制度につきましては3年に一度の見直しについて検討を行う予定としております。

下段の奨学金返還支援事業は、学生の市内就職を促進するため、大学等を卒業し、市内に就労、居住する30歳未満の者を対象に、日本学生支援機構などから借りた奨学金の前年度返還額の2分の1を補助するものであります。

32ページをごらんください。上段の大学就学支援事業は、市内出身者の純心大学への進学を推進し、進学にかかわる経済的負担を軽減するため、入学金に対し支援をするものであります。

中段の大学就学定住支援事業は、若者の市内定着を促進するため、大学就学時の支援に卒業時の市内就職の支援を新たに加え、対象をポリテクカレッジと川内看護専門学校に拡大するものであります。

33ページをごらんください。上段の総合計画後期基本計画策定事業は、市民アンケート調査の分析や成果指標の検証を行い、総合戦略を総合計

画に統合し、平成32年度から36年度を計画期間とする後期基本計画を策定するものであります。

○委員長（徳永武次） それでは、当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（南 輝雄） それでは、予算調書によりまして、歳出から説明をいたします。

予算調書は99ページをお願いします。まず、2款1項6目事項、企画開発費2,217万5,000円は企画調整業務等に要する経費で、自治総合審議会委員の報酬、総合計画後期基本計画の策定に係ります業務委託など、また県電源地域連絡協議会等の負担金、地域活性化基金の積立金が主なものでございます。

次に、土地対策費17万1,000円は、国土利用計画法に基づきます届け出事務に係る経費で、臨時職員雇上料が主なものでございます。

次に、100ページ、定住促進対策事業費8,873万5,000円は、定住促進対策に係る経費で、定住支援センターの嘱託員報酬、移住体験住宅事業に係る借上料、定住住宅取得・リフォーム補助金、就学定住支援補助金、奨学金返還支援補助金などの補助金、また奨学金返還支援基金積立金が主なものでございます。

なお、就学定住支援補助金につきましては、平成31年度に拡充する制度でございまして、後ほど、委員会資料で説明をいたします。

次に、ゴールド集落活性化事業費703万3,000円は、ゴールド集落におけます定住促進補助金であります。平成28年度で制度を廃止しておりますので、それまでに交付をいたしました後年度負担分を計上しているものでございます。

次に、101ページ、地域移定住促進事業費600万円は、地域が行います移定住促進の活動に係る経費で、地域移定住促進補助金であります。

次に、2款5項1目一般管理事務費88万2,000円は国県が実施する統計事務調査事務に係る経費で、職員給与費のほか、市町村民所属推計事務の委託、鹿児島県統計協会負担金が主なものでございます。

次に、102ページ、同項2目基幹統計調査費1,400万3,000円は、農林業センサス調査などの統計調査業務に係る経費で、指導員や調査員の報酬、臨時職員雇上料などが主なものでございます。

次に、歳入について説明をいたしますので、13ページにお戻りください。

9款1項1目国有提供施設等市町村助成交付金1,391万4,000円は、いわゆる基地交付金でございます。

次に、15款2項1目総務管理費補助金で、そのうち電源立地地域対策交付金10億3,328万8,000円は、国から直接公布されます長期発展対策交付金であります。

なお、平成30年度から6,000万円ほど減額となっておりますが、発電所の定期点検に伴います発電電力量が減ったことが要因でございます。

次の地方創生推進交付金750万円は総合戦略に位置づけました事業に対する交付金であります。

次に、16款2項1目総務費補助金ですが、まず総務管理費補助金は土地利用規制等対策交付金でありまして、国土利用計画法に基づく土地売買届け出に係る事務交付金でございます。

次に、14ページになります。電源立地地域対策交付金の移出県交付金は、移出電力量に基づき県に交付をされまして、本市に配分されるものでございます。1億4,318万1,000円を計上しております。

次の周辺対策交付金は、電力需要家との契約電力量に基づきまして、県に交付され、本市に配分をされるものでございまして、2億1,570万円を計上しております。

16款3項1目総務費委託金は、各統計調査の委託金、権限移譲に係る委託金であります。

次に、17款1項2目利子及び配当金は、地域活性化基金と奨学金返還支援基金の運用利子収入でございます。

次に、15ページになります。19款1項62目地域活性化基金繰入金は、総合戦略事業の財源とするため、5億円を繰り入れております。

次に、16ページになります。同項67目奨学金返還支援基金繰入金は、奨学金返還支援補助金の財源として繰り入れるものでございます。

次に、21款5項4目雑入は、移住体験住宅事業に係る住宅使用料、地区振興事業助成金などが主なものでございます。

次に、予算書の9ページになります。第3表債務負担行為ですが、上から3番目、事項、定住促進補助は、補助交付額の半分を、翌年度から

5年間に渡って交付することから、平成31年度補助決定分につきまして限度額を設定するものです。

次のページになります。最後の欄になります。事項、薩摩川内市土地開発公社事業資金融資元利金、債務保証は、土地開発公社の川内港久見崎みらいゾーン開発事業や南九州西回り自動車道用地の先行取得事業に係る長期借入金5億円に対しまして債務保証をするものです。

次に、企画政策部関係の委員会資料の1ページをお開きください。

制度を拡充します大学就学定住支援補助制度について説明をいたします。若年人口の流出や人手不足が進んでおりますことから、現行の就学支援補助制度を変更しようとするものです。

まず、現行の就学支援補助金ですが、市内大学への就学を促進するもので、純心女子大学の入学者を対象に、入学金相当額を補助しているものです。

次に、新制度であります就学定住支援補助金につきましては、まず、対象の大学をポリテクカレッジや、4月に設置されます川内看護専門学校まで拡大をします。

また、これまで入学時の支援だったものを、市内企業への就職時の2回に分けて補助をしようとするもので、入学金相当額の半分を入学時に、残りの半分を市内への就職時に支援しようとするものでございます。

なお、純心女子大学につきましては、学生募集にあわせまして、既に周知しておりますことから、平成31年度は現行制度を継続したいと思っております。なお、平成31年度は、新旧の制度が混在することになりますが、平成32年度からは新制度に統一するということになります。

このように市内への進学促進だけではなく、市内就職も促進できる制度に変更しようとするものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員（川添公貴） 就学定住支援補助金の変更についてなんですが、概要では、入学時に半額分、それから市内の企業等に就職をしたときに半額ということになっているんですが、就職したときに

半額は理解するんですけど、その後、即やめても支払うのか。普通、企業誘致の雇用に対する1年後に在籍していた分に対して補助を確か出すようになっていますよね。だから、これはそこ辺の要件はどうなっているんですかね。

○企画政策課長（南 輝雄） 基本的には、市内事業所に就職をした時点で補助の該当になるような枠組みでございますので、その時点で申請をすれば補助は出るということになります。その後、にやめた分の返還措置はないということになります。

ただ、この目的としましては、就職の際に市外に流出するというのを防ぎたいということですので、市内の企業に就職することで、やっぱり市内の定住が進んでいくものと考えております。

○委員（川添公貴） そこはよく理解するですよ。企業誘致、立地等の補助金に対しても1年後に在籍があれば従業員に対しても補助が出ている。それとやっぱりあわせていくべきだと思うんです。

というのは、ここで質問をすべき問題じゃないかもしれないんですが、企業に勤めて、ある企業の募集要項を全部調べたんです。勤務地がいろいろ書いてある。鹿児島島の薩摩川内市に就職をして1年後はほかに行く。これがかなり多いんです。いろんなところでも、それじゃそもそもこの補助金等に対してもなかなか実行性がないのかなと思っているんで、今ちょっと調べていて、6月の質問にかけようと思っていたんですけど、今のところをもうちょっときちんと整備をして、1年以上在籍することとかいう要件等を設けていただくようにしたほうがいいのかなとは思いますが。

それはそう思うんで、今後検討してほしいと思います。

それから、新規定住促進事業の今度新規の分でですけど、債務負担行為の部分じゃなくて、何件くらい見込んでいるのか、何件くらい見込んでこの予算を計上したのか。甲乙それぞれあると思うんで、それを教えてもらいたいと思います。

○企画政策課長（南 輝雄） まず、就学定住支援補助金の関係につきましては、おっしゃるような部分については、ちょっと検討させていただきたいと思います。ただ、制度設計上、どうするかといった問題もあります。要件として1年以上、雇用が引き継ぐというのを条件にした場合に、そ

の1年雇用が続いた後に補助金を出すのか、それとも単なる要件だけで済みますのかという問題が出ますので、そのあたりを含めて、検討してみたいと。要件だけ1年以上は就職する、その企業に勤めることとしますと、もし途中でやめられた場合に返還が発生するというようなこともございますので、そういうのを含めて、ちょっと整理はしてみたいと思います。

○委員（杉菌道朗） 関連で、今詳細を調べていらっしゃると思います。

それぞれの入学金というのは幾らなのか、ちょっと併せて教えてください。大体。純心女子大学、ポリテクカレッジ、川内看護専門学校。

○企画政策課長（南 輝雄） それぞれの入学金ということですが、純心大学につきましては、学部、学科によって違いますので、15万円から35万円の間でございます。ポリテクカレッジにつきましては17万円。それと、川内看護専門学校につきましては、入学金は15万円ということでございます。

それと、補助金の新規分の予定の件数ですが、定住住宅取得の補助金が10件分、それとリフォーム補助金が16件分を見込んで、予算計上したところでございます。内訳で言います。

取得補助金のほうは、甲地域——甕島ですけど——2件、乙が8件です。

定住住宅リフォーム補助金につきましては、甲が6件、乙が10件ということで考えているところでございます。

○委員（川添公貴） まず、さっきの話、入学金の補助の関係。これは入学金に対しての補助なんで意味はわかるんです。ですから、要項で、入学金に対する補助なんで就職したときにお金は払う。これはこれでいいとしてです、要項で1年以上もしくは3年以上必ず市内業者に勤めることという要項だけ設けておくべきだろうと思います。たとえ要項だけで整理をして、入学金だから、入学金の後払いという形の、補助の後払いという形を考えたときに、なるべく早くやったほうがいいだろうということを考えると、就職したときに払って、要項で、返しなさいとかっていうことは、そこはもう何とも言えないんですけど、勤めることとかいうことで、今後整備をまとめていただかないと、やりようによってはいろいろ当てがあるの

で、やはりそこをしていただければありがたいと思います。

それから、定住促進に関しては、多いのか少ないのか、なかなか厳しいところなんですけど、もっこの予算を計上する以上は啓発活動に努めて、この件数を甲が倍の4とか、乙が20とかいうぐらいの予算を計上できるぐらいの広報活動経費も一緒に含めて予算計上をやっていくべきだろうと思うんですけど、そうしないとたった8件です、乙で。アパートに住まわれる方はいらっしゃると思うんですけど、一番定住に進めていくには、自分の持ち家をつくるのが一番定住につながるの、そこをもっとしっかりと甲乙、もうちょっと広報費用も含めて、件数も多めに予算を今後計上していくべきだろうと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○企画政策課長（南 輝雄） 当初予算につきましては、今までの実績等を踏まえながら計上させていただいております。当然にふやしていきたいという思いはございますので、そのあたりにつきましては、その効果が出ましてふえるようであれば、当然また補正予算とかお願ひしないといけなかなというぐらいに思っているところです。

あと、実際的に、実績としてもあるんですけども、やはりその持ち家ということではなくて、賃貸借で定住をされるというふうなケースも結構多いです。甕島につきましても、最近結構多くなっているような状況です。場合によっては空き家に入られたりとか、結構ふえてきておりますので、そういう状況を見ながら積極的にそういった定住施策のほうは打っていきたく思っております。

○委員（井上勝博） 先ほどの説明のあった、基地交付金の充当先が書いていないんですけども、これはどういうふうになっておるんですか。

○企画政策課長（南 輝雄） 基本的には、基地交付金はその固定資産税のかわりに交付されるものでございまして、取り扱いとしては一般財源となっております。なので、充当先がないということでございます。

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（福元光一） 統計調査の内容、それと企業を統計調査されるわけですけど、年々ふえてい

るのか。

それと、奨学金の問題で、未返還額が今現在ののぐらいあるのか。係がいるんですね、なかなか本人のところに行っても返還してもらえないと、そういうのはどういうふうに対応されているのか。

○企画政策課長（南 輝雄） 基本的に、統計調査につきましては、平成31年度は経済センサスの基礎調査です。それと、あとは工業統計調査、教育統計調査、全国家計構造調査、もしくは平成32年度から国勢調査が始まりますので、その事前準備、もしくは農林業センサスといったような統計調査があります。

統計調査につきましては、毎年あるもの、それと大体5年に1回あるものということで、毎年調査する内容は変わってきますので、それによって内容は変わります。

あと、基本的には調査の内容によって違うんですけども、例えば国勢調査みたいな全数調査、もしくは一定の地区とか対象を選んだ抽出調査というのがございますので、その対象の範囲の分をきっちり調査できるようにということで、基本的には協力いただきながら調査は実施できているものと考えております。

あと、定住の返還の未納ということにつきましては、今年度の初めで、ちょっと100万円弱ぐらいございました。今、それをほぼ毎月徴収にお伺いをして、当然返還が生じるということは、ほとんどの方が市内にいらっしゃいません。鹿児島市とか、遠いところは福岡とかありますので、遠いところにつきましては、別の出張の折にちょっと寄って催促したりとかという部分で、今年度そのうちの約3分の1ぐらいは回収できておりますので、かなり徴収できてきているのかなと思っております。そういった直接出向いて徴収するというような形にしております。

○議員（松澤 力） 1点だけ済みません。先ほどの、新しい制度の就学定住補助金支援制度の、これは定住につなげていくいい制度にしていけたらと思っているんですけども、この就職後の市内事業所というのは、本市に事業所があれば全て対象になるのか。何かこう、制限というのがあるのかというのを済みません、ちょっと確認させていただけらと。

○企画政策課長（南 輝雄） 一応、企業につ

きましては、市内企業すべてが対象ということで考えております。（30ページの発言により訂正済み）

○議員（新原春二） 現行制度で平成30年度どのぐらいの数字があったのかというのがまず1点と、それから市内在住者となっているのですが、大学の場合は結構市外からの入り込みがあるということも想定をされて、市内在住者というのは、何月何日現在で市内居住者を言うのか。入学当時で言うのか、1年以上いないとだめですよとか、そういう期間の限定、これをいつにされているのかが2点目。それから、3点目は純大の関係については、選択ができるというふうに先ほど話がありましたが、現行制度と新制度と選択ができるというのはどういう意味なのか。今まで、現行制度で全額もらった人が、就職したらまた半額もらえるのか。そこ辺もありますので、現行制度でももらった人についてはもうそれで終わり。入学ですから就職の関係についてはないですということなのか。そこ辺の選択のあり方について、お知らせください。

○企画政策課長（南 輝雄） まず、本年度の分の実績でございます。

今年度は、16件の実績があるところでございます。また、市内在住の年数ということですけども、これに書いてありますように、入学日から過去3年以上市内に住所を有する者ということで、基本的な考え方にしましては、もともと地元に住んでいて大学を選択する際によそに出ないようなという枠組みになってございます。そういう意味で、簡単に言うと地元の高校を出て地元の大学に、就職するというような枠組みにしてございます。

あと、選択ということでございますが、選択ではなくて、平成31年度につきましては、純心大学は前の制度、全額もらえる制度です。純心大学以外は新しい制度になりますので、個人が選択するというのではなくて、入る大学によって旧制度、新制度が選択されるということになっております。

○議員（成川幸太郎） 所管事務なのかどうかわかりません。定住支援の制度で、昨年まで川内市内の高校、大学に行った人が、市内の企業に就職したら、本人に半年したら10万円、中小企業に10万円という制度があったんですけど、これ

が載っていないんだけど、なくなったんですか。

○企画政策課長（南 輝雄）それは、商工政策課のほうでやっています、若者ふるさと就労補助金でございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、これより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、企画政策課を終わります。

△甌はひとつ推進室の審査

○委員長（徳永武次）次は、甌はひとつ推進室の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）甌はひとつ推進室の施策の概要について御説明申し上げます。

平成31年度は、甌島一体化方針の策定と推進、ツーリズムビジョンの改定とツーリズムの推進による観光を主軸とした甌島振興、鹿島支所を活用した仮称甌ミュージアムの整備推進の3点を中心に、各種の施策を展開したいと考えております。

33ページをごらんください。中段、下段の甌島輸送支援事業は、国の交付金を活用し、甌島地域における焼酎や海洋深層水などの戦略産品や、農水産物等の甌島と本土間の海上輸送費を国・

県・市が協調して補助するものであります。

34ページをごらんください。上段の甌島ツーリズム推進事業は、甌島ツーリズム行動計画に基づき、平成26年度に策定した甌島ツーリズムビジョンの改定を行うとともに、新規事業としてジェットスターと連携し、情報発信や商品開発等を行う甌島しま旅拡大事業及び蘭牟田瀬戸架橋完成を見据えて、サイン等工事を実施するものであります。

下段の恐竜化石活用事業は、鹿島支所を活用した仮称甌ミュージアムの基本設計を実施するほか、上甌島で発掘されたハドロサウルス類の全身骨格標本を製作するとともに、これまでに発掘された化石類の企画展や展示制作を行うものであります。

甌島一体化方針案につきましては、甌はひとつ推進会議の提言を尊重しながら現在検討を進めており、あすから地元説明会を開催し、推進会議の提言や一体化方針の基本的な考え方を示しながら甌島住民の意見を聞き、さらに具体の検討を進めたいと考えております。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）それでは、議案第32号一般会計予算について、所管予算の説明をさせていただきます。

まず歳出から予算調書により説明いたします。予算調書の103ページをごらんください。

まず、2款1項6目甌島地域振興費1億968万4,000円は、甌島地域の振興に要する経費であります。主な内容は、甌島ツーリズムを推進していくための、ツーリズムビジョン改定業務委託や、ツーリズムサイン工事でございます。

あと、鹿児島県離島振興協議会等の負担金、離島活性化交付金と有人国境離島交付金を活用した輸送支援の補助金、甌島ツーリズム推進協議会への運営補助金、あと長崎県対馬市で開催される全国中学校野球大会——離島甲子園ですけれども、そちらの参加補助金が主なものでございます。また、新たな取組みとしまして、多くの甌島住民が明治19年以降に西之表市に移住されており、今回、下甌島の住民と柳原地区移住記念祭に参加する経費を計上してございます。

次に、7款1項3目観光物産施設事業費171万3,000円は、かのこゆりの保全に要

する経費であり、主な内容は、かのこゆり草原——これは上甕の小池地区、鹿島の鳥ノ巣展望が主なものでございますが、そちらの保全の経費が主なものでございます。

次に、予算調書104ページをごらんください。

10款5項2目恐竜化石活用事業費3,770万9,000円は、恐竜化石活用事業に要する経費であり内容は、鹿島支所における化石の展示作成業務委託や全身骨格標本製作業務が主なものでございます。

ここで、総務文教委員会資料のほうで補足説明させていただきますが、総務文教委員会資料の2ページをごらんください。

まず、特定有人国境離島地域の推進交付金、これは、平成29年度に創設された交付金でございます。一応、複数の関係課により実施しております。2番目のほうに航路運賃の低廉化、物資の費用負担の軽減、滞在型観光の促進、雇用機会の拡充、この四つの事業を柱に進めております。

予算額とあと負担割合については、3番に記載してあるとおりでございますので、ごらんください。

続きまして3ページになりますが、主な事業について簡単に説明させていただきます。

1番目は、甕島輸送支援事業でございます。

国土交通省所管の離島活性化交付金事業におきましては、戦略産品、これは焼酎、海洋深層水、製造食品の3品を、移入、移出の海上輸送費を補助しております。

また、2番目にあります平成29年度からの事業によりまして、内閣府所管でございますが、農水産物の経費についての助成を平成29年からしております。事業内容、補助金の内容等については、中段に書いてあるとおりでございます。

2番目に、甕島ツーリズム推進事業でございます。

概要については、平成26年度にビジョンを策定し、平成27年に協議会を設立し、事業を行っておりますけれども、資料の4ページのほうをごらんください。

平成31年度の主な事業は、運営補助金、あと先ほどありましたツーリズム環境整備事業、これは架橋完成後の道路標識等の事業の整備を考えております。

あとビジョンの改定業務、これは平成31年度で終了しますので、平成32年度からの5カ年の次期ビジョンを策定していきたいと思っています。

4番目に甕島しま旅拡大事業としまして、これは平成30年度に県の事業で行われていた事業を継承し、格安航空会社と連携し、情報発信等していきながら、ターゲットを絞って実施するものでございます。これは有人国境離島の交付金を活用しております。

3番目に、恐竜化石活用事業でございますが、鹿島支所をこれまで展示等の整備を行っております。

平成31年度については、主なものは2番目にあります上甕島から発見された大腿骨から想定される恐竜の全身骨格標本を製作したり、あるいは3番目にありますとおり小型標本を製作し企画展、これは鹿島以外のところでも企画展を展開していきたいと考えているところでございます。

歳入について説明いたします。

予算調書の17ページを開きください。

15款2項1目国庫補助金のうち離島活性化交付金2,161万2,000円は、先ほどありました戦略産品の輸送支援事業に対する補助、あと甕島ツーリズム推進事業に対するものでございます。

次に、16款2項1目県補助金のうち、特定有人のこの交付金につきましては1億2,500万9,000円計上しておりますが、先ほどの2ページの事業に対する補助でございます。

次に、21款5項4目雑入4万円は、離島市町村の職員研修助成金であり、10万円は、離島甲子園への参加助成金でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（落口久光）この全身標本ですけど、今、予算では2,300万円と計上されているんですけど、2,300万円でき上るんですか。もしでき上らないんだったら、総額幾らぐらいを今想定されているのか。

○甕はひとつ推進室長（古里洋一郎）今の考えている全身骨格の標本は、横が10メートル、高さが6メートルの標本を考えております。

今、鹿島支所にも3体大きな標本がありますが、やはりそれに匹敵する大きさだと思います。

一応この大きさの中で、専門の業者に頼んで、この金額のほうを示して見積もり等をもらっておりますので、一応この金額以内ででき上ると思っています。

また、この事業につきましては、特定離島推進事業の県の補助金を活用する予定でございます。

○委員（落口久光）あと、この甌ミュージアム構想とありますけど、これは何かあそこにまた手を入れるのか、ちょっと敷地というか増設して、もうちょっと大々的にやるのか、という考えがあるのかというのと、今までこの化石の件は、あんまり広めないようにと言われてました、とれたところは。今後そういうところをメディアとか使って、もうちょっと全国に発信していく考えがあるのか、この2点お願いします。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）まず1点目の基本設計でございますけど、現在1階に全身骨格の標本、2階にクリーニング室あと展示館、昨年はアンモナイト展の企画展も実施したところですけど、一応、平成33年、架橋完成後の4月のオープンを目指して、今関係課とも協議しています。

今、鹿島支所を活用している関係で、あそこの支所をどのように活用していくのか、3階もかなり大きな議場がございますので、それらもどこまで活用できるかというのを関係課と協議しております。

その協議をもとに、どのようなミュージアムとすることができるかというので、基本構想を位置を決めて、基本構想で案を示していきたいと思っています。そして、平成33年4月と思っております。その経費でございます。

あと2点目の、今、化石の発掘場所の分については、確かに鹿島の部分については、かなりマニアの方が来られて掘られる方もいらっしゃるということでしたので、今秘密にしますけど、上甌のほうも、まだ私どもも実際はわからない部分もあります。

ただ、熊本大学とか国立科学の先生たちで研究を進めながら、ただこういう場所をとれたというような場所も示していきながら、平成33年の4月以降には化石の発掘体験もなんですけど、見るツアーという形で、こういうところをとれたというののツアーをしていったらどうかということ

で、ちょっとそこも検討していきたいと思っています。

先ほど基本構想と話しました。ことし基本構想をちょっと今計画しております、来年度は基本設計をして計画していきたいと思っています。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）総務文教委員会資料5ページをごらんください。

甌島地域一体化方針策定に係る住民説明会についてでございます。

目的は、甌島の将来の発展、一体感の醸成を目指して、効率的な行政施設のあり方を検討しながら、今、一体化方針を策定しているところでございますけども、先ほど部長からありましたとおり、あすから住民説明会を開きまして、住民の意見を参考にして、方針を具体的に策定していきたいと考えているところでございます。

日程につきましては、あすから土日2日間、旧地区コミで2班体制で回っていきたくと思っています。

具体的な内容は、甌はひとつ推進会議、こちらの提言の概要を再度確認して、その後に現在検討しています一体化方針の骨子案、基本的な考え方を示して、住民の方々の意見を参考に、今後方針を策定していこうとするものでございます。

委員長、済みません、ここで骨子案について、追加資料として配付させていただきたいと思えますけども、よろしいでしょうか。

○委員長（徳永武次）はい、認めます。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）済みません、ちょっと配付させていただきたいと思えます。

[資料配付]

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）今、お配りしましたA3の両面刷りになります。こちらの資料ですから説明会に行きたいと思っています。

こちらのほうの、まず2面のほうになりますが、こちらが甌はひとつ推進会議提言の概要でございます。

こちらにつきましては、昨年の12月の委員会の中でもお示ししておりますので、説明は省略させていただきたいと思いますが、こちらが推進会議20名からの提言でございます。

表の策定状況についてをごらんください。説明させていただきたいと思います。

まず、1番と2番は背景でございます。2番の経緯の中に、（4）ありますが、先ほど言いました甌はひとつ推進会議から提言をいただきまして、それ以降、庁内関係部課室によりまして検討会を9回ほど開催し、いろんな会議を経てこちらの骨子案を策定しているところでございます。

3番の一体化方針の骨子案について説明いたします。

まず、基本的な考え方は、提出されました甌はひとつ推進会議の提言を尊重するとしております。

2番目に、支所・診療所等の施設は、上甌島地域と下甌島地域にそれぞれ拠点を置く形で再編していきたいと考えております。

再編の時期につきましては、平成33年度中を目標としたいと考えております。ただし、施設によっては、前倒しで行う場合もあると思います。

あと4番目に、公共施設の劣化度調査等も参考に進めていきたいと考えております。

行政施設のあり方としまして、右側のほうに具体的な施設についての方針を示しております。

まず支所につきましては、現在の4支所を廃止しまして、平成33年度中に甌島地域を統括する甌島振興局、ただ、この局の名称につきましては仮称でございます。これは今のところは提言の中に、局・市民サービスセンターがありましたので、それを使っておりますけど、今後また検討していきたいと思いますが、局のほうを上甌島に新たに設置したいと考えております。

また、そのほかの3カ所につきましては、これも仮称でございますが、市民サービスセンターを

新たに設置したいと考えております。

2番目には、局におきましては、現在の支所業務に加え、甌島全体を統括し、総合的な企画調整や内部事務等を行う局を設置したいと考えております。

3番目、市民サービスセンター等につきましては、窓口業務や一部の内部事務を行うセンターを設置したいと考えております。

また、予算及び執行に係る権限は、島内で一定の規模の事業執行が可能となるように、事務決裁規程を見直していきたいと考えております。

こちらの具体的な内部事務あるいは窓口業務あるいは事務決裁規程の見直しについては、検討を進めているところでございますが、あすからの住民の方々の意見を参考にしながら、固めていきたいと考えております。

2番目の診療所でございますが、医師を複数体制にし、安定的な医療の提供を可能とするために、上甌島・下甌島の診療所を再編したいと考えております。

1番目に、上甌診療所に里診療所及び鹿島診療所を集約し、これも仮称でございますが、上甌島診療所としたい。拠点となる診療所以外、里と鹿島診療所については、出張診療で対応したい。

2番目に、手打診療所に長浜診療所と歯科診療所を集約し、下甌島診療所としたい。あと、それ以外についても、出張診療で対応したいという案でございます。

次に、学校につきましては、現在複式学級の上甌中学校は、里中学校との早期の統合を目指すということで、昨日も委員会の中でも話があったと思いますが、同じような形で2番目は、海陽中学校と海星中学校は、平成33年4月を目標に推進していきたい。位置については、藪傘田瀬戸架橋完成後、早期に検討し、決定したいとしております。

鹿島地域の中学生の通学先につきましても、現在は休校中でございますが、架橋完成後にまた検討していきたいということでございます。

小学校につきましては、当面現行どおりとするとしております。

消防施設につきましては、上甌分駐所と下甌分駐所、これはそれぞれ維持し、消防・救急体制の充実を図りたい。

その他施設につきましては、公共施設再配置計画の個別契約、これ個別計画を31、32につくられる予定でございますので、それに基づき機能集約や複合化を図っていききたいとしております。

左のほうに戻っていただきまして、一番やっぱり住民の安全な生活に直結する消防・防災体制につきましては、火災・救急等の防災につきましては、消防職員、消防団員と地域の連携を図りながら、消防・救急体制の維持を図っていききたい。

台風や集中豪雨等の防災につきましても、再編される組織・人員配置等の中で、防災体制を検討していききたいということで、こちらについては、また今後検討していききたいと考えております。

交通体系につきましては、島内交通については、現在島内の調査もされております。コミュニティバスにつきましては、藪牟田瀬戸架橋供用開始にあわせて新たなネットワークによる運行を開始したい。

島外交通としまして、甑島航路につきましては、藪牟田瀬戸架橋供用開始後、里港、長浜港、鹿島港の利用状況を勘案した上で、方針を検討したいとしております。

以上、基本的な考え方をお示ししましたけども、先ほど言いましたあしたからの住民説明会において、住民の意見等を踏まえて、この骨子に肉づけをしていきながら、方針案を策定していききたいと考えております。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 背景と目的のところでは、少子高齢化、人口減少が進むという中で、行財政の効率化を図るということで、結局人口減少が進むんだから、行政もコスト削減をしていくというふうな考え方ですね。

しかし、甑島の人たちは、宝の島、宝の島と言われて、宝の島と言われているんだったら人口減少が当たり前、当然視されるのではなくて、これからの甑島、幾らかでも若い人達が戻ってくる、活性化していくということを希望してると思うんですが、これを見ると、全部もう統廃合していきこうという考え方で、甑島の人たちにとって本当に希望が出てくるんだろうかと。

ますます人口が減って行って、ますますまたコ

スト削減するというふうになって、縮小の方向にどんどん向かっていくんじゃないかというふうに思うんですけども、要するにこれを見ると、行革方針というふうにはしか見えないんです。その辺については、希望を持たせるものというのは、何があるのかということなんですけども、どうなんでしょうか。

○甑はひとつ推進室長（古里洋一郎） 資料の2面のほうを見ていただきたいと思いますが、まず、推進会議の設立ということでは、やはり合併前もかなり離島の少子高齢化というのは進んでおりました。

行財政の目的の一つとして、市町村合併もした中でも、やはり合併後の10年というのも、どこもなんですけども、離島のほうの甑島についても少子高齢化はやっぱり進んでおりました。

そういう中で、地域の維持というのは喫緊の課題ということで、甑の方々も含めてどうにか架橋の建設、架橋完成後を見据えて将来像を語っていかないといけないというような機運になりまして、甑はひとつ推進会議を設立したところです。

その各代表の方々の意見の中でも、当然この提言の中には、やはり子どもを営み、日々の生活という形で維持していく、移定住を勧めていながら、甑島振興も図っていかないといけないという議論もありました。

でも、その中にはどうしてもやっぱり架橋完成の効果として、行財政の効率化ということも必要ということで、並行して話をする中で、島民の方々も本当に苦渋の選択になったと思いますけども、こういう形で提言をいただいております。

やっぱり提言をもとに、架橋完成の機会に、市としても一緒になって、こういうことの再編というのは進めていかないといけないんじゃないかという形で提言させていただいて、市としての考えを示させていただいて、住民の方々の意見も聞きながら、並行して進めていきたいという考えで、こういう形で提案させていただいたところです。

○委員（川添公貴） この資料を持って行かれるわけなんだけど、この2番目の診療所の件、里と鹿島を一緒にしてという表現になっているんですが、当然隣の町なのでそれはわかるんですけど、今度橋ができたとき、風速20メートル以上は確か通行どめになるような気がしたんですが、そこ

辺で、実際晴天時であれば、ざっと見たときに手打に走るよりは里に行ったほうが近いのはわかるんです。そこ辺をしっかりと説明をしないと、この表現からいくと上甌に行くんだよということになると鹿島の人なんかがちよっと不安がるんじゃないかと思うんですよね。だからそこ辺は、どちらでも行けるんですよというような体制でしっかりと説明したほうがいいのかなど。ここの文面を見ただけじゃ、鹿島は上甌に行けてことになるので。そこ辺をどう説明されるか。

○甌はひとつ推進室（古里洋一郎）おっしゃるとおりだと思います。

鹿島の方々は、架橋ができたら、生活圈も上甌ということもあると思います。ただ、架橋の状況というのが風速等で通行どめになる影響というのも若干はやっぱりあるということで、今のところは救急体制、病院のほうも天候がいい時には上甌、あるいは救急のほうも上甌の分駐所からのほうがかなり早くなりますから、そういう、今、対応も考えております。ただ、通行どめになったときには、当然下甌のほうの診療所あるいは分駐所等で対応していくというのは必要になってくると思いますので、それらも含めて説明はしていきたいと思っています。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、甌はひとつ推進室を終わります。

△行政改革推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、行政改革推進課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。
まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）それでは、行政改革推進課の施策の概要について御説明申し上げます。

ます。

平成31年度は、支所の見直しを含む甌島地域一体化方針の策定推進、組織機構・事務事業の効率化・適正化、補助金等の適正評価の3点を中心に各種の施策を展開したいと考えております。

35ページをごらんください。

上段の補助金等評価事業は、平成31年度からスタートする第8期の行政改革推進委員会の運営にかかわるものでございます。本土地域4支所の見直しにつきましては、昨年10月に実施したところでございますが、その後大きな問題もなく順調に推移をいたしております。今後も現場の状況を把握、検証しながら、円滑な業務改善に努めてまいりたいと考えております。

甌島一体化方針につきましては、甌はひとつ推進室のところで述べたとおりでございます。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○行政改革推進課長（上戸理志）それでは、歳出予算の説明をいたします。行政改革推進課の予算は、予算調書の105ページでございます。

事項市政改革費は、市政改革に係る経費4,034万1,000円でございます。

経費の主な内容のうち、全体調整用の臨時職員雇上料は、当初予測することができない業務量の増加などに対応するための臨時職員の全体調整枠分でございます。

次の内部情報システム保守業務委託は、電子決裁、文書管理、庶務事務、グループウェアなどのシステムや機器の保守委託料でございます。

その下の内部情報システム機器一式賃借料は、システム機器のリース料でございます。

なお、歳入予算はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

まず、今回当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、これより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）支所の人数が減ったわけですけれども、今のところ支障がないと、しかし4月の段階になっているいろいろ転入・転出、さまざまな事務がふえてくるだろうと思うんです。だから、今のところ主にないということですが、これについては、ちゃんとどういう支障がないのかということについては、きちんと総括もする必要がありますと思うんです。それと同時に、支所がそれだけ縮小されて、支所の利用人数がどうなっているのか、少し長期的に見てどうなっているのかということについても、資料を示していただければと思うんです。やはり、支所に行っても結局テレビモニターなどで本庁と話をすることであるならば、もうどうせだったら本庁に行くということになっていっているのではないかなという気がするわけです。そういう点では、利用者がどうなっているか、推移がどうなっているのかということなんですけども、いかがでしょうか。

○行政改革推進課長（上戸理志）まず1点目の4月の転入・転出、繁忙期の対応です。

私たちも支所見直し後、初めての繁忙期になりますので、これは、本庁の市民福祉部、それから4支所それぞれを中心に、対応については万全を期すために何度も協議等行っているところです。これは、行革だけじゃなく、やはり市民福祉部、特に市民課、一番最初の来庁者の窓口となる市民課も中心になって対応しております。協議について、本庁のほうもふえる中で、支所の来庁者、本庁対応の部分もありますので、そこはトータルの中で対応していかないといけませんので、今のうちから危機感を持って協議を繰り返し行っているところでございます。

それから、利用人数については、以前全協で少しお話させていただきました。昨年度、再編前の統計というものが、実は正確な統計はございません。自主的に入来支所がとったデータを、以前、川添議員の一般質問の中で、五十数名ということでは本会議上で部長が答弁した数値はございます。

ただ、今回私たちは、10月以降に4支所横並びで同じような統計をとりたいということで、例えば、お一人の来庁者が3件要件を済ましたもの、これも私たちは来庁者ということで整理をさせていただきました。4支所の10月の来庁者、一番少ないところは1日平均——これ1カ月を開庁日で割った数ですけど——36名、1日36名の来庁者。残りの3支所はこれは偶然に49人という数値が出ております。ですから、本庁と比べるとこれはもう格段、支所のほうの来庁者は少ないということです。ただ、これが見直し前と比較してどうかといったところは、統計の考え方がちょっと違いますので、単純には比較はできないと思います。この数値は、11月、12月も同じように48名、49名、一番少ない月は31名という月もございました。

年を明けまして1月になって、57名という平均と61名という平均も出てきました。これが3月末、4月の繁忙期に1.5倍なのか、どうなのか。そういったところも想定しながら、先ほどの1番目の質問になりますが、今、関係者を交えてしっかりと対応について協議をしているところでございます。

○委員（井上勝博）全ての支所の支所長さんがみんな退職されて、そういう意味では、支所運営という点では4月というのはいろいろな意味で大変なことになるんじゃないかと思うんです。だから、しっかりとやっていただきたいのと、それと、この36人、49人、1日に来庁者がこれだけしか来ていませんというお話をされて、支所の存在意義があんまりもうなくなっているかのように、何かそういうのを強調されているような気がしてならないんです。そうじゃなくて、やっぱりコミュニティ協議会というんじゃなくて、コミュニティを中心として今まで役割を果たしてきたわけで、何でも支所に行けば相談ができたということだったんですが、その支所の利用が少なくなっているということ自体は、周辺地域の活性化という点で、いわばどんどん弱まってきている、いわばエネルギーがなくなっている、こういう解釈も私はできると思うんです。だから、私は、周辺と中心を行ったり来たりしているから、その変化というのは非常によくわかるんです。やっぱりどんどん家が建っていますよね、こっちの中心のほうは

ね。しかし一方で、過疎地に行くと本当に寂れてくると。よくわかる。だから、そういったことが実際こういう行革でもって促進されていっているというふうに思わないのかなど、私は思うんですよね。だから、先ほどの甑島もあつたけども、人口が少なくなっていくからそれに合うコストという考え方でやっていたら、それはどんどん促進されていくことになるわけですよ、人口減少もね、と思いませんかということです。

○行政改革推進課長（上戸理志） まず最初に、最初の質問とも関係してきますが、統計的に全く比較ができませんので、少なくなっている、きていないといったところは、明確なことはお伝えできないかと思えます。印象として井上議員は、少なくなっているというふうに感じられているかもしれませんが、実際にどうかといったところは、同じルールの中でとっておきませんので、そこははっきりとはわからないということです。

それから、支所長が退職されるということもあります。私たちは、新たな体制、それからフロアの窓口のあり方というのは、やはり支所においても一番の市民サービスの部分ですので、行革課、それから部長も含めて定期的に支所を見て、現支所長、それから職員とも意見交換をしているところですが、やはり市民サービスというのは市民に対して懇切丁寧に接することだというふうに考えます。繁忙期もそうなのですが、来られたときに、例えば待ち時間の待っている方たちにどう対応するかと。本庁もそうです。市民課の方では繁忙期にはフロアマネジャー、課長だったり代理とかが市民に案内をしたりしておりますが、そういう対応といったところも、これも必要かと思えますので、今行っているいろんな協議の中で市民サービス、市民の対応に万全を尽くしていきたいと。決して、我々が支所をちょっと軽めに考えている、ちょっと表現として、決してそういったところはないです。支所も住民サービスの観点からいくと、本庁、同じく非常に大事なところですので、議員がそのように行革の取り組みを感じられているのであれば、それは誤解だということになります。

あと、行革の必要性もございますので、行政改革というのは我々も将来的な行政経営のためにも、市役所が将来的に存続するためにも行政改革は必要だというふうと考えております。

○委員長（徳永武次） ここで、井上委員に申し上げます。時間の都合上、発言については簡潔明瞭にお願いします。

○委員（井上勝博） 支所が縮小され、いろんな公共施設が民間に譲渡され、どんどん拠点となるそういう場所が少なくなっていくことが、地域からやっぱり若者が流出していく原因にもなるし、それは現実に周辺と中心、恐らく支所を回っていらっしゃると思いますからおわかりだと思うんですよ。周辺の状況とそして中心のまちがどうなっているかということについては、非常に均等発展なんてとんでもないことで、周辺の寂れぐあいというのは本当に急速になっているというふうに思うんです。それがなぜそういうふうになっているのかということについては、全体として一極集中は当たり前だからしょうがないんだというのが一般質問での答弁だったような気がするんですけども、そうじゃなくて、やっぱりどうしたらまち全体として均等に発展していくのかということを考えていただきたいというふうに思うんです。

○企画政策部長（末永隆光） 地域の人口減少とか活性化については、支所の縮小だけの問題ではないというふうに捉えております。いろんなものが重なっていることは確かだと思いますが、ただ人口が少なくなっているのは事実であります。

そういうことで、これまでも総合戦略を策定し、人口減少対策・雇用対策・子育て・地域の活性化のための施策を打ってきているところでありますので、来年度、この総合戦略を総合計画に統合した計画をつくる中で、あわせて地区コミの振興計画も、今回、4月には各48地区コミュニティ協議会から上がってまいりますので、そういったものも参考にしながら、反映しながら新しい計画をつくらなければならないと思っております。さまざまな施策を展開する中で、そういった地域の活性化は、今後も行革を進めながらも同時に進めてまいりたいと考えております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。

△地域政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、地域政策課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、企画政策部長に概要説明を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）地域政策課の施策の概要について御説明申し上げます。

平成31年度は、地域力を発揮するコミュニティの自立活性化、地域おこし協力隊の配置や小さな拠点実施計画の策定、生涯学習市民活動の推進の3点を中心に各種の施策を展開したいと考えています。

35ページをごらんください。

下段の地域おこし対策事業は、人口減少等が進む地域等において、それぞれの課題を解決し活性化を図るため、地域おこし協力隊を16名配置し、地域への定着を図るものであります。

36ページをごらんください。

上段の生涯学習推進事業は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする第2次生涯学習推進計画を、今回改定いたします。また、生涯学習フェスティバルや各地区コミュニティにおける出前講座や自主学級等を開催するものであります。

下段のコミュニティセンター補修事業及び37ページ上段の地区コミュニティセンターコンピュータ整備事業は、老朽化が進んでいるコミュニティセンターの補修や地区コミに設置しているパソコンの更新を行うものであります。

39ページをごらんください。

上段のゴールド集落活性化事業は、ゴールド集落やゴールド集落を抱える地区コミュニティ協議会、市民活動団体の活動を支援するものであります。平成31年1月1日現在、ゴールド集落は昨年より17ふえ、174自治会となり、自治会総数の30.5%、制度を創設した平成22年度の2.2倍となっているところであります。

中段の小さな拠点推進事業は、持続可能な地域

づくりを目指すための取り組みであります。今年度モデル地区で実施したワークショップで出された課題解決のための実施計画の策定や、横展開を図るためのマニュアルを作成するものであります。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）それでは、歳出から御説明を申し上げます。予算調書の106ページをお開きください。

事項、文書発送事業費は、市の広報紙等を自治会へ発送する事務に係る経費で、事業費930万3,000円の内容は、文書発送の準備を行う際に雇用する臨時職員の賃金、自治会への発送業務に係る委託料が主なものでございます。

下の表をごらんください。

事項、生涯学習推進事業費では、生涯学習フェスティバルの開催や生涯学習の推進に係る経費で、事業費687万3,000円の内容は、生涯学習推進に係ります委員等の謝金のほか、来年2月開催予定の第15回生涯学習フェスティバル開催に係ります委託料などが主なものでございます。

107ページをお開きをください。

事項、地域おこし対策事業費は、地域課題解決のために配置する地域おこし協力隊の活動に係る経費でございます。この事業費については、地域政策課と観光・シティセールス課、商工政策課の3課でそれぞれ予算計上してあります。本課では、地域おこし協力隊の統括課として、全隊員の人件費や募集経費等を一括して計上し、活動経費につきましてはそれぞれの課での計上となっております。ただし、隊員の雇用者としての車両借上げにつきましては、本課で一括処理し、債務負担行為等の設定も本課で行っております。本課分の事業費4,950万2,000円の内容は、隊員16名分の報酬、社会保険料、隊員の募集経費、任期満了隊員が市内で起業する際の起業支援補助金のほか、本課配置の隊員4人分の活動経費などが主なものでございます。

下の表をごらんください。

事項、小さな拠点推進費は、小さな拠点形成の推進に係る経費で、事業費1,042万5,000円の内訳は、モデル地区、藤本地区と藤川地区の2地区をモデル地区といたしております。

すが、両地区が主体となってワークショップ等で、今後地区で取り組むべき事業などの検討や確定、それから具体的な実施計画を策定する段階での支援に係る委託料が主なものでございます。

108ページをお開きください。

事項、防犯灯管理費は、市が管理しております防犯灯1,225基の維持管理経費や自治会等による防犯灯設置への補助に係る経費で、事業費1,173万8,000円の内容は、市が管理する防犯灯の電気料・修繕料などと、自治会等が設置・維持する防犯灯のための補助金が主なものでございます。

下の表をごらんください。

事項、自治会育成費は、自治会の活動を支援する交付金や自治会運営説明会の開催に係る経費で、事業費1億145万3,000円の内容は、自治会長の永年勤続表彰の記念品代や自治会運営の手引印刷代、570自治会への交付金が主なものでございます。

109ページをお開きください。

事項、自治会館施設整備補助費は、自治会が整備する自治公民館等の新築・補修等への補助金に係る経費で、事業費2,910万6,000円の内容は、自治公民館の新築——今回2地区ございですが、新築に係るもの、屋根・外壁・床などの補修等に係る補助金と、財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業として実施しておりますコミュニティセンター助成事業を活用した、今回は限之城地区乗越自治公民館の建設に伴います補助金が主なものでございます。

下の表をごらんください。

事項、集会所管理費は、市が管理する集会所の維持管理に係る経費で、事業費508万5,000円の内訳は、集会所の光熱水費や修繕などの維持管理経費が主なものでございます。

110ページをごらんください。

事項、コミュニティセンター管理費は、コミュニティセンターの維持管理に要する経費で、事業費9,852万7,000円の内訳は、コミュニティセンターの修繕料のほか事故等の際の全国市長会市民総合賠償補償保険料、セントピアと直営をしております38地区コミュニティセンターの指定管理料、来年度に入れかえを予定しております全地区コミュニティセンターのパソコン購入費及

び設置経費、滄浪地区コミュニティセンターのトイレ改修工事や可愛地区コミュニティセンターの耐震補強工事などが主なものでございます。

下の表をごらんください。

事項、コミュニティ推進費は、地区コミュニティ協議会、市民活動団体等の活動支援及び共生・協働の推進に係る経費で、事業費2億1,361万1,000円の内容は、直接雇用の9地区を除きます39地区のコミュニティ主事の報酬・社会保険料、市民活動情報サイトの再構築費用、コミュニティマイスター事業に係る経費、地区コミュニティ活性化事業に係る基本コースとビジネスコースの補助金、市民活動支援に係るスタートアップコースとステップアップコースへの補助金、また、財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業として実施しております地区コミュニティ協議会の備品整備に係る一般コミュニティ助成事業補助金、ボランティアセンター事業運営補助金、地区コミュニティ協議会運営交付金などが主なものでございます。

111ページをお開きください。

事項、ゴールド集落活性化事業費は、過疎高齢化が進展している高齢化率50%以上のゴールド集落を支援する経費になります。事業費3,005万7,000円の内訳は、高齢化率60%以上の自治会に対する重点支援地区補助金、スポーツ大会環境整備などゴールド集落の自主活動を支援する補助金、ゴールド集落を支援する地区コミュニティ協議会や市民団体等への活動補助金の4補助金となります。

平成31年度のゴールド集落につきましては、総務文教委員会の資料で御説明を申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思っております。

この表は、地区コミュニティ協議会ごとのゴールド集落の状況になります。

ゴールド集落は、毎年1月1日において65歳以上の者の割合が50%以上の自治会で、平成31年度の該当自治会は、7ページに記載のとおり、45地区コミュニティ協議会、174自治会で、本年度より17自治会ふえています。内訳といたしましては、継続が148自治会、新規が26自治会であり、本年度該当で平成31年度に非該当となる特例ゴールド自治会が9自治会となっております。また、高齢化率60%以上の重点

支援地区は、69自治会となっています。本年度より9自治会ふえております。

調書の111ページに戻っていただきまして、下の表をごらんください。

事項、災害予防応急対策費60万円は、災害時における自治会館敷地内等の崩土等の除去に係る経費である特別災害復旧補助金でございます。

次に、112ページをお開きください。

事項、現年公用・公共施設災害復旧事業費70万円は、台風等の災害による施設補修等に係る経費で、地区コミュニティセンター集会所などの公共施設の災害復旧修繕料でございます。

次に、歳入を御説明申し上げます。予算調書の18ページをお開きください。

使用料の総務使用料、予算額385万9,000円は、地区コミュニティセンター、集会所、セントピアの施設使用料・冷暖房使用料などでございます。

次に、手数料の総務手数料、予算額6,000円は、自治会等への地縁団体証明書等の交付に係る手数料でございます。

次に、県委託金の総務費委託金、予算額144万5,000円につきましては、県の広報紙であります県政かわら版や県議会だよりの配布に伴う事務委託金とNPO法人の認証事務等の権限移譲に伴う事務委託金でございます。

次に、財産運用収入の利子及び配当金予算額2万3,000円は、市民活動支援基金の利子収入でございます。

次に、基金繰入金の市民活動支援基金繰入金、予算額1,554万円は、先ほど歳入で説明申し上げたコミュニティ推進費の地区コミュニティ活性化事業補助金、市民活動支援補助金、コミュニティマイスター事業経費のほか、環境課所管の花いっぱいまちづくり推進事業、建設整備課所管の公園緑地整備事業の財源として、市民活動支援基金からの繰り入れに伴うものでございます。

次に、雑入につきましては、次のページにかけて掲載してありますが、予算額1,856万3,000円は、コミュニティセンターや集会所等の自動販売機などの電気料実費収入金、また、これも先ほど歳入で御説明申し上げましたが、自治総合センターが宝くじ普及広報事業として実施をいたします、自治会館建設や地区コミュニティ

協議会の備品整備に係る助成金などが主なものでございます。

○委員長（徳永武次）ここで、休憩します。再開はおおむね13時とします。

~~~~~

午後0時 1分休憩

~~~~~

午後0時55分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）先ほど当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉蘭道朗）コミュニティセンターの補修事業の関係で、地元だけにちょっとあれなんです、可愛地区コミュニティセンターの耐震化の工事が入っていますけれども、「等」ってなっていますので、可愛地区に関して、地区コミに関しては、金額とそれから工事の日程等々がわかっておれば、教えてください。

○地域政策課長（屋久弘文）コミュニティセンター管理費で、工事請負費を3件計上してありまして、2件は先ほど御説明を申し上げましたが、滄浪のコミセンのトイレ改修、それから轟のコミセンの外壁とか、ひさしの防水、それから可愛コミセンにつきましては、昨年度、耐震補強の設計をやっています、それに基づきまして、平成31年度に耐震補強の工事をする運びになっていて、514万9,000円、可愛地区はかけて改修工事をやることになっております。

〔「期間」と呼ぶ者あり〕

○地域政策課長（屋久弘文）期間は、来年1年間。まだ発注をいたしておきませんので、当然、建築住宅課のほうに執行委託という形になるので、向こうにお願いして、1年間のうちに工事を終了してもらおうように考えております。

○委員（今塩屋裕一）地域政策課で把握している件で、ちょっと教えてもらいたいですけど。電気関係、集会所等に関連して電灯があると思うんですけど。スマコミライトとの関係もあると思うんですけど、幾つぐらいあるんでしょうか。今わかる範囲で、ちょっと教えてもらえんかと思うんですけど。

○地域政策課長（屋久弘文）いわゆる防犯灯という感覚でよろしいでしょうか。防犯灯は

1, 2 2 5 基ございます。地域政策課で管理をしている分が。

あと、それではなくて、いわゆる道路なんかについています外灯とか、観光地、温泉街なんかについている街灯なんかは、またうちの所管ではありませんので、相当数の街灯も含めれば、防犯灯的なものが市内にはあると思います。

**○委員（今塩屋裕一）** こうやって、ゴールド集落になる地域で、地域のことでいろいろ外灯なんかも、地域で集会所関係なんかもいろいろ見ていると思うんですけど、例えば、集会所を今、過疎化になっていくから返すという地域、そういうところが、現時点ではあるんでしょうか。

**○地域政策課長（屋久弘文）** 集会所は、方針として、できれば地区の自治会等に管理をお願いしたいという方向で動いておりますが、それで、いわゆる地域に戻したもので、それをまたさらに市に返すという話になっている集会所はございません。どっちかという、地域におろしていく方向で、今、進めておりますので。

**○委員（今塩屋裕一）** 今後は、そうやって集会所の管理というか、地域でできなくなれば、どういった施策というか考えていかれるのかなというのと、こんだけまちなかを見ましても、本当、ゴールド集落。どこの地域なんかも今、行事ができない、運動会もできないというようなことも、やっぱりあったりして。今後、先のことを考えまして、いろいろちょっと聞いたところでありました。

**○委員（井上勝博）** コミュニティ助成事業補助金という、補助金であるんですが、自治会のその館に対する助成制度については、ホームページで見えるんですけども、コミュニティ協議会が使うそういう集会施設というか事務所というか。そういうものに対する補助金は、これはホームページにちょっと見当たらなかったんですけど、どういう制度なのかを教えていただきたいのと、それから、コミュニティセンター管理費のほうで、先ほどありましたが、滄浪地区のコミュニティセンターのトイレ改修工事等とありますが、これは助成金とは書いていないわけですが、この制度をちょっと説明していただいただけませんかでしょうか。

**○地域政策課長（屋久弘文）** いわゆる自治総合センター、宝くじの収益金で運用されています

補助制度につきましては、市のほうで切り分けをさせていただいていただいております、いわゆる自治会の自治会館につきましては、建物関係を新築にされるときに使わせてもらおうと。それから、コミュニティ協議会につきましては、コミュニティ協議会の机や椅子、印刷機、コピー機とか、そういった備品購入用に、コミュニティ協議会のほうには使っていただくというような形で。

制度的には、コミュニティセンターでありまして自治会でありまして、そういう建設はできるようなにはなっているんですが、市の方針として、その部分は自治会の新築等に使っていただくこと。コミセン等につきましては、市で管理している部分が多いものですから、ほとんどのコミセンを市で管理をしている関係もありまして、それには使わないという方針で、今まで来ております。

**○委員（井上勝博）** そうすると、このコミュニティセンター助成事業というのは、建物ではなく、今、言われたような備品類の助成金だと。そうすると、助成金であるならば、例えば、幾らかの補助というふうにするのか、それとも買いたいものは申請して、100%そろえてもらうということになるのか。その辺のことは。

**○地域政策課長（屋久弘文）** 自治会館につきましては、5分の3が補助割合になりまして、上限が1,500万円という制度になっておりますので、その範囲内で活用いただいております。

コミュニティ協議会等に対する備品購入につきましては、250万円という上限を持っておりますが、例えば、245万円だった場合に、その5万円だけを切って10万円単位で、240万円を補助をしますが、5万円は地区コミで負担をお願いするというような制度になっております。

ですから、250万円以内ですので、250万円を全額使うということではなくて、200万のところもあれば、百数十万のところも実際出てきている状況であります。

それから——続けてよろしいですか。滄浪地区コミセンのトイレ改修の関係ですが、これはトイレ改修を年次的に——コミセンのトイレというのが、コミセンによっては男性用、女性用が同じスペースの中にあって、利用しづらいという意見が以前からあったものですから、それに対応するために、年次的にコミセンのトイレの改修を今、行

ってきているところをごさいますて、来年度は滄浪地区をやるということで、補助金とかではなくて、市の予算で全額を負担するという形にしているところをごさいます。

○委員（井上勝博）ゴールド集落がどんどんふえていくというお話でした。

ゴールド集落に対して、高齢化が進んでいるわけだから、市が助けるという意味でいろんな支援をしているわけですね。でも、これがどんどんふえていく現状ということに対して、何とかゴールド集落を卒業できるような、いわば若い人を誘致できるような、政策というのが非常に貧弱なんじゃないのかなと。だから、どんどんふえていくんじゃないのかなというふうに思うんですけども。その辺の、これからどんどんふえていくというのは、ちょっと、これからの展望をどう考えているのかなというのがあるんですが、どうなんでしょうか。

[発言する者あり]

○委員長（徳永武次）井上委員に申し上げます。この件は、所管事務調査でお願いいたします。

○委員（川添公貴）ゴールド集落支援市民活動補助金が計上されているんですけど、これはゴールド集落の指定があって、それから外れたときは、翌年度に補助が出るわけなんですけど、大体この件数からいって計上額が少ないような気がするんですよ。だから、どれぐらい見込んであるのかなということを教えてもらいたいと思います。

○地域政策課長（屋久弘文）支援市民活動補助金は、先ほど申しあげました、来年度であれば174ゴールド集落を、市民団体等とボランティア団体等が支援をするために設けた補助金でございまして。自主活動というのが、それぞれのゴールド集落がやる活動になるんですけど。

○委員（川添公貴）市民活動補助金が支援のほうなんで、自主活動のほう。ごめんなさい。1,560万円のほうの説明を。

○地域政策課長（屋久弘文）ゴールド集落自主活動支援補助金は、147自治会を想定をいたしまして、1,470万円補助金を想定しておりますが。174ゴールド集落ありまして、全部が全部、活用をされないという状況がありますので、そういった意味で想定をして、147ぐらいの自治会ではなからうかということで予算計上さ

せてもらっていますが。

○委員（川添公貴）まあそれぐらいを計上して。どれぐらい想定しているのかなと。今、147ぐらいの想定だということはわかったんですが。

じゃあ、なぜその自治会数が全部申請できないのかという背景は、当然把握されているだろうと思います。この一つの使い勝手の悪さは、自治会で全額お金を払って領収書を添付して、たしか、最後の報告を出した後にお金がおおりてきますよね。その手順で間違いなかったですかね。

○地域政策課長（屋久弘文）ゴールド集落の補助金につきましては、希望に応じて前払いをしていただいているので、先ほど言われました、最後、実績をもとに支払うゴールド集落もあれば、あらかじめこれだけの事業をやるということで、計画に基づいて、概算払いで支給をしていて最後で精算をして、返納していただく場合もあるんですが——この二つのパターンが、実際にあります。

○委員（川添公貴）わかりました。うちの自治会が、前年度、限界集落だったんで。そのときにお金を一個立てかえてやったんで、その方法が、前渡金があるということは知らなかったんですよ。書類は、私がつくったんで、自治会長じゃなくて。何でかという使い勝手が悪いのかなと思ったんですよ、申請が少ないのは。

だから使い勝手がいい方向に、ゴールド集落支援員という方がいらっしゃるんで、そこへの活用を図りながら、こういうお金を使っていけないといけないということを言って、これはお願いなんですけど。そういう形をとっていただければと思うんです。

それから、この予算計上の中で、ゴールド集落って出てくるんですけど、これは本市だけの呼称ですよ。もうそろそろやめませんか。というのは、うちの集落にしても「金」じゃないですよ。実際のところ言いますね。

それと、その前段として、このゴールド集落のいろんな補助金を出すのに、住民基本台帳のところから、平均をばんと割り出していますよね。

うちの集落が抜けた原因は何ですかと聞くのは、ちょっと間違いなんで聞きませんが。70歳、80歳、90歳の方がいらっしゃって、限界集落だったんです。そこに、去年、1歳とゼロ歳が生まれたんですよ。そうすると、もともとの人数

が少ないところに、1歳とゼロ歳が来たらもう平均が、ばんと下がる。80歳のときは割ったときに40ですよ、平均が。

例えば、そのゼロ歳児がああ道路作業に出て来れるかということです。集落作業に出て来れるかということです。いやいや、だから支援金制度を見直す中で、今後やはり何歳以下は除いた中で、50%を超えるのが限界集落だと。小学生は、ちゃんと空き缶を入れるとかしますから、これは入れてもいいと思うんですね。集落の美化活動もやるんだから。

だから、これは所管で言うかもしれませんが、予算があるんで、その予算を活用するためにも、しっかりとそういう人口の幅を見て選定していただくようにしてもらえれば、もっと予算執行ができるのかなと思うのですが、お考えをお願いしたい。

**○地域政策課長（屋久弘文）** 支払いの方法が、概算払いがあるというあたりは、先ほど委員がおっしゃったとおり、各ゴールド集落に支援員というのを配置してまして、その支援員の説明会の中で、そういう説明もしているんですが、それが多分うまく伝わっていないんだと思うので、また今年度も同じ説明会がありますので、その中でまた詳しくそういう説明もするように、支援員のほうにはお願いをしたいと思っています。

ちょうど、ゴールド集落の見直しにつきましては、平成31年度が見直し時期に当たっていますので、呼称も含めて、呼称は現岩切市長が提唱されたんですけど。検討は来年度の見直しの中でさせていただきたいと思っております。

**○委員（川添公貴）** 人口形態を見据えた中でしてほしいということは答弁がなかったんで、平成31年度の見直しの中で、そこも含めて検討されるだろうということで、理解してよろしいですよ。

**○地域政策課長（屋久弘文）** はい。

**○委員（川添公貴）** できればそういう形で、この予算がきちっと行き渡って、生活しやすい環境の集落になるようにやるべきだと思うんですね。何でそこにこだわるかという、うちだけ言って申しわけないんですけど、免除制度がないんです。いろんな作業とか一切免除していません。出て来れる範囲まで。だから、そういうことでやってい

るんで、「じゃあ、逆にゼロ歳から出てくれるんじゃないの」という反論は受け付けませんよ。

だから、そういう集落なんで、そういう集落が各——東郷だけ言って申しわけないんですけど、どこの地区もそういう形でやっているんですよ。出て来れる人がやるということで。

大きな自治会は、出て来ない人が多いんですよ。掛銭を払って、出て来ない人が多いんです。うちなんか出て行かないと立ち行かないんで、そこらへんをうまく、もうちょっと予算配分を広げていただけるように、今後とも、その平成31年度の見直しであるとするならば、そこも含めて3点希望しておきたいと思います。何かありましたら。

**○地域政策課長（屋久弘文）** 1点だけ。174自治会が、全部使われないという話をしましたが、私どものほうが把握をしているのは、もともと自治会の世帯が3世帯とか4世帯とか、そういった自治会も実際にありますので、そういう自治会が活用したくても活用できない、もう動けないというような実態もありまして、活用されない場合もあります。

それからもう一点、ことしゴールド集落であって来年度ゴールド集落でなくなった場合は、来年に限っては、特例ゴールド集落という制度もあって。あと、特例ゴールド集落である間にまた50%を超えたら、ゴールド集落に戻れるというような制度にもなっていますので。

確かに、先ほど委員が言われたように、若者がふえたり高齢者が亡くなったりすることで、50%を前後しているような自治会はたくさんありますが、そういったところで救えるところは救っているつもりでございます。

**○委員（川添公貴）** その3世帯とか3人とかというそういうところが、一番困っているんですね。だから、そういうところに使ってもらえるように、しっかりとこの予算を執行していただきたいと思います。年齢において基本台帳でやるから、そこはいたし方ないんですけど、うちの自治会に関しては、今後絶対、限界集落にはなりません。絶対、ならないです。わかりますでしょう。逝く人が多くて、育っていくのがいますから。これから逝く人だけなんで。だからもうなることはないんですけど、やっぱりそういう小さなところに目を

向けて、集落を活性化するように予算をしっかりと活用していただきたい。

○委員（坂口健太） 予算調書の110ページ、2款1項15目コミュニティ推進費の中に市民活動情報サイト構築業務委託というものがありますが、ちょっと御説明をいただきたいと思います。まず1点目に、現在でも2012年の4月から市民活動情報サイトの運用されていると思いますが、これがこの業務委託の費用は維持管理に関するものなのか、はたまた新たな形で新設するものなのか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

○地域政策課長（屋久弘文） 現在の市民活動情報サイトが平成24年に構築をされていまして、もう丸々6年経過して、もうちょっとすれば7年が経過をするような状況になっていまして、これはホスティングサービスを利用している関係で、いわゆるそういった企業にサーバーを置いて、そのサーバーを使わせてもらいながら運用をしているんですが、そのいわゆる安心して使わせていただける時期が過ぎているということで、保守、セキュリティ上も問題があるということでありましたので、今回、市民活動情報サイトを再構築しようということで予算計上させていただいているところで、今回の経費の中には構築経費とランニングコストも含まれております。費目は違いますけれども、今までは構築は平成24年に済んでおりましたので、平成30年度まではランニングコストだけを計上させていただいておりますが、今回いろいろ業者等とも調整をやっているんですが、安価で提供していただけるような状況ですので、今回その再構築予算を予算化させていただいたところでは。

○委員（坂口健太） 再構築費用ということで御説明いただいたと理解いたしますが、そもそもこの市民活動情報サイトの活用状況についてなんですが、各地区コミであったり、NPO法人であったりさまざまところが情報を掲載できるようなサイトだと思うんですけども、このアクセス数とかどういったものがあるのか。果たしてこの市民活動情報サイトを今後も残していくのがいいのかどうなのかとちょっと疑問に思ったものですから質問をしてみたいと思います。

○地域政策課長（屋久弘文） ここに来ます前にちょっと調べてきましたら、大体年間2万

5,000件から3万7,000件を行ったり来たりしているような状況でだんだんふえてきているとかいうような状況ではなくてそこらあたりを行ったり来たりしているのがアクセス数の実態でございます。

今後は、御存じかと思いますが、駅東口にコンベンションホールの中に市民活動センターというのをつくって、そういう市民団体であったりボランティア団体であったりに大いに活用していただくということで動いておりますが、そういったところも踏まえてぜひこの情報サイトの的なものを相続して行って利活用を図っていききたい、にぎわいの場も創出していききたいというふうに考えておりますので、そういった意味でまた再構築させていただきたいという提案でございます。

○委員（坂口健太） 各地区コミからの情報発信等々を見てみますと、発信がある地区コミと発信がない地区コミと目立って差があるようにも感じられます。このたび再構築をされたいということですので、ぜひ各地区コミで有効活用されるようにその辺のサポート等もしていただければと思いますので、お願いいたします。要望です。

○委員（川添公貴） もう1点、2款1項6目の委託料963万6,000円、これについてお伺いしますけれど、この小さな拠点づくりについてのどのようなものかという概要版は聞いたんですが、委託内容と委託先を教えてください。

○地域政策課長（屋久弘文） 小さな拠点づくりは、昨年度も申し上げましたが、今モデル地区のことが1年目でした。平成31年度が2年目になります。モデル地区事業は2年間で一応考えておまして、本年度はその地区に何が足りないのかとか、そういったのを地区住民に5回集まっていたら今この地区に足りないものをある程度拾い上げたところなんですけど、平成31年度はその藤本と藤川地区で具体的に将来に向かって足りない部分をどんなふうにして補っていくかというのを具体的なところを考えていただいて、それを平成32年度以降の実施計画をその平成31年度につくっていただいて、平成32年度に実際にその計画を実行していこうという流れで進めておりますが、その2年次に平成31年度が当たりまして平成31年度の業者でありますランドブレインという会社なんですけど、そこの随意契約で

2年間をセットにした契約ではないんですが、お願いをしてランドブレインに最後まで完結していただくようお願いしてあるところで、もちろん職員もまた平成31年度は5回ほど会議を開きながら実際の事業実施に向けて取り組んでいくんですけど、職員も参画をしながら進めていきたいという流れで考えているところでもあります。

**○委員（川添公貴）**わかりました。藤川は確か引き受けたという話は聞いていたんで、小さな拠点づくりは必要だと前から質問でも言っていたんですけど、実際この予算を執行する中で実計がきちっと地区の状態に合ったような形に持って行かれるように5回ほど会議を持たれたということなんで、地元ですよ、どういう実態かわかっているんですけど、出た報告書をまた見させてもらいたいと思うんですが、しっかりと実態にあった形で進めてもらいたいと思います。大分大変なことを受けたというような話はされているんであえて聞いたところなんですけど、うまいこと地区と小さな拠点づくりにモデルケースが、この事業費をうまいこと使ってできていくように指導方、お願いをしておきたいと思います。

**○地域政策課長（屋久弘文）**小さな拠点づくりという事業自体が地区住民が主体となって、今住んでいらっしゃる地域で住み続けられるようにする仕組み、取り組みということでやっておりますので、地区住民のニーズに合った地区住民のためになる事業というのを平成32年度以降は展開をしていきたい。そのために平成31年と平成32年、2年間かけていろいろ地区住民に寄っていただいて話し合いをしながら自分たちの足りないところを補うための事業というのを今一生懸命検討していただいているところですので、具体的に実現をするように努力をしていきたいというふうに考えております。

**○委員（坂口健太）**もう1点お伺いしたいと思います。2款1項6目地域おこし対策事業費についてお伺いいたします。

隊員が16名分の報酬等と計上されておりますが、平成30年度の当初予算段階で隊員については20名分計上されていたと思うんですけども、4名、次期からということもあるんでしょうけど、20名から16名に平成31年度減らしていくとか16名ぐらいで体制を整えるというふ

うな方向性ということによろしいのかということと、なぜ4名減ったのかということと2点理由をお伺いしたいと思います。

**○地域政策課長（屋久弘文）**地域おこし協力隊につきましては、先ほど申しあげました商工政策課と観光・シティセールス課と地域政策課、3課にまたがっております、当初予算を編成する段階でその3課から人員等の要望を聴取をしまして平成30年度は確かに20名計上でしたが、来年度は16名計上ということで予算をつくらせていただいたところです。

第2期の地域おこし協力隊の計画というのが平成31年度で終了することになっておりまして、平成32年度以降の第3期の計画を平成31年度中にまた庁内で検討することになっておりますので、その検討の段階でまたこの人数とかというのがKPIは40人とかになっていますので、そこまでは無理かもしれませんが、その箇所等の要望に応えられるような形でまた予算化はしていきたいというふうに考えています。

**○委員（井上勝博）**2款1項15目、事項、コミュニティ主事についてなんですが、もう一人コミュニティで雇用されている方もいらっしゃると思うんですけども、この二人の給与は同じようになっているのか。何を基準にしているのか。例えば嘱託員と同じようにしているのかどうか。そこら辺の説明をお願いできますか。

**○地域政策課長（屋久弘文）**コミュニティ主事の報酬につきましては、市の一般の嘱託員の報酬であります12万4,300円という金額で17日勤務をお願いをしているところでございます。

あと、事務局職員につきましては、こちらのほうから事務事業運営費は出ている形で補助金をお流ししていますが、事務局職員はその地区コミの判断でその補助金を使って雇用されてもいいし、あるいは雇用されない場合は地区コミの事業に使ってもいいというようなことで事務事業運営費は出ている形での補助金を交付金の中に足し込んでいるんですけども、事務局職員の賃金につきましては、地区コミュニティ協議会でそれぞれ判断される部分なので金額に若干違いはございます。

ただ、さっき言った17日勤務と通常の事務局職員は15日勤務というのが主体になっています

ので、当然同額ではないです。賃金と報酬ということで。

○委員（井上勝博）コミュニティの中で事務的な仕事以外にもいろいろと中心的に活躍されて、コミュニティの運営にとって欠かせない方々になっていると思うんです。そういう点で17日勤務となっているんですけども、実際にはこれでは足りない、仕事はもっとたくさんあるのではないかというふうに思うんです。だから、もうちょっと待遇を上げて、コミュニティ活動をもっと重視して活発化させていくためにも主事と事務職員についても待遇を改善するというふうにしていくことはできないのか、そういうふうに考えていないのかお尋ねしたいと思います。

○地域政策課長（屋久弘文）17日勤務よりもっと勤務されているということはないと考えています。というのが、年間を通して17日の12月分の範囲内で調整をしていただくようお願いをしているし、あと場合によっては夜間の会議とかありますけれども、その夜間の会議等に出られた分については平日のどこかの時間帯で休んでもらうとか、そういった調整もしておりますので多く見えますが年間を通してはそんなに多くない月もあると、そういった月での調整とかもお願いしているので17日掛け12月の範囲内の勤務というのはどこの地区もしていただいていると考えております。

処遇改善をということでございますが、今のところは考えておりませんが、そういう検討をする時期には来ているんじゃないかと、そういうある主事さんあたりからももう少し報酬を上げてほしいというような要望も届いてはおりますので、検討する段階には来ていると思いますので、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）本日、資料はございませんが、口頭で樋脇町の市比野地区にあります上之湯集会所に関しまして、経過も含めて報告をさせていただきたいと考えております。

財産仕分けの利活用方針で解体となっている施設でありまして、平成30年度の予算で解体工事を実施することになっておりますけれども、今年の4月に地元の市比野地区コミュニティ協議会長ほか3名から連名によります要望書が提出されまして、関係課や地元との協議も行いながら検討してきました結果、歴史的な価値があり生活にも密着している同集会所に附帯しております洗い場につきまして、市有地である隣接地に移転、新設すること、また集会所解体後の隣接地への土砂流出防止のための整地及び擁壁設置などの工事を行う必要が生じたことによりまして、今年の9月議会で設計業務委託を66万円増額、解体工事費を518万2,000円増額するという補正予算の承認をいただいたところでございます。その後、9月7日から12月10日にかけて解体工事にかかる設計業務委託を発注いたしまして、解体に向けた作業を進めてまいりましたけれども、設計業務の委託業者からこの施設の中にアスベストが含まれている可能性がある、そういった報告を受けまして、早速12月27日から1月21日までを工期としますアスベスト含有調査を発注いたしまして、集会所の5カ所のサンプルを採取しまして調査を実施いたしましたところ、うち3カ所から——3カ所というのが給湯室の壁、2階の軒天、それから外壁、この3カ所なんですけど、そこにアスベストが含まれているということが1月17日に判明いたしました。このことを受けまして労働基準監督署と労働安全衛生法上の協議も行いましたが、アスベスト含有にかかわります解体工事につきましては負圧隔離が原則——難しい言葉ですけども、負圧隔離が原則であるとの回答を得たためにさらなる予算の増額が必要となったところでございます。

予算上は補正予算の計上時期との兼ね合いもありまして、アスベストが含まれていないものとし

て今回の3月議会で繰越明許等の手続も行いながら本年度中の予算執行を目指してまいりましたけれども、現実にはアスベストが含まれていたために本年度中にこの執行というのができませんでした。

現在、建築住宅課でその処理も含めた解体工事設計書を作成中でございますけれども、来年度に改めてアスベスト処理も含む工事請負費を要求させていただきたいということで了解をいただきたいということでの報告でございます。

負圧隔離と申しますのは、プラスチックシート等によりまして該当する箇所を密閉した上に集じんとか排気装置、そういったものを設置して、高い圧力の空気が低い圧力の空気のほうへ流れるというそういう空気の特性を利用しまして飛散とか漏えいとか、そういったのを防止しながら進める工事が負圧隔離といわれるものですが、いわゆる厳重に近隣に被害のないようにやる工事のことでありまして、それに伴います予算というのがまた相当額必要となったために、現有予算は1,500万円でありますけれどもこういった予算ではとても足りないもので、ことしは予算執行はせずに来年度また改めて要求させていただきたいということで、事故報告ではございませんが、現状を報告させていただいたところです。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました、このことも含めこれより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 先ほどの件です。ゴールド集落がどんどんふえていく現状があるわけです。それを無理やり減らすというのは、人為的に減らすことができるのかということとはちょっと違うと思うんですけれども、とにかくゴールド集落というのは高齢化が進み若者が減っているということでありますから、それに対する対策として例えばゴールド集落に若者が移転した場合の補助金があったと思うんです。今もあると思うんですけれども、それだけではこのゴールド集落が増加する一方ですので、新たな対策というかゴールド集落が維持できる、よくいわれる持続可能な集落、ゴールド集落じゃなくて持続可能な集落にしていくためにどうするのかということをもどの程度今議論、検討されていらっしゃるのか教えていただけませんか。

**○地域政策課長（屋久弘文）** 先ほど申し上げましたが、ゴールド集落の補助金につきましては平成31年度中の見直しを検討しているところではございます。それはいわゆるゴールド集落に対する支援でありまして、解決方法にはならないんですが、市としては直接積極的に推進しているわけではございませんけれども、こういう状況になってきておりますので自治会の合併であったり、今はそういう申し入れも何もないところですが、場合によっては、地区コミュニティ協議会も合併をせないかんという話も聞いているところですので、そういったいわゆる合併という方向も今後は考えていく必要もあるのかなということも考えているところでございます。

市としては、何回も言いますが、そういうのを積極的に推進する方針にはなっておりませんが、近い将来そういう地区コミであったり自治会であったりがふえてきていますので、合併をすることもそういったの解決には少しはつながるのかなというふうに考えているところでございます。

**○委員（井上勝博）** 地域政策課だけでは解決できないような問題ではあると思うんです。若者がそもそもそこに住めなくなっている原因というのはほかにもあるでしょう。恐らく農業がもう続けられなくなったとか、そういう問題もあるでしょうから、やっぱり全庁的な視点に立たなければ、この問題を解決するというふうにはならないと思うんです。

ただ、地域政策課としては、そういった問題提起もして、どうやったら周辺過疎地がそういうふうになり高齢化にならないような対策を組むのか、そこをもっと政策的に重点的な、よく成長戦略なんてということと言いますけれども、それも成長戦略の一つじゃないのかというふうに思うんです。そのぐらいの位置づけでやらないと、町全体の発展にならないというふうに思うんですが、そういったイニシアチブをとっていただくことができないでしょうか。

**○企画政策部長（末永隆光）** 井上委員からいろいろ御提案、御意見をいただいておりますが、具体的にゴールド集落活性化のための施策、若者が戻ってくるような施策について、まだ今は持ち合わせておりませんが、先ほどもちょっと

一部答弁しましたが、来年度、この地域づくりを含めた雇用とか子育てとか人口減少対策、こういったものを含めた総合戦略を統合した総合計画をつくる中で、やはり地域政策課だけの問題ではなくて、全庁的にこれは取り組んでいかなければならないこととして考えておりますので、そういった新たな施策については、その中で検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員（井上勝博）ゴールド集落をなくすというのはおかしな言い方になっちゃうんですよ、あるわけだから、これが実際進むわけだから。そうじゃなくて、周辺のそういう集落、少子高齢化が進む集落、これに対する対策を立てて少子高齢化に歯どめをかけるという、そういう戦略を持っていただきたいということをお願いしたいと思えます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、地域政策課を終わります。

---

○企画政策課長（南 輝雄）済みません、企画政策課です。午前中の審査の答弁の中で、ちょっと発言の訂正をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○委員長（徳永武次）はい。

○企画政策課長（南 輝雄）午前中の企画政策課の審査の中で、松澤議員の御質問がございました。就学定住補助金の就職時の補助対象についての御質問がございまして、その中で「中小企業のみが対象になる」というような答弁をしましたが、勘違いしておりまして、大企業含めまして市内の企業全部が対象になるということですので、訂正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。（11ページで訂正済み）

○委員長（徳永武次）わかりました。

---

△情報政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、情報政策課の審査に入ります。

---

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

部長の概要説明をお願いいたします。

○企画政策部長（末永隆光）それでは、情報政策課の施策の概要について御説明申し上げます。

平成31年度は、地域情報化推進と情報通信基盤の整備促進、情報セキュリティ対策の強化の2点を中心に各種の施策を展開したいと考えております。

41ページをごらんください。上段の公共機関ネットワーク機器等更改事業は、基幹系システム等の安定稼働のため、地区コミュニティセンターや小・中学校等に設置してありますネットワーク機器を更改するものであります。

中段の仮想化統合基盤再構築事業は、本市のほぼ全ての業務システムが入る統合基盤に最新の仮想化技術を採用し、障害に強く災害時に本庁外からバックアップし、速やかにシステム起動できる仕組みを再構築するものであります。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○情報政策課長（佐多誠一）初めに、歳出から御説明いたします。予算調書の114ページをお開きください。

まず、上の段になります。事項、地域情報化推進事業費は、地域情報化の施策の推進と、これまで整備いたしました公共施設、学校や地区コミュニティセンターなどの光ファイバー設備等の維持管理に係る経費、1億739万5,000円でございます。

経費の主な内容は、光ケーブル保守点検業務委託、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークLGWANと内部ネットワーク等の維持管理経費のほか、鹿児島県電子自治体運営委員会や職員研修負担金などでございます。

次に、同ページの下の段になります。事項、情報管理費は、行政情報システムの安定運用に係る経費と社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係る運用経費、2億6,863万2,000円でございます。

経費の主な内容は、基幹システムDBサーバ更改業務委託など基幹系システムの運用に係る委託料のほか、地方公共団体情報システム機構等負担金や職員研修負担金、マイナンバー制度の運用に係る経費と情報セキュリティ対策に係る経費などでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算調書の21ページをお開きください。

1行目、国庫補助金、1目総務費補助金266万3,000円は、社会保障・税番号制度整備事業に係る補助金でございます。

2行目、財産運用収入、1目財産貸付収入76万2,000円は、移動通信用鉄塔施設伝送路の貸付収入でございます。

3行目の雑入、4目雑入7万9,000円は、本庁と水道局間の光ファイバー使用に係る受け入れ金でございます。

続きまして、当初予算概要の情報政策課分につきまして、公共機関ネットワーク機器等更改事業、仮想化統合基盤再構築事業について御説明いたしますので、委員会資料の8ページをお開きください。

まず、公共機関ネットワーク機器等更改事業について説明いたします。

平成31年度は、(1)事業概要に記載のとおり、地区コミュニティセンターや小・中学校等に設置しているネットワーク機器を更改するものでございます。更改時期は、平成31年10月を予定しております。予算措置につきましては、5年間のリース契約による執行といたしまして663万8,000円でございます。

(2)の更改機器等の内訳でございますが、公共機関用L2スイッチ、外部公開用ファイアウォール、ネットワーク機器監視サーバを更改いたします。機器の台数及び機器の概要説明は、記載のとおりでございます。

(3)の更改ネットワーク機器等構成概要図におきまして、平成30年度におきましては、真ん中の部分の本庁及び各支所内に設置してございますネットワーク機器等を更改しております。

平成31年度は、本庁及び各支所それぞれから接続しております地区コミュニティセンター、小・中学校及び保健センターなどの公共施設に設置しておりますネットワーク機器等を更改するも

のでございます。ネットワーク機器に関しましては、全体的に高額となるため、機器の選定や更改時期を考慮しながら、経費節減を図ることとしております。

今後も、業務に支障のないよう経費節減が図られるよう、効率的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、仮想化統合基盤再構築事業について御説明いたします。委員会資料の9ページでございます。

(1)概要に記載しておりますが、仮想化技術とは、CPU、メモリ、ストレージ——これは記憶の装置になりますけれども、それらのコンピューターリソース、コンピューターの資源を実際の物理的な構成にとらわれず、論理的に分割・統合できる技術でございます。

具体的には、(4)の仮想化のイメージ図をごらんください。仮想化とは、例えば、左側に四つのサーバ機器がございますが、これらが右側のとおり、仮想化ソフトウェアを用いて一つのサーバに集約できるものでございます。

現行の仮想化統合基盤は、平成26年に構築し、ことしの9月にリース満了を迎え、保守期間も終了するため、最新の仮想化技術を用いて、安全で効率のよいシステムを、再構築するものでございます。更改時期は、平成31年9月を予定しております。予算措置は、5年間のリース契約による執行としまして4,049万4,000円でございます。

再構築の具体的な内容でございますが、本市で稼働している200余りの業務システムを最新の仮想化技術で構築いたします。住民情報を含む基幹システムのDBサーバは現在仮想化していませんが、今回、仮想化統合基盤に統合いたします。

万一の災害時に、本庁でのシステム起動ができない状況となった場合に備え、他の場所で運用できるように、災害復旧対策の更なる向上を図っていきたく考えているところでございます。

(3)の仮想化のメリットでございますが、経費節減といたしまして、サーバー等の機器を減らすことで経費節減が可能となり省スペース化が図られます。

可用性の向上といたしましては、仮想化基盤を構成する全てのサーバーが一斉に停止しない限り

システムは継続的に使用できます。

リソースの有効活用といたしましては、有効活用できていないリソースを減らすことができます。

システム停止等による住民サービスの低下を招かないよう安定稼働を最優先に、経費節減も図りながら効率的な運営に努めてまいります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

まず、今回当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、これより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）マイナンバーの件なんです。実際マイナンバーでひもづけされて、それによって事務処理はもう行われているんですか。マイナンバーによって、いろんな情報がひもづけされている、それはそういうことで処理されて、事務的にはそういうことをやっているんですか。

○情報政策課長（佐多誠一）内部の中ではマイナンバーを保有しております。実際的にはそのマイナンバーを使いまして情報連携という形で、国のほうにサーバーがございますけれども、各市町村と所得の照会とかそういう事務はやっておるところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課を終わります。

---

#### △広報室の審査

○委員長（徳永武次）次は、広報室の審査に入ります。

---

#### △議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

企画政策部長の概要を求めます。

○企画政策部長（末永隆光）広報室の施策の概要について御説明申し上げます。

平成31年度は、広報広聴活動の更なる充実、市政PRの推進の2点を中心に施策を展開したいと考えております。

41ページをごらんください。下段の広聴事業は、まちづくり懇話会や市政モニター活動を行うことにより、市民意見や要望等を市政に反映させるものであります。まちづくり懇話会は、来年度は川内地域及び里・上甕地域を予定しております。

42ページをごらんください。上段の広報事業は、広報薩摩川内及びお知らせ版の発行、FMさつませんだい等での広報活動に要する経費であります。

また、市政PR動画制作業務委託は今年度からの継続事業であり、総合版や企業誘致、貿易、観光、移住・定住などの個別分野ごとのPR動画を制作し、活用を図るものであります。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○広報室長（黒木 諭）一般会計予算のうち広報室分について御説明いたします。

歳出予算から説明いたしますので、予算調書の115ページをお開きください。

まず、上段の事項、広聴活動費は、市政モニター制度やまちづくり懇話会などの広聴活動に要する予算43万4,000円で、市政モニターの出会謝金や旅費、またまちづくり懇話会の開催に係る旅費などを計上しております。

次に、下の段の事項、広報管理費は、広報薩摩川内及びお知らせ版の発行や市政PR動画制作に係る経費など広報業務全般に係る予算4,404万5,000円で、主な内容としまして、月2回発行いたします広報紙に係る印刷製本費

1,924万8,000円、また広報紙作成DTP業務委託等の1,026万3,000円は、広報紙の構成等をパソコン上で行いますDTP業務に係る経費、それから駅ビル情報表示板のコンテンツ制作業務委託などになります。

同じく委託料としまして、ただいま部長から説明がございました、市政PR動画制作に係る委託経費1,050万円を計上いたしております。

次に、歳入予算を説明いたします。予算調書の22ページをお開きください。

広報室所管の歳入につきましては、21款5項4目雑入で、広報薩摩川内への広告掲載に係る収入など132万8,000円の予算を計上しております。

続きまして、市政PR動画制作業務委託に係ります詳細を御説明いたしますので、総務文教委員会資料の10ページをお開きください。

まず、目的としまして、一つ目は、後年度への記録・保存用としまして、もう一つは本市の認知度を高め、交流人口増や人口減少対策、地域経済の活性化などにつなげるため、市外、県外など、対外的に本市の各種施策をPRできるような動画を制作いたします。

2の経費につきましては、全体事業費で2カ年で1,500万円の事業費となりまして、平成31年度予算案の1,050万円につきましては、昨年度、期間及び限度額につきまして債務負担行為の設定済みでございます。

委託内容につきましては、3に記載のとおり動画による高いPR効果が期待できる総合版、観光版、企業誘致貿易促進版、そして移住促進版の4種類を。それから使用用途に応じて使い分けられるようにということで、ロングとショートの二つのバージョンをそれぞれ制作いたします。

また、海外や外国人への対応としまして、ナレーション、それからテロップについて日本語だけでなく中国語、韓国語、英語の計4カ国版での制作を予定しております。

最後に、成果品の活用についてでございますが、まず各種ウェブサイトへの掲載、それから観光PRイベント等で素材説明で実際に視聴していただいたり、各展示会、セミナー等での放映などに活用していきたいと考えております。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（落口久光）** 今、御説明があったPR動画なんですけど、ここになかったの——なかったのというか、観光大使の方がいらっしゃるすよね。ああいう方々のSNSのところにアップしていただくとかいうようなのをして、もっと広く広めるというきっかけづくりというのは、この計画の中に入っているのか。なければそこを盛り込むことは可能なかどうか。

**○広報室長（黒木 諭）** ただいま御説明いただきましたSNS等への掲載については、先ほど申しましたとおり、そういったいろんな場に掲載できるように、1分物とか短い物、それから、3分物とか、使用用途に応じて分けられるようにならずにつくります。

ただいまおっしゃいました各サイトであったり、観光大使がそれぞれPRしていただいているフェイスブックでありますとか、ラインとか、ユーチューブ等の活用については、この経費は、作成の経費が中心になるんですけども、今後、そういった形で有効活用にできるということを考えて制作はしているところでございますので、いろんな場でそういった形で使っていきたいと考えております。

**○委員（落口久光）** ぜひ、かなり著名な方々がいらっしゃいますので、そういう方々の協力をいただきながら、全体に広めていっていただきますようお願いいたします。

**○委員（坂口健太）** 同じく私も市政PR動画の業務委託についてお伺いしてみたいと思います。

この、本年度からも計上されています本事業であります。計1,500万円のなかに、資料の中でもありましたが、配信方法等の効果的な提案を本市に行っていただくというようなことでよろしいんですか。

ということであれば、どういったような、今も提案を受けているのか、その辺を伺ってみたいと思います。

**○広報室長（黒木 諭）** 1,500万円のうち、ほとんどは制作に係る業務です。

その中で、今後、有効活用できるように、そういったスキルを持っている業者さんでありますので、効果的な配信、発信の提案というところまで

いただくということになっています。

例えば、今の業者がインターネットによる広告、有料広告というのには効果が高いという考えを持っていらっしゃるにせよ、その経費は一部入っています。

それから、先ほど言ったそれ以外のSNSへの掲載の部分については、今後、制作所管課において、デジタルサイネージの活用とか、いろんな空港とか駅での発信とかいう、その他予算については、今後予算を含め、検討をすることになっています。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

今回、当局からの報告事項は予定しておりません。

それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（松澤 力）1点だけ済みません。広報紙の件で、以前、本会議でも質問させていただいた山本實彦氏の特集について、取り組んでいただいていると思うんですけども、顕彰委員会の方々から御意見として、今後また銅像の建設とか、また、来年に向けての取り組みも引き続きやっていくということで、できれば定期的にといいか、タイミングを見て、何回かに分けて掲載していただいたりとか、また、その事業の途中経過だったりとか、そういうことも、もし、広報紙の中で取り扱っていただけたらということも御意見いただいておりますので、そういった取り組みが検討できないかということで質問をさせていただきます。

○広報室長（黒木 諭）広報紙の年間の掲載については、当然、ことしのうちに来年の計画を立てて、かなり多くの所管課から載せてくれという要望があるものを、取捨選択して真に必要なものに絞り込んでいるところではございます。

今おっしゃいました文化の件につきましても大変重要なことで、発信していかないといけないと考えておりますので、そのあたりはまた文化課等とも協議をして、入れるタイミングであるとか、内容等については検討をさせていただきたいと考えております。

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、広報室を終わります。

---

#### △ひとみらい政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、ひとみらい政策課の審査に入ります。

---

#### △議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、ひとみらい対策監に概要説明を求めます。

○ひとみらい対策監（今吉美智子）議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算のうち、ひとみらい政策課分の予算概要について御説明を申し上げます。

ひとみらい政策課予算につきましては、ひとみらい政策課が所管する少子化対策、男女共同参画、女性活躍の各事業を推進するための予算を上程したところでございます。

それでは、平成31年度当初予算概要により説明いたしますので、当初予算概要をお開きください。

ひとみらい政策課分は、39ページの3段目から40ページの3段目までの4事業を掲載しております。

まず、出会い・結婚支援事業は、男女の出会いや結婚新生活の支援を行うものであり、一番上に記載しております婚活支援事業補助金につきましては、来年度より倍額の20万円に上限を拡充するほか、結婚新生活支援補助金、かごしま出会いサポートセンター登録補助金、市がみずから主催

して、出会いや交際を育むための縁活イベント費用を昨年度に引き続き計上しております。

次に、40ページをごらんください。

子育て世代生活支援事業は、妊娠、出産、育児までの切れ目のない総合的な支援を行うための施策として、来年度から新たに三つの新規事業を展開することとしており、まず、一番上の第3子以降妊娠祝い金は、ライフステージの最初の妊娠を祝うことや、子育て世代の経済的負担を軽減することを目的として、保護者へ10万円の祝い金を支給することとしております。

そのほか、授乳やおむつがえができる赤ちゃんの駅を登録し、サインを掲示するとともに、イベント時にテント等を貸し出す移動式赤ちゃんの駅事業、子育て世代を応援し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスを醸成するイクボス実践業務を実施することとしております。

また、子育て世代の経済的負担軽減に資する通学定期等購入補助金は、来年度も引き続き、計上しております。

男女共同参画推進事業は、引き続き男女共同参画社会の実現を目指すため、男女共同参画フォーラムや男女共同参画出前講座、女性チャレンジ委員会など、各種事業を行うための費用を計上しております。

なお、今年度、新たな取り組みとして実施しました子どものころからの男女平等や相互理解の協力を育む人権事業は、引き続き市内の中学校で実施することとしております。

最後に、女性活躍推進事業は、引き続き、全ての女性が輝く社会づくりを推進するため、女性活躍推進協議会や女性スキルアップセミナー及び女性活躍応援セミナーを開催し、女性活躍推進企業の表彰ほか、各種事業を行うための費用を計上しております。

**○委員長（徳永武次）** それでは、当局の補足説明を求めます。

**○ひとみらい政策課長（堀ノ内 孝）** まず、歳出予算について説明いたしますので、予算調書の113ページをお開きください。

2款1項6目、事項、男女共同参画政策費759万3,000円は、男女共同参画推進に係る経費であり、経費の主な内容は、男女共同参画審議会委員16人及び男女共同参画専門委員二人

の報酬、男女共同参画フォーラム基調講演等の講師謝金及び女性チャレンジ委員会等の出会謝金、女性活躍応援セミナー企画運営業務委託及び男女共同参画フォーラムや各課で実施する市のイベントや講座等における託児業務委託等であります。

次に、2款1項6目、事項、少子化対策事業費4,840万8,000円は、少子化対策に係る経費であり、経費の主な内訳は、第3子以降妊娠祝い金、イクボスの実践総合業務委託、移動式赤ちゃんの駅テント等購入、通学定期券等購入費補助金、結婚新生活支援補助金、婚活支援事業補助金、かごしま出会いサポートセンター登録補助金でございます。

次に、歳入予算について説明いたしますので、予算調書の20ページをお開きください。

16款2項1目県補助金の総務費補助金のうち、上の段の鹿児島県地域女性活躍推進交付金180万3,000円は、本市の女性活躍推進事業に対する補助金で、補助率2分の1でございます。

下の段の、結婚新生活支援事業費補助金300万円は、本市の結婚新生活支援補助に対するもので、補助率2分の1であります。

ここで、ひとみらい政策課の新規事業について、別紙資料で概要を説明したいと存じますので、総務文教委員会資料の11ページをお開きください。

新規事業は三つございます。

一つ目は、第3子以降妊娠祝い金でございます。妊娠を祝福するとともに、多子世帯への経済的支援にも資するため、第3子以降の子を妊娠した保護者に祝い金を支給するものでございます。

支給対象者は、大きく要件が二つございまして、平成31年4月1日以降に、第3子以降の子となる胎児に係る母子手帳の交付を受けた保護者であることと、母子手帳の交付時点で本市に1年以上住所を有していることとでございます。

第3子以降の子の定義は、同一の保護者によって養育されている子のうち、その出生の早い者から順に数えて第3番目以降の子をいうとしておりまして、実子に限らず、養育の場合も対象とすることとしております。

経過措置でございますが、制度開始に伴う特例として、平成31年1月から3月の間に第3子以降の母子手帳の交付を受け、4月1日現在で妊娠

中の場合は対象とすることとしております。祝いの金額は、1胎児につき10万円でございます。

次に、2番目の赤ちゃんの駅事業についてでございます。

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やおむつがえの設備を持った施設を赤ちゃんの駅として登録するものでございます。

登録した施設には、写真にございますように目印となるステッカー、ペナント、のぼりなどを掲示する予定でございます。

資料の次のページでございますけれども、具体的な内容としましては、授乳の場の提供ということで、四方を壁で仕切られた部屋、パーティションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせず授乳ができる場所を提供するものでございます。

おむつがえの場の提供は、ベビーベッド、おむつ交換台等を備え、安心しておむつがえが行える場所を提供するものでございます。

移動式赤ちゃんの駅の貸し出しは、授乳やおむつがえを行うスペースとして、屋外のイベント会場等で利用できるように、写真にございますようなテントや授乳用椅子、おむつがえ台などを、イベントを主催する団体に無料で貸し出すものでございます。

最後に、イクボス実践総合業務についてでございます。

事業目的は、一昨年から取り組んでおりますイクボスの推進について、更に市内企業等に長時間労働の是正や男性の家事・育児への参加等を促し、少子化対策にもつなげていこうとするものでございます。

具体的な事業内容としましては、イクボスガイド冊子、パンフレットの作成、イクボスPRポスターの作成、イクボス養成講座の開催、イクボス出前セミナーの開催でございます。

**○委員長（徳永武次）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。

**○委員（杉藺道朗）**赤ちゃんの駅事業について伺います。

大変ありがたいかなと思います。この施設でステッカー、ペナント、のぼりとあるんですけど

も、公的な施設、あわせてまた、大型商業施設等々を含めて、今時点でどの程度の事業所を、もしくはそういう施設を考えていらっしゃるのか、お示しいただきたいと思っております。

**○ひとみらい対策監（今吉美智子）**一応、全体の赤ちゃんの駅事業の登録事業所というのは、まだ全体的な集約はしていないところなんですけれども、鹿児島県がやっている子育て応援事業の、例えば、お湯をただ提供したり、赤ちゃんや子どもが遊ぶスペースをつくったり、ハード的なもの、ソフト的なもの、両方を含めて100以上はありますので、そういう事業所をずっと回って、赤ちゃんの駅と認めたり、相手方も登録したいということがあれば、順次登録していこうと思っております。結構たくさんの事業所がいろんな協力はしていただいているところであります。

**○委員（杉藺道朗）**二、三カ所でもいいですけど、具体的にどういった事業所というのがもしわかれば教えていただければと思います。

**○ひとみらい対策監（今吉美智子）**川内山形屋などでは授乳室、ベビーベッドの設置、ベビーカーの無料貸し出し、子どもを入れる無料バックの貸し出しなどをやっております。

それから、美容室さんでは、ヘアメイククレアさんが、店内にチャイルドルームを設けたり、授乳スペースを設置していただいたり、あと、DVDやビデオで子どもの好きな番組などの提供もしております。

それから、珍しいところでは、保険業のなりわいなんですけれども、ほけんの窓口というところが、鹿児島県が出している子育て支援サポート事業の、パスポートを提示してもらった人にはいろんなグッズを差し上げたり、そのほかにも授乳スペースの提供、おむつ交換スペースの提供、キッズスペースがあったりします。

それから、飲食店では、ふぁみり庵はいから亭、モスバーガー、各種あるんですけど、あと、九州電力さんもミルク用のお湯の提供、タクシーの呼び出し、荷物運び、九州電力さんは第一交通さんと提携して、ママサポートタクシーという独自の子育て世代の応援のシステムをつくっていただいております。

それから、タカラスタンダードルームとあって、流し台とかバス製品を販売するところですけど、

そこはトイレ、ミルクのお湯の提供、ベビーカーの貸し出し、キッズルームスペースを提供するというので、小さいところから大きいところまで、自分たちの、言葉が適切かどうかわかりませんが、身の丈でいろいろな子育てを応援していただいております。

○委員（杉菌道朗）積極的にPRをしていただきまして、また、活用を促していただければと思います。

○委員（川添公貴）今度、新規事業で、妊娠祝い金ということで予算が計上されているんですけど、母子手帳をもらうのに、もらった段階で交付をするという形になっています。なぜ出産祝い金にしなかったのかです。

第8週ぐらいになったときには手帳をもらえるので、極端な言い方をすると、その後何週かは人工的な形もとれることもなきにしもあらずなので、なぜ、妊娠に対してこういう補助にしたのかという根拠論を教えてもらいたい。できれば出産のほうがいいのかなと思ったところです。

2点目です。この同じ件で、同一の保護者によって養育されている子のうちって、同一の保護者っていう概念がどういう概念なのかということなんです。

というのは、再婚、再々婚をしたときも、保護者では間違いです。そのときに、第1子同士を持った方々が再婚をしたときは、同一の保護者です。が妊娠をされれば、第3子になるわけです。その辺の解釈を教えてもらいたいと思います。

何でこういう形にしたのかです。この文章からいくと、初婚で始まって3番目なのかなという勘違いしそうなので、このとりあえず2点を教えてもらいたいと思います。

○ひとみらい対策監（今吉美智子）まず、1点目、何で妊娠期の祝い金にしたかということですが、確かに、これは内部でもむとときも査定するときも賛否両論ありました。大概、どこの市町村も生まれてから、今、議員御指摘のとおり出産祝い金をしているところがほとんどです。

マタニティ期に祝い金を支給しているところは、私ども薩摩川内市が、恐らく、調べるところでは初めてでした。なぜかというのは、2点ございます。

まず、1点目は、薩摩川内市は、子育て、少子

化対策を第一義として、いろいろな施策を展開しております。

子育てをする、ライフステージの一番最初、赤ちゃんができたよ、よかったねという、そのファーストステージを祝うことで、より出産の祝意ムードが盛り上がる、とにかく、ライフステージの一番最初の段階を祝ってやりたいということが1点と、先ほども申し上げましたとおり、少子化のまちを公言しているの、どこもやっていない施策、目新しい施策で薩摩川内市にたくさんの方が転入してほしいし、ひいては出産をしてほしいということで、マタニティ期の妊娠補助金にしたところです。

○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）同一の保護者の定義についてでございますけれども、同一の保護者ということでございます、お母さんの連れ子さんでありますとか、お父さんの連れ子さんでありますとか、現にそのどちらでも構わないわけなんですけれども、現実的に同時期に3子以上、合計養育することになる胎児、生まれてくるお子様は対象としたいという考えでございます。

○委員（川添公貴）今度答弁されるときは、申しわけない、マイクにもうちょっと、聞きづらかったんで。保護者の概念については、おおむね理解をします。当然、養育権とか、そういう形もいろいろあるんでしょうけど、そういう形でやっつけられるのはわかりました。

でも、何でしつこく妊娠にこだわったのかというのが疑問なんです。というのは、仮の話ですけど、私が詐欺的行為を考えたときに、母子手帳をもらって人工的に行きます。10万円でしょ、差額は必ずとれるんです。お金は返さなくていいわけですよ。そのとき、もし出産まで至らなくなったときは、返すわけですか。返さないんですよ。だったら、テレビの見過ぎかもしれませんけど、そういう手段をとっていけば、永遠とお金をもらえるんです。だから、よその自治体で多分やっていないのはそういう理由もあって、出産のお祝いということで出されるだろうと思います。私の子どもが言っていたんですが、妊娠よりは喜ぶのは出産ですよ。出産のほうが喜ぶますね、やっつと、生まれてきたということで、これはいよいよ親になったねって思います。妊娠したとき、まあそれはいいとして、命が生まれたとき、妊娠したとき

が命が発生したときなどで、それはだと思えます。相続上も胎児に関しても相続権が認められているという判例もあるんです。それはわかるんですけど、やはり出てきたときにやるべきだったんじゃないかと思うんですが、今さらこれ出されて、内容を変えることが厳しいかとは思いますが、名前を変えて出産祝い金という形にされたほうがいいような気がするんですが、再度お答え願いたいと思えます。

**○ひとみらい対策監（今吉美智子）** 善意に解釈しているというところもあります。ただ、祝い金なので、例えば何カ月に安定期に達したら、もう一律お支払いするというのもできたんですけども、やはりそういう悪意に解釈するわけではないんですけど、生まない人も申請を何ていうべきか、そこでちょっと立ち止まってもらうために、やはり生みたいと思う人達が母子手帳を申請されるというふうな解釈で、この母子手帳交付してからと、今委員が御指摘の、最初から墮胎する目的の人が受給できないような工夫というので、母子手帳をもらった人だけがというふうにしたところなんです。

やはり考え方の賛否はあると思うところなんですけれども、先ほどから申し上げておりますように、どこでも出産したときには祝い金があるので、赤ちゃんはできたよというそのファーストステージを祝いたいという意味で、妊娠期の祝い金にしたところなんです。

**○委員（川添公貴）** 当然、そこは曲げられないと思えます。でも、善意で考えていくのはそれでいいと思えます。そうあるべきだろうと思うんですけど、世間そう簡単に甘いものじゃないと思うんです、私は正直言って。それは、やはり妊娠期間中にかかるお金は病院代がかかるぐらいですよ。それとマタニティドレスが必要ならそれがある。それで出産準備のお金もいる、それはわかります。でも、それはあくまでも出産に向けての準備なんで、やはり、こういう案件は世間並みに出産祝い金ってしたほうがいいと思えます。

もう一つ言わせていただくと、そういう形にして、この妊娠でこのお金を払うよりは、他市町村が3子以上100万円とかやっているんで、そっちのほうがインパクトがかなりあります、逆に。だから、この点については、単年度事業ですんで

考えておいていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それからもう1点、婚活支援事業補助金について10万円から20万円に拡充されているようですが、この件に関しても、あちこちで婚活の活動をされているところに、その活動費に対しての補助金だろうと思うんですけど、私は成果主義にすべきだと思うんです。よく聞くんですよ、パーティがあちこちであって、何組誕生しましたかって誕生していないわけなんです。たまに1組やったとかいうのを聞きますけど、2組あったって聞きますけど、できればカップルができた数によって報酬を払うとか、成果主義でやったらどうかと思うんですが、なかなか非常に難しい話なんで、できれば、行政が婚活に対していろいろ官製の婚活作業ってというのは、私は余り好きじゃないもので、あえて言わせてもらいます。これは民間がやるべきことなんで、それに対して補助金を出すというのであれば、やはり税金をしっかりと使うというためにも、成果主義であるべきだと思うんですがいかがでしょうか。

**○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）** 成果主義ではどうかということですが、私どもが、この婚活支援事業補助金で交付しておりますのは、純粋な営利事業の民間の部分ではなくて、公的といいますか、ボランティア的にやっていたところのごさいますて、そういった意味からも成果主義ということではなくて、今のままの形でさせていただきたいと考えております。

**○委員（川添公貴）** そこまでおっしゃるんなら、ボランティア的婚活をやっているところは、どことどことどこですか。

**○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）** 私どもが支給しておりますのは、女性団体連絡協議会と、商工会祁答院支部青年部の2カ所でございます。

**○委員（川添公貴）** 2カ所。ちょっと待ってください。タブレット1枚しかないもので。

**○ひとみらい対策監（今吉美智子）** 追加説明いたします。

あと、この婚活支援事業補助金は使わないですけども、柳山アグリランドさんが、地域政策課の市民活動支援事業を使って婚活をされている例もございます。

**○委員（川添公貴）** 今課長の答弁では2カ所で

した。上限20万円でしょ。予算計上60万円だったけど。20万円掛ける2が60万円っていうのは、私ちょっと習っていないんですけど。

**○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）** 今現在、2団体の3回が実績でございます。これをほかの団体にもできれば周知をして、していただけたところを掘り起こして、ふやしていきたいという意味で、総額も増額させていただいております。

**○委員（川添公貴）** わかりました。もう1団体、そういう活動をふやしていきたいという予算だというのはわかりましたけど、やはり先ほども言ったように、女団連にしても何にしても、自分たちが一生懸命やっていたらしゃって、前の森永さんがいらしたとき、一生懸命話をされていたんで、それはそれで認めるんです。一生懸命やっているんだらろうから、女団連に対しても補助金をやっている。そういうところがやるのは構わないんですが、あえてそういうのに、この補助金を出して、特別に組んで出すというのはおかしいと思います。というのは、ほかの事業で提案公募の補助金制度がありますよね。市民の提案型により、そういう事業をしますよということで申請をして補助を出すならわかるけど、もうはなからきちんと出しますよという、こういう補助制度は、やはり民間は民間で婚活に関しては、しっかりと民間だけでやっていくという方向が、私はいいと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

**○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）** 民間の団体もいろんなところがございまして、幅広く行われていることは承知しておりますけれども、やはり公的といいますか、そういった純粋な民間ではなくて、公的な意味合いを持つ団体がしていると参加しやすいとか、安心感があるというようなこともございまして、私ども直接の官製婚活もやっているんですけども、参加しやすいというような、安心できるというようなことも聞いておりますので、そういった意味では補助を出していく意味もあるのかなというふうには考えておるところです。

**○委員（川添公貴）** 当然、引っ込めていかれないことはわかるんで、じゃあこの60万円を活用して、何組のカップルを目標にされているんですか。

**○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）** 具体的な

目標というわけではございませんけれども、今まで女団連関係で10件、ここ数年といいますか、これまで10件程度成婚されていて、商工会のほうは4件成婚されているということ、ちょっとお聞きしておりますので、何件という目標までは実際ちょっと定めておりませんが、1件でも多く成婚に結びつけていけたらなというふうにご考えております。

**○委員（川添公貴）** だから、ここ数年で10件でしょ。ここ数年で4件でしょ。私は質問はそういう形じゃなくて、この60万円のお金を使って、税金を使って助成をして、大体何組ぐらいは成立してほしいという目標がなければこういう予算を組めないんで、逆にそういう言い方すると、やりっ放しのお金です。監査なしのやりっ放しのお金ということになります。だから、きちんと成果目標を立ててやるのが、予算計上されたもんだと私は思っているんで。あえて民間じゃないとおっしゃるけど、民間なんで自治体ではないし、だからそういうところは自力でやっていくべきであるというのは、そう思うんです。提案型があるから、提案型公募のステップアップ事業というものもあるから、そういう事業の中でやっていくのが私はいいと思っているんです。

だから、はなからやるというのは、こういうやり方は、余りよくないと思っているんで、今回ちょっと質問させてもらったところです。できれば、その今何で何組かというのは、今度予算を計上した根拠として、何組を目標にするから、この予算がありますという答弁があれば、この予算なのかという納得がいくんで、そういうことです。回答がありましたらお願いします。

**○ひとみらい対策監（今吉美智子）** 今までのカップル成立率ならありますけれども、ちょっと補助金に対してのKPIへの目標は立てておりませんでした。それと、今なぜこの婚活に対して補助金を決めてもう決め決めて出すのはおかしいという御意見でしたけれども、これはちょっと私どもひとみらい政策課ができる前からできていた補助金ですけども、これはやはり結婚させるという、その刹那の目的ではなく、ひいては結婚して子どもを生んでもらう、少子化に資することというのがあって、わざわざその大前提があって、このこういう目的の補助金をつくられたように聞い

ております。

○委員（坂口健太）私もその婚活支援事業に関して質問させていただきますが、今補助金、今年度まで上限が10万円ということで、経費から参加費を差し引いた上限額が10万円というふうに認識しておりますが、平成30年度の実績でもいいんですが、この10万円の上限額まで今回の申請があった中で使われた件数というのは3件、イベントがあった場合で、全て上限まで使われていたのかお伺いしたいと思います。

○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）3件とも上限まではいっておりません。

○委員（坂口健太）上限までいっていないということであれば、なぜ20万円に拡充するのかなという、一つ疑問も浮かぶんですが、なぜ20万円に拡充されたのかなと思ひまして。

○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）今、一人1,000円上限の合計10万円ということで、現状なっております、それを一人2,000円上限の合計20万円ということで計画しております。これも、今後ふやしていただきたいという期待も込めまして、上限枠を広げたところでございます。

○委員（坂口健太）昨年、私も相談を受けて、実はこの補助金を活用させていただいて、婚活イベントをしようと計画をしていたんですが、宿泊型で、なかなか人が集まらずぼしかった経緯がありましたので、そういった形で、上限額を広げていただくと非常にありがたいと思ひますし、更に市としても、各種婚活イベントでございますが、そういった団体に、指導、アドバイスをいただければ助かりますので、今後とも活用お願いいたします。

○委員（瀬尾和敬）ちょっと考え方を伺いたいんですが、先ほど、学生の定住支援補助金ということで議論されていたんですが、そのときに、市内の大学に入学されれば、まず入学と同時に半分お祝い金として、お祝い金という補助金でやる。卒業のときに半分やるという、そういう説明がありました。この第3子のお子さんに関しても、考え方として、妊娠がわかった段階で半分のお祝い金をやって、誕生したら、また半分やるというのは、市の考え方として一貫性があるような気がするんですけど、そういう議論というのはなかつ

たもんなんですか。

○ひとみらい対策監（今吉美智子）いい考えだなと今思いましたけれども。議論するときには妊娠か出産かで議論していただきましたので、いい意見であるとは思ひます。済みません、答弁になっておりませんが、議論はしておりません。

○委員（瀬尾和敬）先ほど、ある委員が一生懸命言われたのを聞きながら、さっき議論した問題でよく似ているのになど。何でそうやって同じ市がやることに對して、そういう考えに至らないのかなと、そういうふうに思つたものですから、今後は例えば、もしよそのまちみたいに100万円とかいうのは無理かもしれないけれども、例えば20万円ぐらいお祝い金にしたいなといったら、妊娠がわかったら10万円、出産のとき10万円とやると、これはとても手厚く皆さんがとても喜ぶような、そういう政策になるんじゃないかなと考へたんです。どうですかね対策監、そういう考へ方、今後できないもんですか。

○ひとみらい対策監（今吉美智子）とてもいい考へ方だと思いますけれども、この10万円をつけていただくのにも、相当な財政当局の苦勞があったので、意見としてすごくいい意見と思ひますけど、今後やはり全方位的に、財政的なことや考へながら、ただそういう、例えば10万円の中で妊娠のときに5万円、出産のときに5万円というそういう継続した考へ方ができなかったことは、ちょっと反省しておりますので、また、全方位的な検討を、今後していきたいと思ひます。

○委員長（徳永武次）ほかにございせんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。今回当局からの報告事項は予定しておりません。それでは、所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願ひます。

○委員（杉蘭道朗）先ほどから議論になってい

まず、この第3子以降の妊娠祝い金については理解いたしましたが、初めての出産の方々に対して、市のほうから特例の出生届けがあった時点において、記念品的なものとか、そういうのは今もないんですか。ないとすれば、何かちょっとというのはないんでしょうか。

○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝） そういったものは、今のところ特にございません。

○委員（杉藺道朗） 確かに第3子以降、多子世帯に対する経済的な負担部分をこういう祝い金という形でしょうけれども、なかなか希望しても子どもさんができないところもあるし、そういうところというのは、本当に初めて赤ちゃんができたりますれば、非常にうれしいものがあります。特にまたそういう当事者の方々が窓口で届け出を出されるという時点においても、感慨ひとしおだろうなと思うところで、今ちょっと質問したんですけども、以前はアルバムとか何かあった気がするんですが、全くそういうようなものの復活という部分は考えていらっしゃるのか、再度お聞きします。

○ひとみらい対策監（今吉美智子） 私どものひとみらい政策課の所管になるかどうかわかりませんが、多分市民健康課のほうになるかと思いますが、以前は、アルバム6,000円、私が入ったころだから、随分昔ですけども、6,000円の乳幼児のミルク代に資する助成金がありました。大変いい意見なので、今後財政を鑑みながら検討していくことは、確かに財源があれば第1子からいろいろなことをすることがいいことだとは思いますが、ただ、財源の問題もあるので、今後の検討にさせていただきたいと思えます。

○委員（杉藺道朗） 御検討をいただければというふうに思います。薩摩川内市でたくさんの赤ちゃんが生まれることを希望しながら、要望としておきます。

○委員（落口久光） 私も要望です。今もる言われているのと一緒なんですけど、個人的には現金をもらえるのが非常にありがたいんですけど、今言ったように、私は一人目からそういうお祝い金は出すべきだという考えなんですけど、現金だと、結構どっかへ足延ばしたときの足しとか、ほかのところで買ったりとかするのが結構多いので、薩

摩川内市の中で使える金券なり、そういうもので、そのかわりそれはもう市内どこのお店でもちゃんと使えるというような形にしてやると、財源は確かに捻出は難しいでしょうけど、それが結局市でお金が回るので、だったらまだ捻出しやすいんじゃないかなと思うんです。そういうことをしながら、産業振興と子育て支援を両立してできるような施策というのを、今後ちょっと検討いただきたいということで、強い要望として申し上げておきます。

○委員（坂口健太） 平成30年度新規事業として、婚活と似たようなことで、縁活事業をひとみらい政策課で行われていたと思うんですが、平成31年度というのは、もう実施されないのかというのと、もう一つ、平成30年度の実績をお示しいただきたいなと思ひまして、お願いいたします。

○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝） まず、平成31年度も実施予定でございます。今年度の実績ですけれども、昨年3月から始めておりまして、それまで入れますと、計8回官製縁活という形でさせていただきました。参加人数ですが、男性58名、女性56名の合計参加人数でございます。マッチング件数でございますけれども、14件という状況でございます。

○委員長（徳永武次） いいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、ひとみらい政策課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後2時51分休憩

~~~~~

午後3時16分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど日程の変更の案内をいたしましたけど、財活の終了後、防災安全課と原子力安全対策室を先にやりますので、そういう御理解をしていただき

たいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）では、そのように進めていきます。

△財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、部長のほうで概要説明と管轄する部を全部、概要を行ってください。

○総務部長（田代健一）財産活用推進課の概要について、御説明いたします。

財産活用推進課は、薩摩川内市民まちづくり公社、閉校跡地の利活用、普通財産の処分や維持管理、指定管理制度、公共施設マネジメント、本庁及び各支所庁舎の維持管理、公用車や物品の管理に関する業務を行っております。

平成31年度の主な事業につきましては、当初予算概要の26ページ中段をごらんください。

市民まちづくり公社運営補助事業でございます。

補助金につきましては、平成30年度より指定管理に係る職員の人件費と図書館業務に関する人件費について、各課の委託料に見直しを行いました。補助金として残るのは、総務部門の人件費と事務局管理費でございます。

次に、下段をごらんください。

公共施設マネジメント事業です。

平成30年度は各庁舎及び庁舎周辺の公共施設集約案作成のための基礎調査を実施しましたが、平成31年度から平成32年度は総務省の要請に基づく、全施設についての施設評価を行い、集約化、複合化、長寿命化等の対応方針を定めます。

次に、27ページ上段をごらんください。

集中管理公用車借上事業です。

管理事務や維持管理の効率化を図るため、本庁及び本土支所の集中管理車のリース化を行います。

次に、中段をごらんください。

本庁舎空調設備更新事業です。

本庁、本館、東別館及び南別館の空調設備につ

いて、耐用年数経過及び老朽化に対応するため、設備更新工事を行うものです。

続きまして、下段をごらんください。

樋脇支所別館改修事業です。

老朽化が進んだ樋脇支所本館におきまして、来庁者及び職員の安全のため、使用を停止し、支所業務を別館に仮移転するための改修工事を実施するものです。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）予算調書の88ページをお開きください。

2款1項1目市民まちづくり公社費は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の運営に対する補助金3,418万8,000円です。市民まちづくり公社との協議により、補助金を前年度比1割カットしております。

下の段、2款1項5目財産一般管理費は、普通財産の維持管理及び市有施設保全基金積立金に係る経費で、事業費は8,639万4,000円です。主な内容は、個別施設計画策定支援業務委託で、詳細につきましては、歳入説明の後、総務文教委員会資料で説明をさせていただきます。

次に、89ページです。

2款1項5目車両管理費は、公用車の管理に係る経費で、事業費は4,676万円です。主な内容は集中管理車両借上料で、これにつきましても、詳細につきましては、この後、総務文教委員会資料で説明をさせていただきます。

次に、その下、2款1項11目庁舎管理費は、庁舎管理及び維持補修に係る経費で、事業費は5億4,287万1,000円です。主な内容は、本庁空調設備更新工事、樋脇支所別館改修工事です。詳細は、この後、総務文教委員会資料で説明いたします。

次に、90ページをお願いいたします。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧事業費は、風水害等により公共施設に被害が生じたときの応急措置に係る経費で、事業費は500万円です。

次に、歳入予算について御説明をいたします。

予算調書は6ページをお開きください。

主なものだけを説明いたします。

上から3項目め、17款1項1目財産貸付収入

9,780万3,000円は、自動販売機及び閉校学校跡地等の貸家・賃地料です。

次に、一番下の項目、19款1項60目市有施設保全基金繰入金5億円は、市道・橋梁補修工事ほか13件の施設改修工事を行うための繰入金です。

次に、7ページです。

21款5項4目雑入1,957万2,000円は、市有施設に係る原子力立地給付金及び電気料実費収入金が主なものです。

次に、継続費について御説明をいたします。

予算に関する説明書の8ページをお開きください。

第2表でございます。

2款1項総務管理費、本庁舎空調設備更新事業で、総額は5億824万1,000円、年割額は記載のとおりでございます。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。

9ページ、第3表をごらんください。

財産活用推進課分は、上から2行目、集中管理公用車両借上事業で、平成32年度から平成36年度まで限度額5,700万円です。

それでは、歳出の補足説明をさせていただきますので、総務部関係の総務文教委員会資料の1ページをお願いいたします。

まずは、個別施設計画について説明をいたします。

1番、これまでの公共施設再配置の取り組みです。

(1) から (7) まで、市独自の取り組みとして進めてまいりました。

次に、2番、総務省の要請事項として、現在、公共施設の見直しに関する三つの要請が来ております。

(1) 平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定すること、これは既に策定済みです。

(2) 平成32年度までに個別施設計画の策定を完了すること、(3) 平成33年度までに個別施設計画の中長期的な維持管理・更新等の経費の見込みを反映し、公共施設等総合管理計画を改定することの三つでございます。

四角囲みにありますように、個別施設計画に位置づけられた施設の事業費が公共施設等の適正管

理に係る地方債措置の対象となります。

主な地方債措置の対象の調査につきましては、記載のとおりでございます。

3番の個別施設計画の記載事項としましては、①から⑥に記載のとおりです。

全施設について施設評価を行い長寿命化、集約、複合化等の対応方針を定めていきます。

4番、個別施設計画を反映した公共施設等総合管理計画を改定する事項としましては、①から⑤に記載のとおりです。施設の対応方針に基づく経費の見込み等を掲載いたします。

次に、2ページをお願いいたします。

集中管理公用車のリース化について説明をいたします。

1番です。平成30年4月1日現在の公用車の保有台数は327台で、そのうち本庁及び本土4支所の集中管理公用車は109台です。

2番、リース化の概要ですが、(1) 昨年10月の本土4支所業務の本庁集約に伴い、各課の専用車両との調整を行い、結果として本庁及び本土4支所の集中管理公用車は83台とし、その全てをリース化する計画です。

(2) ですが、甌島支所分につきましても、今後実施する予定です。

(3) ですが、購入後10年以上経過している古い公用車は公売して新規リースを行い、購入後10年以内の公用車はリースバック方式とします。

なお、リースバック方式とは、四角囲みに記載のとおり、現在の公用車をリース会社に一旦売却し、リース車両としてそのまま使用するものです。

3のリース化を行う理由ですが、(1) として、自動車の性能が格段に向上したことにより、リース期間終了後の残価が見られるようになり、リース料が減額し、逆に性能の向上により購入価格が増額となったことから、リースのほうが、経費削減が期待できるものです。四角囲みの図がそのイメージ図でございます。

(2) として、公用車に係る事務量が大幅に軽減できるものです。

4番、リース化の効果ですが、経費削減額として年間約300万円、人的削減効果を含めた全体の削減効果は年間約800万円と推計しています。入札の実施により、さらに削減効果が考えられます。今後のスケジュールですが、8月よりリース

化を開始する予定です。

次に、3ページをお願いいたします。

本庁空調更新について、説明をいたします。

1番、現行空調システムの概要でございます。

本館の空調システムは、水蓄熱方式と呼ばれるもので、システムの概要は記載のとおりです。

備考欄ですが、①屋上に設置してあります設備につきましては、平成14年度に九州電力がリース設備として設置し、耐用年数経過により、平成32年12月以降撤去予定でございます。②水蓄熱槽、送水管、リビングマスターにつきましては、市が本館建築時に設置したもので、40年を経過しておりますが、老朽化により漏水や放熱ロス等が生じており、空調効率が悪く水蓄熱方式は限界に来ております。東別館、南別館につきましては、ガスヒートポンプ方式で、それぞれ耐用年数経過により更新をいたします。

2番、新たな空調システムの概要です。

本館につきましては、今回、水蓄熱方式からガスヒートポンプ方式に変更したいと考えております。備考欄ですが、①関係課長で構成する庁内カーボン・マネジメント検討部会で検討した結果、最も温室効果ガスの削減効果があり、光熱水費の削減効果が大きいガスヒートポンプ方式を導入することで取りまとめられました。

②本館と東別館及び南別館について、環境省推奨の省エネ設備に更新することにより、3館の一体的な保守管理の実施を行います。

3番、スケジュールとしましては、(1)本3月議会で空調設備工事の継続費を設定しております。

(3)契約議案につきましては、6月議会にて提案予定でございます。

(4)工事日程ですが、平成30年度は実施設計を行っています。工事は記載のとおりでございます。

4番、課題としましては、(1)から(6)までの記載のとおりです。業務に支障がないよう金曜日の夕方から土日にかけての工事となりますが、それぞれ課題に対し適切に対応いたします。

次に、4ページをお願いいたします。

樋脇支所庁舎別館改修について説明をいたします。

1番、樋脇支所機能を本館から別館に移転する

理由としましては、(1)支所本館が築60年を経過しております。

(2)ですが、平成29年度実施しました庁舎劣化度調査の結果、下線部分ですが、コンクリートの劣化を示す中性化が進んでおり、一部コンクリートの強度も低い。全体的に室内浸水によるコンクリート及び鉄筋の腐食環境が進んでいる。本館及び第一別館は建てかえを検討したほうが良いとの調査結果でございます。

(3)のコンクリートの中性化につきましては、樋脇支所本館はコンクリートの中性化が他の支所に比べかなり進んでおり、鉄筋も赤さびに覆われていた状況です。

(4)の一部コンクリートの強度につきましては、強度の基準は13.5以上、下甌公民館は、コンクリート強度7.3に加え、耐震基準に達成していなかったために平成27年度に解体をいたしました。文部科学省の基準では、コンクリート強度が10以下は補強困難な建物となっております。樋脇支所本館の場合は、1階部分が平均9.5であり、低いところでは7.0という数値でございます。

(5)の耐震補強工事が未実施です。耐震診断による樋脇支所本館のI_s値0.44は、地震の振動に対して倒壊の危険性がある数値となります。なお、基準は0.6以上となっております。

(6)の樋脇支所本館を継続使用する場合、中性化・鉄筋腐食対策工事等の改修経費等に約4億円必要になります。

2番、別館改修経費の概要です。

平成3年に建築されましたが、平成18年以降使用していないために全体的な改修が必要となります。

設備につきましては、できる限り既存のものを使用しますが、設備に影響を与えないように屋上防水や外壁補修等の建築工事が多額となっております。

○委員長(徳永武次)ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(川添公貴)まず、予算の中で説明があったので、あえてここで質問しますが、この参考資料の1番の(7)支所庁舎の周辺の公共施設集約案の基礎調査というのが終わったということ

になっているので、これを踏まえて、予算が提案されたんだろうと思うんですが、支所の空き空間についてどのような方向性を見出したのか、今後どのように活用していくのかというのを教えてもらいたいと思います。

○財産活用推進課長（橋口 堅） まだ正式には、この基礎調査につきましては、成果品は、まだ報告を受けておりませんので、報告を受けた段階で、各関係課とちょっと協議をしまして、そこでちょっと検討していく流れになっていくと思います。

○委員（川添公貴） であれば、いつごろその結果が出るのかということ、それとある程度いろんな基礎調査をした上で、結果が出ていないんだけど、財産活用推進課としてはどのような方向性を持って今後検討していくのか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） まずは、一応コンサルからの提案がございまして。ここは支所に集約したほうがいいのか、支所庁舎自体がちょっと古いので、支所庁舎ではなくて、支所庁舎の近くの比較的新しい庁舎にまた集約したほうがいいのかといった複数案の提案がございまして。

まずは、その提案に対して関係課で十分検討した上で、地域の皆様方の御意見を聞きながら、十分意見調整をしていきたいと思っておりますので、ちょっとそこ辺の時間のスケジュール感は、今はちょっと見えないところです。

○委員（川添公貴） ずっと空き状態ですよ。今度支所再編で、機能集約をしたわけなんだけど、できれば早くやったほうがいいのかと思います。

だから、何でもかという、例えばこの会議室で、今はたくさん入っていらしゃいます。この照明を使う。ここだけで、この全部照明を使うと、経費が全然違うので、仕切ったほうがいいのか、仮にです。そういう案を早く出していただかないと、旧役場ですから、残っているのは。支所と言いますが、大方4町4村は100名前後の職員と、またその他嘱託の皆さんがいらしゃったわけで、それが約20名程度に減ったわけですから、早目に活用方法をつくっていかないと、もったいないなということと、地域としても、そこを利用したいという声もあるので、見通せないという答弁じゃなくて、いつごろまで何とかしたいという答弁が必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 公共施設再配置計画の大きな流れは、平成30年度で公共施設の延べ床面積を43%削減すると――削減するというのは比較的、今、財産仕分けで利用財産と処分財産に分けたわけですがけれども、利用財産として残ったのは、必要な機能ということで残ったわけですので、ただし、必要な機能なんだけれども、施設自体が古くなっているんで、その機能できるだけ新しい施設に集約することによって43%削減したいということで、まず第一段階として、当初の10年間で旧市町村ごとの集約を図りたいということで進めております。

その作業の第一、最初の流れが平成29年度に支所の庁舎の劣化度調査を行って、支所の空きスペースに周辺の公共施設が集約できないかということからスタートしております。ただし、ちょっと樋脇のように、老朽化が激しくて使えないところも出てきましたので、そういった場合には、他の施設を集約施設として検討したいということの流れになると思います。

いろいろ施設の集約につきましては、いろいろ住民の皆様方のいろんな抵抗とか熱い思いとか、あると思いますので、ちょっといろいろ意見調整をするには十分な時間を要するというふうに考えております。粘り強くといいますか、財政的には早くしたほうがいいのかいでしょうけれども、やはり住民の方の思いもございまして、十分じっくりと意見調整をしながら進めてまいりたいと思っております。

○総務部長（田代健一） 再配置計画については、今、課長からあったとおりになんですけれども、それまでの間どうするかという問題がありまして、公共施設の集約をするにしても、ある程度大規模な改修をしないといけない状態になるまでは、その猶予期間というのがあります。

そして、今、現に、前の一般質問でもちょっと御質問いただいたかと思うんですけども、それまでの間、各支所の人数が減ったところで事務スペースのほうが相当あいておりますので、空調機能的なものも、それから今、御指摘いただいたような電気の関係についても、かなり無駄がございまして、その分についての見直しというのは並行して進めてまいります。その中で、あいたスペースというのが出てきた分については、抜本的

な再配置による集約をするまでの間、利活用というのでも並行して考えていきたいと思っております。

○委員（川添公貴）よく理解しました。公共施設の集約だけではなくて、例えば、銀行さんとかに入ってもらえないかとかというような話もあったと思います、農協とかですね。それもいいんでしょうけど、各地元が活用したいとかいうのも出てくるかもしれませんので、公共施設の集約を検討する中で、この部分については、準公共みたいな、自治会とかですよ、そういう形で活用する方向性を盛り込んでやっぱり検討していただいたほうが地域、地元の理解を得ることができるのかなと思います。わかっていらっしゃると思うので、十分配慮していただきたいと思います。

それから、今、車両についてリース契約でいく予算が計上されているんですが、まず聞きたいのは、これがメンテナンスリースなのか、それとも価格リースなのか、どちらなのかということ、まず、価格というのは車両価格リースなのか。

○財産活用推進課長（橋口 堅）いわゆるメンテナンスリースでございます。通常車検とか、定期点検とか、一般修理、それからタイヤ等の消耗品の交換、それからリースになりますので、自動車税等の税負担も出てまいります。一切の維持管理をリース契約の中でお願いするというようになります。

市として対応するのは、事故があったときの事故処理とか、それから任意保険は、全国市有物件災害共済会に入っておりますので、事故があったときは、そういう保険対応だけになります。

○委員（川添公貴）メンテナンスリースであれば、割と得なんです。車両本体リースだけになれば、かなり厳しいんで、今、わかりました。ぜひ、そのメンテナンスリースを契約するときに注意をしなければいけないのは、今、タイヤもおっしゃった、オイルも当然そうなんだろうと思うんで、各提案の事業者によって違うと思うんです。そこ辺を入札要件にきちりと入れ込まないと、例えば、5,000キロで交換するとか、1万キロで交換するとか、タイヤですね、全然条件違いますから。当然、車検経費、登録経費等は含むということなんで、これはもう一律どの社も一緒ですので、そこ辺をしっかりとすることによって、入札価格の低減につながると思うんですよね。かなり

低減すると思います。そこ辺を含めた中で、しっかりとメンテナンスを組んでいって、この説明の中で、リースバック方式となっていますよね。5年契約した後に、また、もう一回、再リースをかけるというやつですよ。

○財産活用推進課長（橋口 堅）いや。

○委員（川添公貴）ですよ、そう書いてありますよね。

○委員長（徳永武次）課長、何か。

○委員（川添公貴）いやいや。

○財産活用推進課長（橋口 堅）現在の公用車を。

○委員（川添公貴）いやいや、現在の公用車はリース会社に、ああ、はいはい。今ある車を売ったということ、わかりました。とりあえず、今ある車をリース会社に売って、それをリース会社と契約をし直すということですか。

○財産活用推進課長（橋口 堅）はい。

○委員（川添公貴）これなら絶対損です。損しますけどね。で、新車であれば、今言った形がいい。で、5年間のメンテナンスリースをかけて、残価方式をかけたときに、必ず車を入れかえたほうがいいと思います。そのとき再リースするんじゃないんで。そこ辺を、そういう方向でいかれるかどうか。

○財産活用推進課長（橋口 堅）複数のリース会社に聞いたところ、通常は、再リースをしたときに価格が下がるんですけども、今回の場合は、残価が見れるということで、かなりリース料を下げてありますので、再リースをしても金額は下らないんだそうです。なので、再リースするよりも、新規リースで回したほうが得だということで認識をしております。

それから、先ほどのタイヤ交換ですけども、タイヤ交換は市のほうで仕様を固めまして、通常、法定はタイヤの溝が1.2ミリ以上ないといけないんですけども、安全を考えて、3ミリ以下になったらもう交換をするように仕様をつくっておりますので、結局、その3ミリ以下になったら、半永久的にリース期間中は交換しなければならない契約なんですけども、それでも参考見積もりがかなり下がっておりますので、リース化によって、経費節減効果がかなりあると考えております。

○委員（川添公貴）細かいことを言って申しわ

けないんだけど、多分1.6ミリか、そこはスリップラインが出るところのラインですよ。その前の段階でかえたいということ、それはわかるんですが、なかなかですね、毎日車両点検をしなきゃいけない。乗る前に点検して、確認をしてって、それよか距離が来たら、大体すり減る、タイヤの摩耗度はわかっていますから、それでかえるように見積もりをとってみればよかったです。そのほうが管理は物すごいやりやすい。日常点検がそう、あんまり要らないと思いますが。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 法的に日常点検は、仕様書はしなければならないことにもなっておりますので、今、運行前車両点検をやっています。本来なら、その場で、すり減った場合には報告をしなければならないことになっておりますので。

済みません。仕様書に1.3ミリ以下になった場合に加えて、距離でも条件で入れてありますので、大丈夫だと思います。

○委員（井上勝博） 支所が縮小されて、電気自動車が配車されて、これ、100キロしか走らんということで、特に冬場のヒーターをつけたときには、急に走行距離が短くなって実用に耐えないというふうに思ったんです。私も一緒に乗って、そう思ったわけですよ。100キロっていうのはもうわずかなもんですから。だから、それはちょっと改善していただきたいなというふうに思うんですけど。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 確かに、本土4支所の場合も、各支所2台ずつ電気自動車がございます。今回、リース期間終了になりましたので、再リースをするかどうか、ちょっといろいろ検討したんですが、おっしゃるとおり、走行距離が短いと、リース料がガソリン車より、再リースで下がった価格と比較しても、ガソリン車より4倍高いということと、充電に、急速充電であっても30分で8割しか充電ができません。あとの2割は普通の電源コンセントで1時間半ぐらいかかりますから、結局、フル充電するのに2時間ぐらいかかるということと、市内に急速充電器が10カ所ぐらいしかないということもありまして、今回は、各支所に2台ずつある電気自動車は、ガソリン車のリースにちょっと変更する予定です。

薩摩川内市は、エネルギーのまちとしてPRを

しておりますので、電気自動車がある程度、環境が整備されたら検討していきたいと考えております。

○委員（井上勝博） 本当は、電気自動車で、もっと安くて効率がいいものであればなんですが、やっぱり実用にまだ耐えられないという、そういうのもまだ現実にあるということなので。

それから、樋脇支所については解体すると、別館を利用すると。しかし、別館というのは非常に窓口がこう狭くなって、例えば、深刻な相談事とか、余り人に聞かれないような相談事とかということになると、少し困る部分がこう出てくるかと思うんですね。ですから、やっぱり新しい庁舎を建て直すというのは考えていただきたいと思うんですが、そこまでは考えていないということですかね。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 今回は、あくまで、緊急避難的な措置ということでの仮移転でございますので、今後どうするかということについては、今、白紙の状態ですべて検討していない状況でございます。

○委員（井上勝博） ぜひ、そこは住民との関係がありますので、住民とよく相談しながら、この問題、考えていただきたいと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 南瀬小学校の利活用の状況について、御説明をいたします。

総務文教委員会資料の5ページをお開きください。

1番、事業の内容ですが、（1）名称は、イタリアス南瀬トレーニングスクールで、外国人技能実習研修施設になります。

(3) 受入予定日が平成31年4月19日からと聞いておりましたが、3日前の最新情報では、4月上旬に延期される見込みとの連絡をいただきました。開所式は予定どおり3月27日に実施される予定です。

それから、(4) 雇用計画につきましても、薩摩川内市から正社員1名と聞いておりましたが、3日前に連絡を受けまして、最新の情報では2名になるということです。パート2名の予定で、(5) 施設定員は合計53人です。

2番、事業所の概要は、記載のとおりです。

3番、補助金につきましては、記載のとおり、減額変更をいたしました。

それから、資料はございませんが、庁舎の喫煙所について御報告をいたします。

昨年の7月に健康増進法が改正をされまして、行政庁舎の場合は、原則、敷地内禁煙となります。ただし、屋外に受動喫煙防止対策を講じた喫煙所、法律上は、特定屋外喫煙場所と規定しております喫煙所を設置すれば、喫煙できることになっております。先月の末、国が政令を制定し、特定屋外喫煙場所の内容が示されております。喫煙所の条件として3点が示されました。

1点目として、パーティションと喫煙をすることができる場所が区画をされていること、2点目として、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、3点目として、例えば、建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には、通常、立ち入ることのない場所に設置することの3点でございます。

来週にも、さらに詳細なガイドラインが示されるとのことです。

法律の施行日が7月1日と決まっておりますので、7月1日以降、2階の市民課前に設置しております屋内喫煙所及び屋外喫煙所、横の喫煙所は使用できないこととなります。

その条件に合った喫煙所を設置する方向で、6月補正で要求する予定としておりますが、全国で喫煙所の設置の工事が集中されることが予定されるため、7月1日以降、しばらくは庁舎内で喫煙できない場合があることを御了解ください。

最悪でも、仮に6月末の議決とした場合に、その後の発注になりますので、ちょっと空白が出てまいりますので御了解ください。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴）日本国憲法を知っていらっしゃいますか。思想・信条の自由とか、幸福権の追求とか、なっていますね。喫煙は、他の方に御迷惑をおかけはしますが、本人にとっては非常に至福、裕福感、それからリラックス感を持つ貴重な時間であるわけですよね。そういうことを踏まえると、もう一つ、本市の重要な財源である6億2,000万円のたばこ税ですよ、命をかけて納めているわけですよね。もう前々から言っているんですが、その空白の期間を禁煙をしろというのは正論です。正論ですが、禁煙はできません。

他自治体で苦情があった件を一つだけ教えておきます。その自治体は建屋内、敷地内を含めて禁煙です。職員の方は道路を挟んで喫煙所がある場所に行ったらばこを吸っていらっしゃる。それを、何回、誰が行ったっていうのを市民の方が調べて通報した。私は、リラックスタイムだからいいと思うんですよ。だから、そういうことにならないように、やはり職場環境の改善っていうか、リラックスすることによって、また仕事が進むんで、いつも予算の内示要求を待って工事が始まりますよね。ただし、新年度予算には入っておるわけですよ、予算としては。これから事業申請をして、国がまだ決定する前に予算を組んであるわけです、道路予算にしても。そのことを踏まえると、現段階において早目に着工して、その法令改正とともに、ゆったりと吸えるように準備されることを希望したいんですが。建屋をつくって、それは3カ月以上かかる。

○財産活用推進課長（橋口 堅）気持ちとしては、速やかにつくりたいという気持ちはございます。

ただ、今回は、大変厳しい罰則規定が設けられておまして、まず、この喫煙所を鹿児島県に届けなければいけないということで、そういった届け出義務に違反した場合、また決められた喫煙所をつくらない場合は、是正命令が出まして、是正命令に従わない場合は50万円以下の過料が科せられるということで、大変厳しい規定になっておりますので、ガイドライン等を見ながら、慎重に

対応させていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）ぜひ慎重に対応していただいて、早くつくる、間をあけない、努力はやっぱり必要ですよ。6億2,000万円ですよ。

ここの職員の方で何人吸われますかね。命をかけて納めているわけだから。有効な使い道ですよ。だから、法令どうのこうのと、多分、設計、着工かけて3カ月ではできないと思うんですよ。設計に早くても1カ月、着工は4カ月あればできるだろうけど、すると、5カ月でしょう。そのとき、道路に出て行ってたばこを吸う場面がもし見られたら、非常に問題になります。だから、早目にしてもらいたい。いろいろ言っても水かけ論ですから、それだけ希望しておきたいと思いますが。

○財産活用推進課長（橋口 堅）来週にも出される詳細なガイドラインを見て、仮設の喫煙所がもし可能であれば、ちょっと検討はしてみたいと思います。

ただ、最終的には、パーティションだけをくぐっても雨の日が吸えませんし、台風や強風の場合に飛んでしまう可能性があるんで、できましたら、屋根つきのしっかりしたものをつくりたいというふうには考えております。そのためには、ちょっと予算的なものもかかりますので、今後、努力はしますけれども、検討させていただきたいと思います。

○委員（落口久光）駐車場の使い方について、よく会派室から見ていると、時間帯にもよるんでしょうけど、東側の駐車場に薩摩川内市って書いた、いわゆる公用車ですね、多いときってやっぱり6台、7台ぐらいとまっているときがあるんですよ。そういうときに限って、市民の方が来ても、あそこ、ぐるぐる回ったりとか、ちょうど出たり入ったりのところ、もう事故に遭いそうなのか、そういうところがあって、やっぱり看板しよった車って、ああいうところにとめるのはちょっとどうかなというところがあるんですけど、その辺、何か見直すことってできないもんなのかな。水道局とかはわかるんですけど、だけど、ちょっと堤防側にとめるとか、そういうふうにして、あそこはちょっとあけるという工面が必要じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○財産活用推進課長（橋口 堅）最近、この間の部課長会議でもそういう御意見がありまして、

その後、再三にわたって本庁の公用車は所定の場所にとめなさいと。それから支所から来る公用車につきましても、隈之城側堤防のほうにとめなさいということで、職員ポータルのほうで掲示をして、そのたびに動かしていただいている状況です。

場合によっては、運転手の方を呼んで注意することもございます。一応、気づいたらそういうふうに注意をしている状況でございます。

○委員（落口久光）私も見たらちょっと通報するようにしますんで、そういう動きをしていただきたいなということと、あと一つ、ちょっと聞きたいんですけど、国旗を掲揚されてますよ。あの国旗が結構もうほつれていると思うんですよ。私が、3階の廊下から見てもほつれているので、多分、相当ほつれていると思うんですけど、あれを、あの状態までずっと使い続けるのはいいことかどうかというところもあるんですけど、やっぱり国旗なんで、何かあそこまで我慢して使う、理由があったら教えてほしいんですけど。

○財産活用推進課長（橋口 堅）特に理由はございません。確認をさせていただいて、ちょっともう劣化が激しいようであれば、かえさせていただきたいと思います。

○委員（坂口健太）旧南瀬小の利活用についてちょっとお伺いしたいんですが、平成31年度から受け入れを開始するということでしたが、平成32年度、また平成33年度、今後、イタックスさんが南瀬小をもっと改修して、施設を、どういった計画で整備されたりするのがあるかどうか、これで一応もう今回の研修施設の改修で、そのまま整った、そういった形でこのまま動いていくのか、校庭に何かまた新しくできたりとか、体育館、工場ができたりとか、そういった計画がないのか、説明をお願いします。

○財産活用推進課長（橋口 堅）当初の計画では、グラウンドの一部に社員寮をつくりたいということと、屋外体育館を製造工場にしたいというような構想を持っていらっしゃいましたけれども、ちょっと将来的な構想ということで、今後の話になるということのようでございます。

○委員（坂口健太）じゃあ、未定ということではよろしいですか。

○財産活用推進課長（橋口 堅）はい。

○委員長（徳永武次）ほかにもございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。ここで、休憩いたします。

~~~~~

午後4時1分休憩

~~~~~

午後4時2分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△防災安全課の審査

○委員長（徳永武次）次は、防災安全課の審査に入ります。

それでは審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

まず、危機管理監に概要説明を求めます。

○危機管理監（中村 真）それでは、平成31年度当初予算概要を御準備いただきまして、28ページをお開きいただきたいと思っております。

防災安全課の平成31年度予算に係る事業概要について説明させていただきます。

まず初めに、上段の交通安全教育普及啓発事業につきましては、交通事故防止及び交通安全教育の推進のため、保育園、幼稚園、小学校等での交通安全教室及び自動車教習所を活用した高齢者の運転免許保有者のほか、自転車運転者、歩行者向けの参加体験実践型の交通安全教室を実施するものであります。

次に、その下、大綱心の交通安全プロジェクト事業についてであります。同事業は、薩摩川内警察署管内、交通安全会連連合会におきまして、平成27年度から取り組んでおりますが、同連合会が実施する高齢者の免許返納者へのタクシーチケット配付に係る経費に充てるための負担金の負担、FMさつませんだいを活用した広報等をしよ

うとするものであります。

次に、その下、防犯カメラ設置事業についてありますが、本事業は平成26年度から実施しており、これまで主要幹線道路の交差点や駅などに設置を行ってきておりますが、平成31年度におきましても、3カ所6台の設置等を行う予定でございます。

29ページをお願いいたします。上段、空家対策事業は、空き家対策の推進に関する特別措置法の施行及び本市の空家等対策の推進に関する条例に基づき、特定空き家等に対する適正管理及び空き家の有効活用を図ろうとするものであり、空き家対策に関するチラシの作成・配布を行い、また、空き家等の再調査結果に基づきながら、特定空き家等に関する指導・助言等を行うこととしております。

次に、その下、原子力防災等訪問事業についてでございます。平成25年度から実施しておりますが、平成31年度におきましても、継続することとし、UPZ圏内の高齢者等の要配慮者宅を訪問し、避難経路や避難場所の周知、原子力災害が発生した際の避難のあり方や避難方法の説明のほか、戸別受信機の維持、管理の周知等を行いながら、戸別支援計画の作成につなげていきたいと考えております。

次に、その下、防災サポーター制度は、平成21年度から設置し、災害応急対策時には、地区災害対策詰所におきまして、職員の補助業務等を行っていただきます。また、研修会を開催し、防災基礎知識等の習得をしていただきながら、地域防災リーダーとしても活躍いただきたいと考えているところでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。上段の災害備蓄食料品等整備事業は、本市においても、万が一の大規模災害等に備え、食料品等の備蓄を行うこととして、計画的な購入をしていくものとしてございます。

最後に、その下、防災行政無線通信施設管理事業につきましては、これまで整備いたしました防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機の維持管理のほか、移動系無線の維持管理を適切に行い、災害時の情報の提供及び収集を支障なく実施できるように行っていくこととしております。

○委員長（徳永武次）それでは、当局の補足

説明を求めます。

**○防災安全課長（寺田和一）**平成31年度薩摩川内市各会計予算調書の94ページをお開きください。

まず、2款1項2目秘書広報費、事項、自衛官募集事務についてであります。自衛官募集事務並びに薩摩川内市防衛協会に係る経費でありまして、事業費は43万3,000円でございます。経費の主な内容につきましては、自衛官募集看板周辺剪定業務委託及び防衛協会補助金を計上させていただいております。

次に、2款1項12目市民相談交通防犯費、事項、交通安全対策費についてであります。交通安全思想の普及啓発、交通事故防止の推進、交通安全教育など、交通安全対策に係る経費であり、事業費は1,194万6,000円でございます。経費の主な内容は、交通安全対策会議委員報酬のほか、交通安全教育普及啓発業務委託及び薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金などを計上させていただいております。負担金といたしましては、大綱心の交通安全プロジェクト分の424万1,000円を含みまして、薩摩川内警察署管内交通安全会議連合会負担金808万5,000円、鹿児島県交通安全協会甕島地区協会負担金228万9,000円、鹿児島県交通安全母の会連絡協議会市町村負担金4万円、以上3件でございます。

次に、95ページをごらんください。同じく2款1項12目防犯対策費です。事業費につきましては、1,256万1,000円、経費の主な内容につきましては、空家等対策協議会委員報酬のほか、地区コミュニティ協議会に配付いたします防犯用品に係る消耗品費、防犯カメラ保守点検委託、防犯カメラ備品購入費等を計上させていただいております。なお、負担金といたしましては、薩摩川内地区防犯協会負担金が424万7,000円、薩摩川内市暴力団等排除推進連絡協議会負担金が15万円、かごしま犯罪被害者支援センター負担金14万5,000円、薩摩川内警察署管内沿岸警戒連絡協力会負担金が10万円、甕島地区沿岸警戒連絡協力会負担金等が6万8,000円、補助金といたしましては、青色灯自主防犯活動事業補助金115万5,000円を計上させていただいております。なお、空家対策

事業費としましては、16万円をこの中に計上させていただいております。

次に、9款1項6目災害対策費、事項が災害予防応急対策費につきましてでございます。経費の主な内容につきましては、防災会議及び国民保護協議会委員、防災サポーター、行政事務嘱託員報酬、災害対策時の職員の時間外勤務手当のほか、防災気象観測システム等保守委託等と、港地区体育館グラウンドかさ上げ工事等を計上させていただいております。なお、負担金補助金といたしましては、県消防防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金等427万8,000円、日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金39万円を計上させていただいております。

次に、96ページをお開きください。同じく9款1項6目災害対策費、事項は防災行政無線通信施設管理費についてでございます。事業費は6,046万8,000円です。経費の主な内容につきましては、無線設備整備業務嘱託員報酬、屋外拡声子局修繕等、防災行政無線デジタル通信設備保守点検委託等、IP無線回線利用料等、あと防災行政無線簡易屋外拡声子局設置工事等、それから防災行政無線戸別受信機購入等を計上させていただいております。なお、負担金といたしましては、電波使用料負担金などで、183万5,000円を計上させていただいております。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入でございますが、資料の11ページをお開きください。

初めに、使用料の消防使用料1万6,000円の行政財産使用料でございます。

次に、国庫委託金の総務費委託金2万円、自衛官募集事務地方公共団体委託金でございます。

次に、県補助金の消防費補助金1,703万4,000円、災害対策費補助金の原子力防災屋内退避施設維持管理費補助金及び原子力発電施設緊急時安全対策補助金でございます。

**○委員長（徳永武次）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質問願います。

**○委員（杉藺道朗）**二、三、お聞きをしたいと思います。小さなことですが、まず、防犯用品消耗品費で、今回、予算措置をされておりますけれども、前年度からしてみれば少し減っているよう

でございます。1万2,000円。それはそれとして、この防犯用品の中身的には、腕章とかキャップとかベストとか、いろいろあるんでしょうけれども、地区コミから要望があった件に関して言えば、以前はジャンパーがあったんだけど、今、このジャンパーがないんですよと言われたんです。青パト隊の方々がまた着用される部分なんですけれども。要するに、新年度予算のために地区コミのほうに照会をかけられて、何着ぐらいいますかとか、防犯用品に対しての要望を聞かれたんだろうなというふうに思います。3着か4着を要望しているんですがという話だったものですか、今年度の予算の中には、そこあたりはどうなっているのか。具体的に教えていただきたい。まずそこから。

**○防災安全課長（寺田和一）** 今、御質問の件です。確かに、この防犯用品の消耗品の中に、ジャンパーが含まれないケースがあるかもしれません。これは、あくまでも我々がこれまでも、これからも、防犯対策を地域でしていただくために必要な物品の数など、足りないものについてを照会させていただいております、非常に微妙なところで、交通安全のジャンパーと混同されたり、あとは防災サポーターのジャンパーであったりとか、いろいろ同じ防災安全課の中で持っているものですから、そこあたりが微妙に違うケースがあります。ただ、我々としましては、必要と連絡をいただいた分につきましては、予算要求をして、皆様方に意見を聞いて、きちんをお答えをして、気持ちよく活動していただけるようには準備はしているところではあるんですが。

**○委員（杉藺道朗）** 言われるように、ジャンパーもいろんな団体のジャンパーがあって混同するという部分はわかるんですけども、防犯パトロールの部分に関してのジャンパーというのはあるんですね。いただけるんですか。そこはどうなんでしょうか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 予算的なもので恐縮なんですけど、ちょうど来年度のものについて必要なものを出していただいております。その時点で、もし御提出漏れがあった場合は、非常に恐縮なんですけど、一応、いただいたものを積算をして要求しておりますので、それ以外については、我々のところで対応ができるのかどうかというの

は、また考えながら進めさせていただきます。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。要望に極力応えていただけるように、また努力をお願いしたいというふうをお願いしておきます。

それから、この防犯カメラの関係なんですけれども、年次的に整備をされて、ことしも6台設置されるということで、ことしの分を入れたら61台ぐらい、かなりの台数になります。当然、管理の問題、前も聞いたことがあると思うんですけども、防犯カメラを設置することによって、当然、犯罪の未然防止というか、そういうふうに活用されるんだろうなと思うんですが、実例的に、何かそういう部分で、実際、犯罪があって、そのカメラが防犯上非常に役立ったとか、そういう事例があるんですか。そこをちょっと教えてください。

**○防災安全課長（寺田和一）** 後ほど、所管事務調査でも触れるところなんですけれども、防犯カメラ、平成30年度が完了しましたら25カ所で35台となります。平成31年度につきましても3カ所6台の追加をする予定であります。今ありました実例につきまして、ちょっと細かいところは控えさせていただきますが、飲酒運転があったのとか、例えば事件・事故のこと、それから行方不明のことに對しても効果があって、そこを通られたとか、警察のほうとして何かしらされるときのための情報としては非常に有効であるというふうにいただいております、大体、2桁にいくかどうかの照会はあって、対応はさせていただいているところです。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。抑止効果を含めて、それなりの効果があったということで理解をします。

それから、災害対策用の食料品等々の備蓄の件で伺いたいと思うんですが、乳幼児を抱えているお母さんたちからは、やはり粉ミルクというよりも、今回、国のほうでも、ようやく液体ミルク、これの推奨というか、そういう部分が始まっておりますが、薩摩川内市においても、これを受けて、粉ミルク以外にも液体ミルクの備蓄を当然検討されていくんだろうなというふうに思うんですが、そこらあたりの考え方をお示してください。

**○防災安全課長（寺田和一）** ありがとうございます。私もちょっと調べたり、見聞きしたりす

るんですが、粉ミルクの場合には、保管年限が長いんですけども、水の、今すぐ飲めるというのに対しましては、この前も調べましたら、1年間というところがございます、すぐ使うのであれば、本当に災害が年中あって、もう困っているんだというのが明らかであれば、非常に有用ではあるんですけども、その1年間というところが非常にネックになるのではなかろうかと、個人的ですけど考えておまして、そこはまた勉強させていただいて、どの時点がいいのか、また粉ミルクプラス水とかということのほうが、よりいいのかとかいうのは、ちょっと勉強させていただきたいと思っております。

**○委員（杉菌道朗）** 検討ということでございます。確かに、保存期間の短い部分もありましょうけれども、いわゆるミルクを溶いて飲む手間と、すぐ、ぱっと飲んでいただける、その手間、確かに賞味期限が短いという部分もありましょうけれども、災害はいつ発生するかもわかりませんし、そこあたりはしっかり研究をしていただいて、備蓄するなりして、賞味期限が近づいてきたら、無償提供、いろいろな訓練の中で提供してもいいのかなというふうに思いますので、その方向性としては、導入の方向性をしっかり考えていただいて、明治とグリコ、私も調べてみました。そういうのがありますので、ぜひ、そういう部分は災害弱者に対してしっかり対応できるように、取り組んでいただきたいことを意見として申し上げておきます。

**○防災安全課長（寺田和一）** ちょっと足りませずで申しわけございません。今年度中にコメリさんであったりですか、コープさんとも協定を結ばせていただいております。そのようなものを優先的に配備といいますか、調達いただくようなことも、こちらからも口にはしながら、品物のそろえを御協力いただけるようにも努めていきたいと思っております。

**○委員（川添公貴）** 今の同じ質問なんですけど、災害用の備蓄食料品の購入経費について。これは、現在あるいは持っている分の入れかえなのか。それとも新規購入なのか、どちらなのか。

**○防災安全課長（寺田和一）** 平成30年度から取り組ませていただいている件なんですけど、これまではメーカーの名前を出して恐縮なんですけど、

尾西食品ですとか、アルファー食品とか、そういったところの備蓄年が5年間ぐらいの短い品物を購入をして対応しておりました。消費期限が来る前に、先ほどからありましたとおり、訓練であったり、地域の出前講座に呼ばれて行ったときに、消費期限で、もうそろそろ処分をしないといけないもの、こういったものが世の中にあるので、御自身でも準備されるのはいかがでしょうかというふうにも有効活用しながら、5年間でサイクルを回していたんですけども、今回は25年長期保存ができるというものでございましたので、ある意味、長いものを始めるというのは、平成30年度と平成31年度の予算が初めてでございます。

**○委員（川添公貴）** 処分を5年サイクルのやつと25年サイクルと、ことし入れかえるということですよ。わかりました。入れかえも含めて新たに買われるということで、一つ、この予算の範囲内で届くかどうかわからないんですが、この義務教育学校の東郷学園のメインアリーナが避難所を兼ねたようなものになっているんです。せっかくいいやつをつくっていただいたんで、その空き空間を利用して、この災害用の備蓄を備えておくということによって、あそこが完全な避難施設としても使えますよというのができるんじゃないかと、いつも思っていたんですけど、今回、この予算で間に合えば、そういうのをつくってほしいし、間に合わなければ、次回でそういう検討をしていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

**○防災安全課長（寺田和一）** ありがとうございます。今ありましたとおり、東郷学園はメインアリーナとサブアリーナとありまして、私どもとしましても、万が一災害が発生したときの避難所としては非常に有用な施設であると思っております。教育委員会施設整備室ともいろいろお話をさせていただいて、オープンした際には避難所としての活用をさせていただきたいということで、事前に協議はしております。ただ、今、委員の御指摘にありました備蓄品の件については、ちょっと届いておりませんでしたので、今後、スペースの利活用ですとか、そういったものも含めて話をさせていただいて、次につなげていこうと思っております。

**○委員（川添公貴）** ぜひそうしてください。と

というのは、せっかくいい学校ができて、せっかく避難施設も兼ねてっていうのであれば、もう災害用に備蓄もちゃんと準備していますよ、いつでも災害対応ができますという薩摩川内市の見本にもなるし、いい参考にもなると思いますので、今おっしゃったように、ぜひ検討してみてください。

○委員（杉菌道朗）産経委員会の中で電気バスを非常用電源として、もしくは避難物資を搬入するための車として使うというふうに説明があったんです。そういったときに、防災安全課と、当然、連携もとる必要があるでしょうし、所管的に管理というのはどっち側になるのかなと思ってちょっとお聞きしたかったんです。電気バスなんですけど。

○防災安全課長（寺田和一）主体的に管理をしていくのは、次世代エネルギー課のほうがすると我々は話を聞いておまして、それをうまく有効に活用していくために一緒に取り組んでいくということで話は進めているところでした。

○委員（杉菌道朗）万が一の災害発生時においては、やはり次世代エネルギー課から、当然横の連携がしっかりせないかんでしょうし、建物地震とかいろんな余震とか、また台風関係とかの場合はもう既にだんだん予知的な部分でもわかるわけですから、その要望が何が言いたいかといったら、素早いぱっとした連携ですぐ活用していただきたいということも言いたかったんです。そこはしっかり綿密にやっていただきたいと、それだけです。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。

まず、当局から説明をお願いします。

○防災安全課長（寺田和一）総務部の総務文教委員会の資料の8ページを開けてください。

平成30年中の交通事故、犯罪の発生件数から説明させていただきます。

(1) につきましては、交通事故発生件数を記載しております。

平成30年中の人身事故の発生件数は268件で、マイナス80、その他、傷者、死者につきましてもマイナスでございました。ただし、物損につきましてが1,984件で、前年とプラスになっております。これは、物損事故、けがとか死者にはつながらないんですけれども、前方不注視ですとかそういったところが多くなってきておりますので、これは警察や交通安全協会などと一緒に取り組んで、また、縮減に努めたいと思っております。

資料の中にも、霧島市、鹿屋市というところを比べておりますが、いずれも交通事故件数については下回っております。

(2) 番の刑法犯罪の発生件数でございますけれども、平成30年の総計は370件で、残念ながら前年比でふえております。これは、詐欺などの知能犯、それから器物損壊などのその他刑法犯がふえておりました。

大きな2番、青パトについてでございますが、登録台数は以前から申し上げておりますとおり、県内で1番で、27団体212台でございます。平成29年度のパトロール実績は9,813回、1台当たり10回は回ってくださっているという計算になります。

それから、大きな3番、大綱心の交通安全プロジェクトは、平成32年、国体がある年までに、年間交通事故の死者ゼロを目指して、また、事故発生件数も半減を目指すというふうにしておりますので、どうか皆様方もよろしく願いをいたします。

ページを開けていただきますと9ページになりますが、今年度実施しました事業内容としましては、免許返納メリット制度というふうに書いてありますが、1回に限りですけれども、タクシードライバーに5,000円を交付させていただいております。それから、FMさつませんだいを活用いたしまして、毎日朝夕、交通安全について呼びかけをし、注意喚起を行っているところです。それから、交通事故防止のための反射材の購入を行っております。

(2) 番の運転免許返納状況でございますけれども、1月末現在、65歳以上で返納をされた方は275人、タクシーチケットの手続をされてお受け取りになられた方は285人でございます。

それから、先ほどもちょっと触れましたが、大きな4番、防犯カメラ設置事業でございます。

平成26年度から始めさせていただきまして、平成30年度、事業が終了いたしましたところで、25カ所で35台のカメラの設置となります。なお、平成31年度につきましても、資料記載のところでは6台設置をする計画であります。

次に、10ページをごらんください。

空家対策事業でございます。

平成27年度に策定されました薩摩川内市空家等対策計画に基づき、特定空き家などに対して適正管理及び有効活用を呼びかけていくということにしております。

事業内容としましては、空き家一斉調査の結果に基づいて、特定空き家等と絞り込みをさせていただいたところに対する指導・助言を引き続き行ってまいります。

大きな6番、シェイクアウト訓練は、先日、3月11日に実施いたしました。今年度は最終的に62団体、1万600人の参加をいただいております。これは、本年度で5回目でございます。

次に、7番目の自主防災組織であります。これは、2月末現在で94.9%の組織率でございます。出前講座を14回、それから消防局と一体となった訓練などにつきましては49回実施しております。今年度はやはり他県で災害が発生しております。非常に多くお声かけをいただいて、こちらのほうから出参っていったの講座を実施したというふうになっております。

それから、大きな8番、屋内退避施設の確保事業、これは、資料記載のとおりでございますが、今後も必要となりましたら、場所などもしっかり特定をしながら、鹿児島県とも相談をしながら整備をしていこうと思っております。ちなみに、昨年度末で総合防災センターが完成いたしましたので、総合防災センターの5階、6階部分につきましても、万が一の屋内退避施設としての要件を備えておりますことを申し添えます。

9番目、これは今年度の災害対策でございます

けれども、災害対策本部設置が1回、災害警戒本部設置3回、それから、情報収集体制4回、大きなものとしましては8回程度しまして、避難所も開設をその都度やっております。延べで404世帯491人が避難をしていただいております。

それから(2)、先ほど御質問もありましたが、災害対応の備蓄品等を1万800食分購入をしております。そして、協定を3件ほど追加をし、総数が79件、3月1日現在、79件協定を結んでいるところでございます。

最後に、防災行政無線でございますが、平成25年度で整備事業が終了しましたが、その後、ずっと維持管理をしております。平成30年度2月末現在で、合計で4万570台を、個人、法人それぞれ事業所を含めて設置をしております。

○委員長(徳永武次) ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(井上勝博) 防災安全課の方には、いつも低空飛行の問題とかいろいろお世話になっておりますが、今ちょっと問題になっている自衛官募集の問題なんです。薩摩川内市は毎年自衛官の適齢者名簿を提出しております。ことしも要請が来ているかどうかをまず確認したいんですけど。

○防災安全課長(寺田和一) 川内出張所から名簿の協力の要請はいただいております。

○委員(井上勝博) それで、その法的根拠をめぐって、自治体の6割が協力していないということで、安倍首相がそういう発言をして、だからこそ憲法を変えるべきだというふうに言っているわけですが、まず、安倍首相の6割の非協力自治体、非協力か、協力していない自治体というのは、薩摩川内市は入っていないとそういう認識でいいんですか。

○防災安全課長(寺田和一) 首相がどのような範疇でおっしゃるかどうかわかりません。私どもは、川内出張所から求められたものについてはお答えして協力しております。

○委員(井上勝博) 法的根拠としては、自衛隊施行令の120条があると、ただ、薩摩川内市の個人情報保護条例との関係があるので、現在、提出しているけれども回収していますよね。これは、提出しているけど回収している理由は何でしたっけ。

○防災安全課長（寺田和一） まずもって、協力依頼がありました。その際に、私どもが逆に2カ月間という期間を区切って情報提供をします。その期間が過ぎたらお返しくださいということで、そのこちらの条件に基づいてお返しいただいております。

なお、言うておきます。返されたものにつきましては、その日のうちにシュレッダーをかけてもう処分をしております。

○委員（井上勝博） それは、なぜそういうことをしているかということなんですけど、それは理由を教えてくださいませんか。

○防災安全課長（寺田和一） ちょっと質問もう一度お願いできますか。それは何をしているということなんでしょう。

○委員（井上勝博） 要するに、自衛官募集に対する地方公共団体の協力に関するお願いというのが、自民党が文書を各地元の国会議員に出しているわけです。それには、提出をするべきなんだと、自治体はするべきなんだと、なぜ協力してくれないのかとこういうのが出ていると。それで、提出をしているわけです、今。しているんだけど、回収して廃棄しているわけですね。それはなぜそうしているのか。薩摩川内市としては、それを閲覧というふうに解釈しているのか、それとも何なのか、そこが知りたいわけです。

○防災安全課長（寺田和一） 2点だと思えますが、閲覧とかそういう話じゃなくて、名簿の協力をいただいておりますので、個人情報の目的外利用の承諾として出しました。その中において、期限を切ってこちらのほうは協力をします。ですので、その期限が来たら返してくださいということで、お互いその期間を守ってやっております。

あと、ちょっと後半の部分、はっきりしないんですけれども、そこを閲覧なのか何なのかというのは、我々のほうには名簿提供の協力をくださいということですので、個人情報保護法とか、そういったあと市の目的外利用承諾書、先ほども申し上げましたが、それに基づいてやっておりますので、閲覧なのか何なのかどう判断なのかといいますと、紙ベースで出しておりますので、それが閲覧となるのか、資料提供なのかとすると、資料提供の部類じゃないのかなと私的に思います。

○委員（井上勝博） 今、そういうことをされて

いることについて、自民党や政権からは協力していない6割は非協力的な自治体であるというふうになっているわけです。薩摩川内市としては、そういう国の動向はあるけれど、今後も同じように続けていくのか、それとも、例えば今まで提出していたものについて、回収は求めないとかというようなことはないのか、ごめんなさい、言い方悪かった。今までと違うやり方を考えているのかどうかを確認したいんですけど。

○危機管理監（中村 真） 先ほどから御質問いただいておりますが、平成27年に井上議員が議会でも質問されて、そのときからお答えしておりますけど、基本的には市の対応としては変わっておりません。首相がどういうことでああいう発言をされているのかというのは、先ほど課長のほうからもありましたように、そこは我々が知り得るところではございませんので、それについてどうこうというのは私どもは申し上げません。

また、新聞情報によると、首相はそう言われましたけど、別の新聞でいけば、全国でそういった協力をしていないのは5自治体といったそういった新聞情報等もありましたので、そういったところは市として確認はしますけども、それ以上のことについては、特に我々どうこうというのはございません。あくまでも、議員のほうからもありましたが、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊施行令第120条に基づいて、市としては個人情報保護法条例第10条の規定に基づいて、先ほど課長からもありましたように粛々と事務を進めさせていただいているというところでございます。

これについては、今のところ変えるというそういう考えはございません。

○委員（井上勝博） こういう国からの圧力が強まるもとの、やり方を変えるようなことが考えているのかどうかを確認したかったわけですが、今後、今までと同じように、やり方としては変わらないということで確認してよろしいですか。

○危機管理監（中村 真） 繰り返しになりますが、これまでと同じ取り扱いで市としてはいきたいと、今のところはそういう考え方でおります。

○防災安全課長（寺田和一） 先ほどから、井上委員は国から自治体に対して圧力が圧力がとおっしゃるんですけども、当市に対してそのようなものは一つもございませんということだけお伝え

しておきます。

それから、地元出身の国会議員に対して文書が出てとかということもおっしゃいますが、私もそういったことも見聞きしておりません。

○委員（井上勝博）いや、圧力が圧力ということ、直接それは確かに来ないかもしれませんが。しかし、マスコミを通じて首相はそういうことを発言をしている。これ自体は国民にとって、また自治体にとっても圧力になっているわけでありますので、そういう問題については、そういう直接なくても、圧力は圧力だというふうに思っております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、防災安全課を終わります。

---

#### △原子力安全対策室の審査

○委員長（徳永武次）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

#### △議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止してありました議案第32号を議題とします。

まず、危機管理監の概要説明を求めます。

○危機管理監（中村 真）それでは、平成31年度当初予算概要をお開きいただきたいと思います。

30ページが一番下になります。

原子力安全対策室の平成31年度の事業概要について説明いたします。

広報調査事業といたしまして、これまでと同様、原子力発電に関する知識の普及及び原子力発電施設の安全対策に関する関係機関との連絡調整等を行うこととしております。具体的には、一つ目の丸、原子力発電に関する知識の普及として、市民対象の原子力発電所等の見学会や職員対象の原子力関連講座の実施、広報紙の発行等を行い、今年度からの新規事業といたしまして、放射線普及啓

発人材確保補助金といたしまして、放射線に関する専門的な人材育成のための鹿児島純心女子大学における長崎大学のサテライトキャンパスでの受講生を対象とした補助金の創設をしたいと考えております。

また、二つ目の丸、原子力発電施設の安全対策に関する連絡調整といたしまして、県及び市の原子力安全対策連絡協議会への参加及び開催のほか、国、県及び関係機関等との連絡調整を行うこととしております。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）それでは、議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算のうち、原子力安全対策室分について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたしますので、予算調書の97ページをお開きください。

2款1項16目、原子力対策費、事項、広報調査事業費1,670万1,000円でございます。経費の主な内容は、市原子力安全対策連絡協議会に係る出会謝金、原子力広報紙の作成及び送達業務委託、全国原子力発電所所在市町村協議会等への負担金、一番下の放射線普及啓発人材確保補助金は、先ほど危機管理監からもありました平成31年度から新たに取組もうとするものでございます。

また、記載しております以外にも、放射線測定機器更新に係る備品購入費や調査、研修等に係る旅費などを計上しております。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算調書の12ページをごらんください。

16款2項1目、総務費補助金のうち、3節広報・調査等交付金1,870万円でございます。これは、歳出、広報調査事業に対応する交付金で、補助率は10分の10でございます。

ここで、歳出で御説明申し上げた新規補助金について、委員会資料で補足して説明させていただきますので、総務部の総務文教委員会資料12ページをごらんください。

薩摩川内市放射線普及啓発人材確保補助金についてでございます。

この補助金は、放射線の健康影響等に関する高度な知識を持つ人材を育成、確保することを目的とし、鹿児島純心女子大学において、来年度、平成31年度から長崎大学の薩摩川内サテライトキ

キャンパスとして実施される災害・被ばく医療科学共同専攻を履修しようとする、市民である医療従事者等を対象に入学金相当を助成しようとするものでございます。

薩摩川内サテライトキャンパスとは、被ばく医療分野の実績がある長崎大学と、東日本大震災による災害医療の経験を有する福島県立医科大学が共同設置する、災害・被ばく医療分野の医療人材の育成を目的とした修士課程災害・被ばく医療科学共同専攻について、テレビ会議システム等を用いて鹿児島純心女子大学で受講できるというものでございまして、鹿児島純心女子大学と長崎大学の協定に基づき、平成31年度から開設され、1名入学予定者がいらっしゃるかと伺っております。

災害・被ばく医療科学共同専攻と申しますのは、長崎大学と福島県立医科大学が、福島第一原子力発電所事故の発生時から現在まで、現地で被災者のケア等に継続して取り組まれる中で、緊急被爆医療や避難所での健康管理に関する専門家の人材不足を痛感され、平成28年度から専門家育成のため共同実施されている修士課程で、3年以上の実務経験を有する医療従事者等を対象とし、平時の、住民への放射線防護や健康影響の知識などの普及、災害発生時のクライシスコミュニケーション、復興期のリスクコミュニケーションを指導できる専門家を育成しようとするものでございます。

原子力発電所が立地する本市において、そのような人材は必要と考えており、日常的に市が実施する放射線に関する研修や市民向け講座などにも御活躍いただける人材でもあり、その育成確保の必要性から必要な経費負担の一部を助成しようとするものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）ただいま説明のありました、放射線普及啓発人材確保補助金についてお伺いしたいと思います。

これ、補助が入学料相当額とあるんですが、入学した時点で入学直前の3年間、そして入学後3年以上市内に住所を有し、かつ市内の事業所に就労する見込みであるというふうな要件があるんですが、入学の時点で今後もずっと薩摩川内市で就労し続けるか、もしくはまた講師として活躍が

できるかどうかというのは、まだわからない段階で、その見込みで補助をするということではよろしいでしょうか。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）見込みで、履修が修士課程でございますので2年間でございます。最長3年ということでございます、卒業する意思があるということで、3年ということにしております。

あと市が行う研修会、講習会に講師として積極的に参加できるという部分については、補助金の申請時に誓約書みたいな形で、ちょっといただくかなというふうに考えております。

○危機管理監（中村 真）もう少しちょっと説明させていただきたいと思いますが、この対象になるのが、今も室長のほうからもありましたが、修士課程になります。ですから、大学の相当を卒業した方、それから現在もう既に看護師でありますとか消防士の中で救急救命士の資格を持っている者とか、そういった方を対象にした修士課程ということで、長崎大学のほうでは考えられておられます。

ですから、そういったもう既に職として市内に住んでいらっしゃる方が、さらに高いそういった放射線に関する知識を習得される見込みがあるというそういったところを、この補助金を出していきたいと、そういったところあつての補助金ということで御理解いただければと思います。

○委員（坂口健太）理解いたしました。ぜひ、しっかりとした放射線普及啓発人材確保されるように、そういった誓約書等も出していただきたいと思えますし、また本市の職員で保健師であったりとか、そういった方々も、今回設置されるサテライトキャンパスを利活用していただけるように、本市職員の中でもそういった普及啓発ができるような人材確保されるように要望しておきたいと思えます。

○委員（井上勝博）ちょっとまだ私、理解ができていないんですが、そもそも入学できる人の定数はどのぐらいなんですか。

○危機管理監（中村 真）この修士課程の定数というのは、聞くところによると長崎大学で10名程度、それから福井県立医科大学のほうで10名程度ということで、全体的にはそういう人数になっていると。その中で長崎大学としては、

若干名、一人ないし二人、そういった人数をこの純心大学のサテライトキャンパスのほうで受講していただければというところで話は聞いております。

○委員（井上勝博） そうすると、若干名の人から入学希望があって、そのうちこの条件が満たされる方については、入学金を市が出しますよということですね。もう大体めどがついているのかな。

○危機管理監（中村 真） 修士課程で、やはり入学試験といますか、選考試験がございます。ですから、その長崎大学のその選考試験に合格した方であれば受講ができませんので、そのもう既に合格した方がいらっしゃるということでございます。

○委員（落口久光） 同じ質問なんですけど、これって将来的にこの原子力安全対策室がこの資格をとった方をいわゆる雇い入れて活用したいからということではないですか。

○危機管理監（中村 真） 御質問では雇い入れてということ御質問あったんですが、市としては雇い入れるまでは看護師であったり、もう既に職を持っていらっしゃる方ですから、そこまでは考えてございませんが、先ほども室長からもありましたように、市が出前講座であったり、そういったところで放射線に関する市民向けの研修等を実施する際には、この方々を今後こういうことで、もう修士課程が終わられた方は市のほうで登録をしておいて、そういった方にそういった研修の機会には出てきていただきまして、実際に市民向けのそういった研修をしていただきたい、そういうところをねらって、今回こういったものを出させていただいております。

○委員（落口久光） ほかの自治体では、実際運用実績があられるんですか。

○危機管理監（中村 真） ほかの自治体ということでは、具体的にどういった活動をされているかということまでは聞いてはおりませんが、既に福島医科大学のほうではこういった修士課程を終わられて、実際に福島県内で既にその資格を持ちながら働いていらっしゃるという方がいるというのは聞いております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めま

す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査に入ります。今回当局からの報告事項は予定しておりません。それでは所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
以上で、原子力安全対策室を終わります。

△契約検査課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、契約検査課の質疑に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（徳永武次） それでは、審査を一時中止してありました、議案第32号を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○総務部長（田代健一） 契約検査課の平成31年度予算の概要について説明いたします。

契約検査課においては、建設工事等に係る入札契約事務並びに工事等に係る技術指導及び検査等実施するとともに、技術職員の資質向上や工物品質の向上のため、各種研修施設で開催される研修会の職員の派遣等を行っております。

また、入札契約手続の運用状況等について、中立公正な立場から調査審議していただくため、付属機関として設置しております、入札等監視委員会を開催します。

○委員長（徳永武次） それでは、当局の補足説明を求めます。

○契約検査課長（南 忠幸） 予算調書の98ページをお開きください。

2款1項14目契約管理費の事項、契約検査事

務費で事業費は2,115万9,000円でございます。経費の主な内容につきましては、入札等監視委員会の開催に伴う経費及び優良な建設工事を施工した企業、技術者の表彰に係る報償費、甕島地域における工事検査及び技術職員のスキルアップ研修等に係る旅費、建設工事等の積算に使用するシステム等の機器及びソフトウェアの保守業務等の委託料並びにシステム等に係る機器一式の賃借料等、鹿児島県と県内市町村が共同利用しております電子入札システムに係る負担金及び技術職員のスキルアップ研修に伴う負担金が主なものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査に入ります。まず、当局に説明を求めます。

○契約検査課長（南 忠幸）総務文教委員会資料の6ページをお開きください。

改正品確法など、いわゆる担い手3法や、建設業における働き方改革を踏まえまして、また不調不落対策等も考慮しまして、今回入札制度等を見直すことといたしました。

1番の入札制度見直しの（1）ですが、低入札価格調査、本市では施工体制調査とっておりますが、この調査手続を簡素化いたします。低入札価格調査となった場合、これまで調査対象事業者は開札日当日の5時までに必要書類を契約検査課に直接持参することとしておりましたが、これを応札時に電子データで送信していただくことといたしました。また、提出された詳細な工事費内訳中の審査について、これまでの簡易な間違いなどによる失格は廃止することといたしました。ただし、審査基準額未満であった場合は、これまでどおり失格といたします。低入札価格調査となった場合、これまで開札日翌日で落札決定でございま

したが、今後は開札日当日の落札決定が可能となりました。

資料の7ページをごらんください。

次に（2）ですが、業者の入札参加の機会拡大等を図る観点から、工事開始日まで最大60日間の猶予期間を設けることができる余裕期間設定契約方式を導入することといたしました。なお、対象工事につきましては、全体の事業計画に影響を及ぼさない工事や適正な工期が確保できる工事とし、余裕期間を設定することで年度繰り越しとなるような工事などは対象外といたします。

続きまして、2番の提出書類簡素化ですが、国土交通省作成のスリム化ガイドを参考といたしまして、提出不用な書類のみを記載した薩摩川内市版のスリム化ガイドを作成いたしました。これによりまして、提出する書類を必要最小限とするように受注者、発注者の双方で意識することで、より一層の簡素化を図っていきたくて考えております。これらの見直し等につきましては、来年度4月1日から導入、運用していきたくて考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）今御説明いただいた件ですが、いつから運用開始されますか。

○契約検査課長（南 忠幸）来年の4月1日から運用したいと考えております。

○委員（坂口健太）もう市内の業者の方々というのは見直しされることについては認識をされているという理解でよろしいですか。

○契約検査課長（南 忠幸）各業界団体等には一応通知はしております。

○委員（川添公貴）結局、猶予期間を設けることによって、全体工期が長くなるということになりますよね、猶予期間まで含めてやると。だからその全体工期が長くなると解釈したときに、猶予期間のその60日の中で工事着工ができると仮にするならば、60日じゃなくて30日でもいいよと、仮にしたときに、最終末の工期は、当初予定した60日プラス工期と、猶予期間の60日プラス工期と含めて最終工期になるんですか。それとも、早く始まれば、これからいくと、着手届けがあるんで、着手届けの期間から何日間で終わらせ

なきやいけないのかということ、どっちで説明されたんですか。

**○契約検査課専門職（綾織孝文）** 決定されたこの標準工期というのが120日間、7ページに載っているんですけど、その前に60日間の猶予期間とりますが、その受注者の方が30日間の猶予期間でいいという形で申し入れをして工事開始日を決めたときには、その30日分がスライドします。ですので、もともと60日間いっぱいだった工期より30日間短い形で工期が終わるということで、猶予期間を短くすれば、その標準工期のほうも短くなった分スライドして、早く終わるような形になります。

**○委員（川添公貴）** 最初60日で申請していて、いや30日でできますよといったときには、その標準工期の120日が前に出れるということですよ。届け出によって。了解。

仮に今度は目いっぱい60日をとって、標準工期がありますけど、それが含めたときに、全体的に180日かかります。全体あわせたときに。そうすると発注時期の問題がかかってくると思うんですが、今まで以上に早期発注をしていかれるのかどうかということが1点。

それから、今回報告がなかったんですけど、応札をして最後くじ引きというケースがかなり多いんです。そのくじ引きに対して、くじ引きにならないような方法をとられたのかどうか。最低制限価格でみんなばんって入れてきたときに、というのは御存じのように、持っている建設用ソフトが、市役所も業者も皆同じものですから、間違いなく入れればがっつり数字が出るんですよ、同じ数字入れるで。同額のくじ引きという形になろうと思うんですけど、そのくじ引きにならない方法を、今回対策をとられたのかどうか。その2点を教えていただけますか。

**○契約検査課専門職（綾織孝文）** まず、早期発注で努めているのかという御質問ですけども、早期発注はするように、各課のほうにはお願いをしております。いつまでに何%という目標は設けておりませんが、早期発注はするように、各課にお願いはしております。平準化するようにということをお願いをしております。

それとくじ引きですけども、本会議のほうでも今回の御質問があってございましたけれども、全

局的に発生している問題で、くじの発生を抑制する方法としては、事例は幾つか把握もしてございますけれども、今のところはまだ調査研究といえますか、実情を把握しているところで、具体的な解決策は、今のところないところでございます。

**○委員（川添公貴）** わかりました。応札する側も時期によって、価格の埋め入れ方が違うのはわかっているんで、今の時期だったらくじが多いと多分思うんです、4、5、6月に関しては。でも10月、11月になってくれば、今度は不落が多くなっていくという現象があると思うんです。そこ辺をうまく調整をしていくには、先ほど言ったように、120日ここに書いてある分で行くと、工期が120日、予備期が60日、180日考えた上で、やはり早期発注にもってきて、今おっしゃったように平準化をなるべく前倒し発注してやっていくことによって、くじ引き等がなくなってくるやもしれませんし。

だから、今回、この当然人がいないんです、建設業界は。だから、この余裕期間等を含めて、早目に発注していただくことによって、業者さんがある程度とっていけるんで、そしたらくじはなくなってくるような気はしますんで、先にそこら辺の手立てを打ってもらったような気がするんですけど。

**○総務部長（田代健一）** 今回お示ししてございます改革案につきましては、直接くじ引き発生率の是正にはつながるものではないんですけども、例えばお話が出ました、猶予期間の設定の入札の契約方式につきましても、手持ち工事等がまだ済まない状況の中で、計画的に受注者側のほうが、ある程度この猶予期間を利用しながら、次の工事をとるといような計画は立てられるようになるという点で、効果があるのかなと思っております。そうなりますと、くじの発生原因というのは、今委員からございましたように、いわゆる人気のある工事、それから発注がまだ出ていない時期で、とりたいた方がたくさんいらっしゃる時点で、くじになることが多うございますので、そういった工事の計画的な受注をして施工を行うというようなスケジュール的なものが組めれば、間接的にはくじの発生是正にもつながっていくのではないかとこのように考えております。

今回の分というのは、働き方改革という部分で、

受注者側、発注者側ともに余裕のある工程でできるようにということに重点を置いてした改革ではございますが、そういった面ではくじの是正にもつながっていくというような期待はしているところです。

○委員（川添公貴）わかりました。なるべくそういうくじはされないように、それで今、部長おっしゃったんですけど、次の工事に向けて、若干余裕が出るということであると、80%済んでれば、次の札入れますよね。そしたら、仮にこの猶予期間60日でとったときに、この応札の時点で70%であって、この60日期間の中で80%になるとというのは、応札ができるんですか。

○契約検査課長（南 忠幸）それはできないということです。その猶予期間の間に工事が完了しないといけないということになっています。

○委員（川添公貴）完了じゃなくて80%でしょ。次の札入れるのは、80%でしょ。

○契約検査課長（南 忠幸）80%です。

○委員（落口久光）例のスクールバスの事故の件、きのうの教育委員会のところでも、相当議論があったので、多くをここで語るつもりはないんですけど、今現在1カ月の入札停止で、その停止期間の間に今回のスクールバスの入札が、もう行われて、この事業者さんには仕事はいかないということは聞いたんですが、この1カ月の入札期間が終わった後は、そのまま次のもし方が一何かのいろんな事業があったときには、そのままその入札対象に上がるという認識でよろしいんですか。

○契約検査課長（南 忠幸）指名停止期間の1カ月が過ぎれば、指名をするのは各課のほうで担当課のほうで指名しますけれども、指名に上がってくれば入札参加できるということになります。

○委員（落口久光）普通は、対策書であったりとか、きのうも事故対応マニュアルか何かをつくられるということで、その資料請求をお願いはしてるんですけど、そういう企業のいろんな是正策がちゃんと機能しているのか、機能するような仕組みになっているのかというのを確認してから、テーブルにのせる、のせないの判断をするのが普通だと思うんですけど、そこら辺についての議論とかはないんでしょうか。

○総務部長（田代健一）今回の指名停止処分につきましては、事実に基づいてやりますので、

今回の分は虚偽報告があったという事実の分に対しての1カ月の指名停止でございます。指名停止期間が切れますと、当然に指名に参加する権利は復元するんですけども、その時点での指名のこういった入札をするかというのについて、その時点で、その業務についての適正な安全性が確保されている業者であるかどうかについては、それぞれのまた改めてその入札に係る入札契約委員会が開かれますので、その中で判断されることになります。

御指摘いただいたような安全性の確保について、きちんとした対応がとられていないとその時点で判断されれば、指名される資格はあるけれども、当該入札の指名業者にはならないといったこともあり得るということです。

○委員（落口久光）そこの業者さん個人を集中的にたたくつもりはないんですけど、1回こういうことがあったという事実は事実なので、そこはちゃんとしかるべき処置をとって、きちんと運用できるような形に仕向けていくいうのも、こちらサイドの務めでもあると思いますので、ぜひそこはお願いいたします。

あと、ちょっと委員長に相談なんですけど、きのうの資料請求のところ、ちょっと余り考えていなかったところもあって、もし可能であれば事故当日の前後1週間の運行記録までいただければ、ちょっとそれもいただきたいと思うんですけど、そこを判断お願いいたします。

○委員長（徳永武次）当局とちょっと検討させてください。ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後5時13分休憩

~~~~~

午後5時14分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会

議を開きます。

△閉 会

○委員長（徳永武次）本日の委員会はこれで閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで閉会いたします。

次の委員会は18日、月曜日、午前10時から第3委員会室で開会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳 永 武 次